

文 教 委 員 会

令和8年3月17日

議 案

- (1) 議案第17号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育指導課長)
- (2) 議案第18号 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (学務課長)

庶務報告

1 議案関係

- (1) 葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事(その3)請負契約締結について (学校施設課長)
- (2) 葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)

2 一 般

- (1) かつしか教育プラン(2024~2028)の取組について【令和8年度取組予定】 (教育総務課長)
- (2) 就学援助認定区分等の変更について (学務課長)
- (3) (仮称)葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について (教育指導課長)
- (4) 令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について (教育指導課長)
- (5) いじめによる重大事態の発生について (教育指導課長)
- (6) 体育施設の利用の在り方に関する見直しについて (生涯スポーツ課長)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育指導課

1 改正理由

管理職の職務及び職責をより重視した給与体系の見直しに伴い、所要の改正をするもの

2 改正概要

管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間を以下のとおり改める。

〔現行〕

職	週休日等における勤務		週休日等以外の日（午前0時～午前5時）における勤務
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
園長	10,000円	15,000円	5,000円
副園長	8,000円	12,000円	4,000円



〔改正後〕

職	週休日等における勤務		週休日等以外の日（午後10時～翌日午前5時）における勤務
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
園長	10,000円	15,000円	5,000円
副園長	8,000円	12,000円	4,000円

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表 (改正部分抜粋)

現行	改正案
<p>第1条～第22条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務し<u>なかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条～第34条 (略)</p>	<p>第1条～第22条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務し<u>しなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条～第34条 (略)</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学務課

1 改正理由

公務災害補償の補償基礎額及び介護補償の限度額を改める必要があるので、改正を行うもの

2 概要

公務災害補償の補償基礎額を変更する。

介護補償の限度額を変更する。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案
<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</p>	<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</p>

(6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第11条 (略)

(介護補償)

第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるも

(6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第11条 (略)

(介護補償)

第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるも

のに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が17万7,950円を超えるときは、17万7,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万5,490円以下であるときに限る。）
8万5,490円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が8万8,980円を超えるときは、8万8,980円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万2,700円以下であるときに限る。）
4万2,700円

第13条～第30条（略）
別表（第4条関係）

のに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が18万6,050円を超えるときは、18万6,050円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万5,490円以下であるときに限る。）
8万5,490円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が9万2,980円を超えるときは、9万2,980円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万2,700円以下であるときに限る。）
4万2,700円

第13条～第30条（略）
別表（第4条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
	1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	8,529 円	9,909 円	12,351 円	13,575 円	15,837 円
2 学校薬剤師の補償基礎額	7,164 円	7,932 円	9,438 円	10,701 円	11,610 円	11,970 円

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
	1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	9,060 円	10,332 円	14,175 円	14,175 円	16,467 円
2 学校薬剤師の補償基礎額	7,629 円	8,340 円	9,873 円	11,073 円	11,907 円	12,246 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

4 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後の別表の規定の適用については、同表1の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。

6 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）請負契約締結について

学校施設課

1 工事の目的

葛飾区立東金町中学校については、葛飾区学校施設長寿命化計画に基づき教育環境の維持・向上のための工事を実施している。今回、長寿命化工事の一環として、葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

(2) 工事箇所

葛飾区東金町五丁目3番1号ほか

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

1億6,665万円

(5) 契約金額

1億5,387万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区西水元二丁目11番11号

株式会社大和建設

代表取締役 小川和男

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 工事の概要

- | | |
|--------------|----|
| (1) 内装改修工事 | 一式 |
| (2) 体育館床改修工事 | 一式 |
| (3) トイレ改修工事 | 一式 |
| (4) 外構工事 | 一式 |
| (5) プール棟改修工事 | 一式 |

4 参考資料

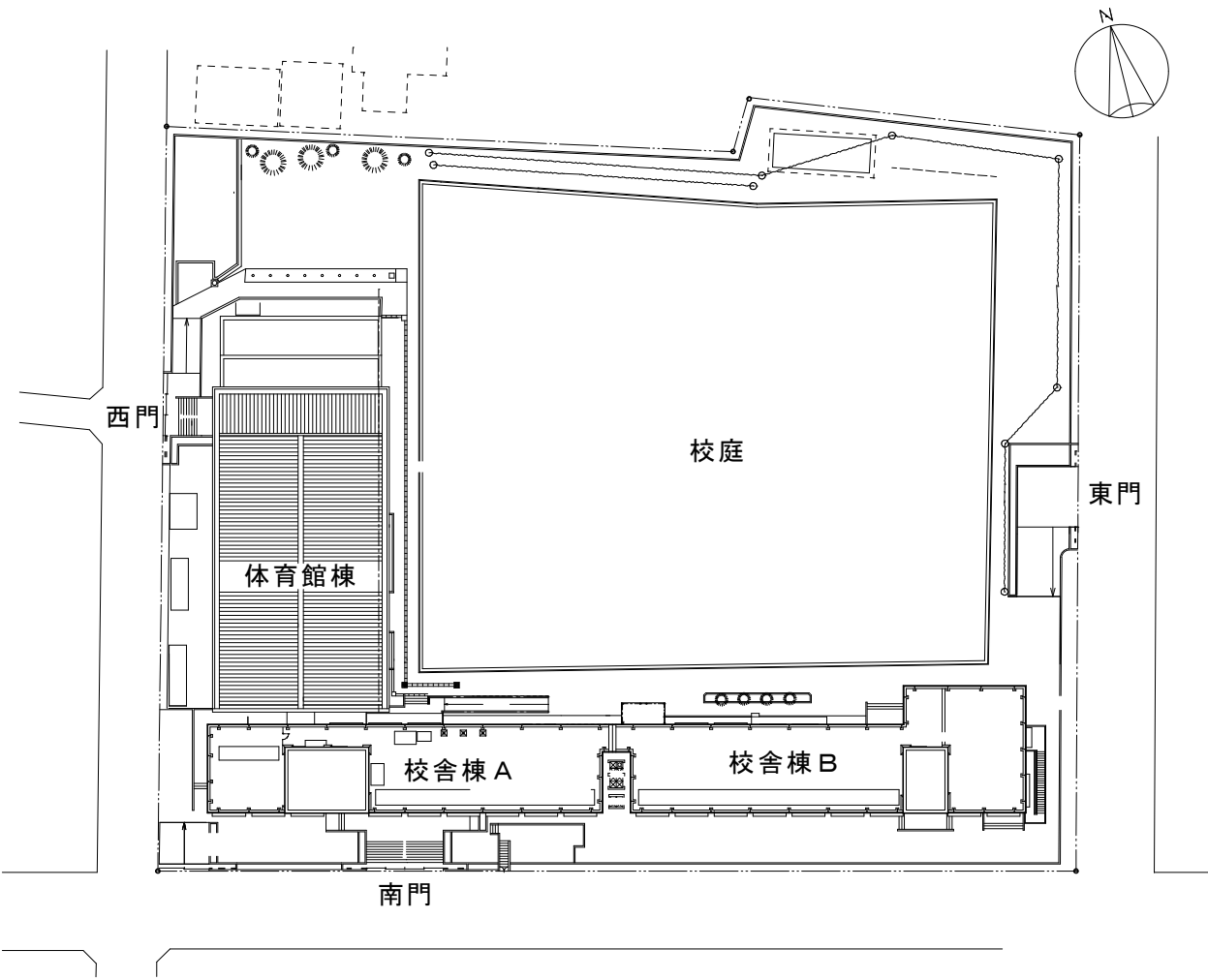
- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 配置図
別紙2のとおり

案内図



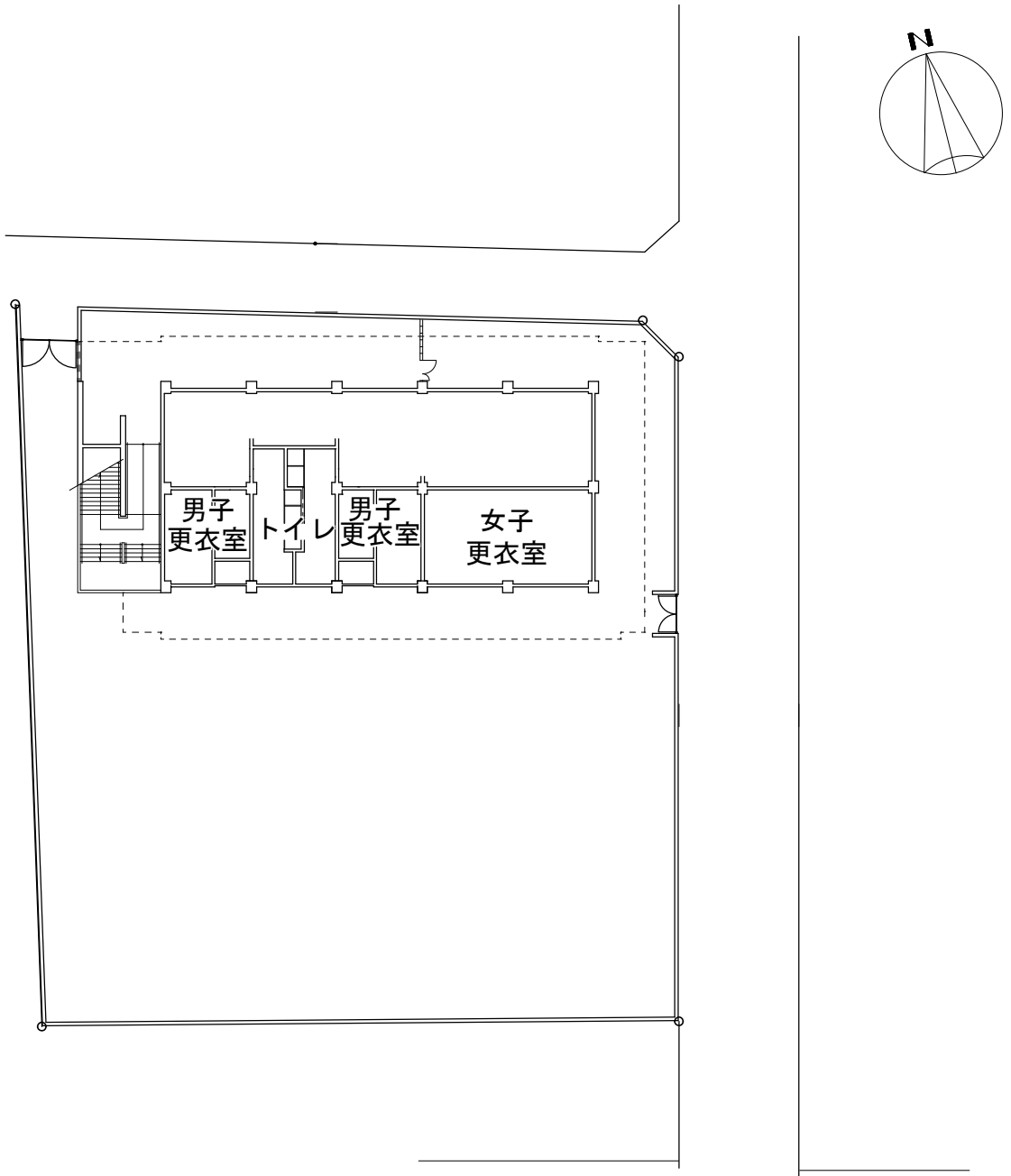
葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

校舎棟及び体育館棟配置図



葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

プール棟配置図



葛飾区立東金町中学校内装改修その他工事（その3）

葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立道上小学校について、外構整備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立道上小学校外構整備工事

(2) 工事箇所

葛飾区亀有四丁目35番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

5億6,028万5,000円

(5) 契約金額

5億5,756万8,000円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区新小岩四丁目24番11号

株式会社佐藤工務店

代表取締役 佐藤 正 則

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

(1) 校庭整備工事 一式

(2) 附属棟建築工事 一式

(3) 防球ネット等設置工事 一式

(4) 電気設備工事 一式

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図

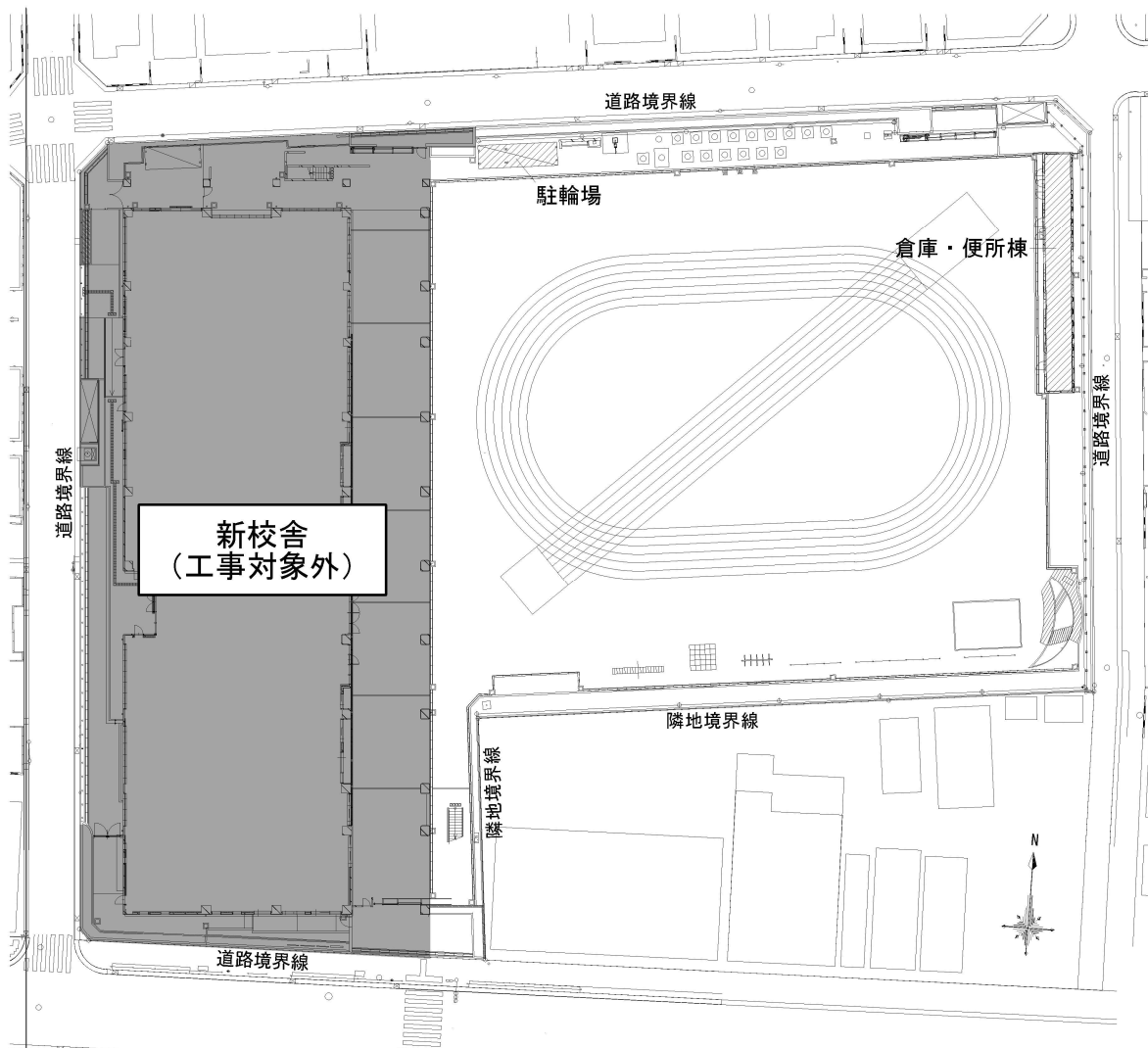
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立道上小学校外構整備工事

配置図



葛飾区立道上小学校外構整備工事

かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和8年度取組予定】

教育総務課

1 かつしか教育プラン（2024～2028）について

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和6年度から令和10年度までの5年間における葛飾の教育行政の方向性を示すものである。

2 かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

本計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に推進していくために、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックする仕組みが必要である。そのため、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価していくほか、PTAや地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を年2回開催し、様々な意見をいただくことにより、次年度以降の施策につなげて、本計画の推進を図っていく。

3 令和8年度取組予定について

令和8年度の取組予定については、令和8年2月に今年度2回目の推進委員会を開催し、内容の検討を行い、別添のとおり作成したものである。

かつしか教育プラン（2024～2028）の 取組について

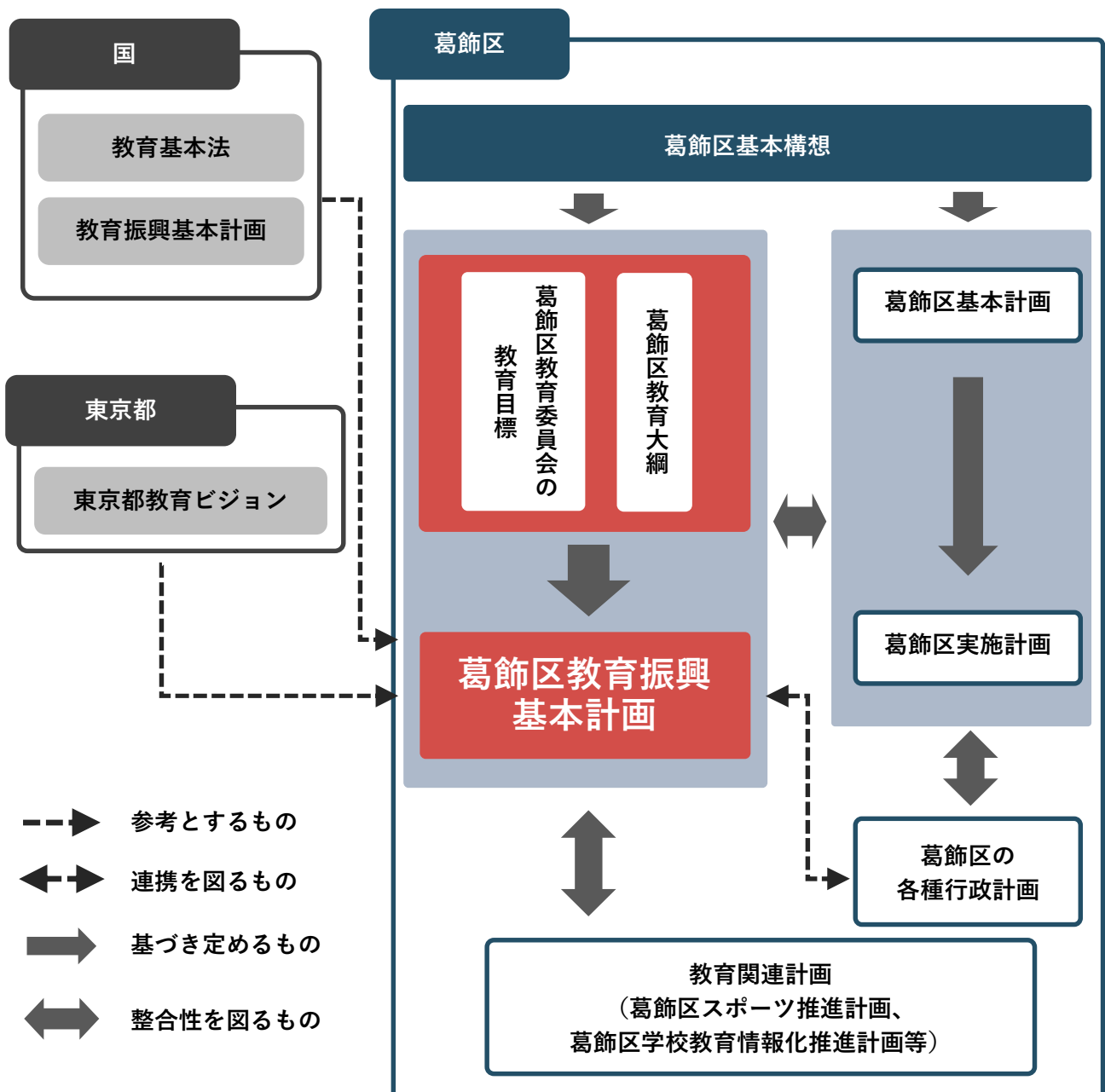
【令和8年度取組予定】

かつしか教育プラン（2024～2028）の位置付けについて

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

- 計画の策定に当たっては、国や東京都の教育振興基本計画を参考とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定した葛飾区教育大綱及び、平成 29（2017）年 2 月に教育委員会決定した葛飾区教育委員会の教育目標に基づき策定しました。
- また、葛飾区基本構想に基づき策定された葛飾区基本計画及び葛飾区実施計画のほか、教育関連計画と整合性を図るとともに、葛飾区の各種行政計画と連携を図ります。

計画の位置付けイメージ図



かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

「かつしか教育プラン（2024～2028）」は、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和10（2028）年度までの5年間における葛飾の教育行政の方向性を示すものとして、令和6（2024）年1月に策定しました。

葛飾区が目指すこれからの教育として、「SDGsの目標（ゴール）の達成を目指す教育」、「子どもたち一人一人を大切にした教育」を掲げ、「**かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～**」の実現に向けて、次の3つの基本方針のもと、取組を進めます。

- 1 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します
- 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します
- 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

かつしか教育プラン（2024～2028）の進行管理について

計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックできる仕組みが必要です。

そのため、「かつしか教育プラン（2024～2028）」の推進に当たっては、PTA、地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会に報告し、様々な立場からの意見を踏まえるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策につなげていきます。

目 次

基本方針 1 子ども一人一人が生き生きと学び 生きる力を培う学校教育を推進します	1
----------------------------------------------------------	---

目指す方向性

- (1) ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成
- (2) 幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成
- (3) 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応
- (4) 信頼に応える学校
- (5) 魅力ある充実した学校

基本方針 2 家庭・地域・学校が連携して 子どもの豊かな成長を促します	23
-----------------------------------------------------	----

目指す方向性

- (1) 家庭の教育力向上
- (2) 地域ぐるみで見守り育む体制づくり
- (3) 家庭・地域との協働による学校教育の充実

基本方針 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します	33
---------------------------------------	----

目指す方向性

- (1) 誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実
- (2) 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり
- (3) 誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

参考資料

調査概要	48
------------	----

※ 各基本方針の末尾に脚注を入れています。

基本方針 1

子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

《方針・施策の概要》

子どもたちが、自らの幸福はもとより、将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となるよう、「生きる力」を培います。そのために、校長の適切なマネジメントによる組織的な学校運営のもと、教員が高い専門性を発揮することで、より質の高い学校教育を実現します。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校、中学校、さらには高等学校までの連続した教育活動を推進します。

さらに、学校施設、設備、ICT環境及び学校間連携・教員研修等を充実させ、葛飾区で学ぶことができよかったと実感できる教育環境を整えます。

《評価指標》

「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(80.0) 78.9	(81.0) 78.4	(82.0)	(83.0)	(84.0)
中学校	(80.0) 80.3	(81.0) 81.0	(82.0)	(83.0)	(84.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施策
(1) ウェルビーイング ² を目指した 学力向上と健康な体の育成	①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実
	②生涯を健康に生きるための体力向上の取組
	③主体性・協働性を育む教育の充実
	④グローバル人材 ³ の育成
	⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進
(2) 幸せや生きがいを感じられる 豊かな心の育成	①多様性を尊重する心の育成
	②豊かな感性と創造性の育成
	③自己肯定感 ⁴ の醸成

(3) 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応	①特別支援教育 ⁵ の推進
	②不登校に係る支援の充実
	③日本語指導の充実
(4) 信頼に応える学校	①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実
	②連携・協働する学校づくり
	③互いに高め合う教員集団の育成
	④教員が能力を発揮できる環境づくり
	⑤開かれた学校づくり
(5) 魅力ある充実した学校	①学習環境の充実
	②教育D X ⁶ を推進する環境整備
	③学びの機会の充実

目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成

校長を中心としたマネジメントの下、自校の学力の実態に即した学力向上プランを策定し、学校の主体的な学力向上に対する取組を充実します。学力向上に向けて、個別最適な学びと協働的な学びに向けた授業を充実するとともに、思考力、判断力、表現力等を育みます。また、体育の授業の充実、運動や外遊びを通じた体力の向上を図ります。

これらの取組で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指します。

《評価指標》

全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学の平均正答率について、葛飾区と全国との差の平均(ポイント)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(1.8) -0.1	(2.0) 0.6	(2.2)	(2.4)	(2.6)
中学校	(-1.2) -1.3	(-1.0) 0.7	(0.9)	(1.1)	(1.3)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

体力・運動能力調査における体力合計点の平均(点)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(45.4) 44.5	(45.5) 44.6	(45.6)	(45.7)	(45.8)
中学校	(43.2) 42.8	(43.3) 43.5	(43.6)	(43.7)	(43.8)

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都教育委員会）

※小学1年生～6年生、中学1年生～3年生が対象

小学5年生まで(中学1・2年生のとき)に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(74.9) 78.0	(78.5) 75.1	(79.0)	(79.5)	(80.0)
中学校	(78.2) 78.0	(79.1) 75.0	(80.0)	(81.0)	(82.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(77.7) 82.3	(83.0) 80.5	(83.7)	(84.4)	(85.0)
中学校	(79.0) 83.8	(84.1) 82.8	(84.4)	(84.7)	(85.0)

全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生及び中学3年生が対象

「英語の勉強は大切だと思いますか」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(91.0) 91.6	(92.0) 84.2	(92.5)	(93.0)	(93.5)
中学校	(88.8) —	(90.0) 86.8	(90.5)	(91.0)	(91.5)

令和6年度全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生のみ

令和7年度以降、葛飾区学習意識調査(教育委員会事務局教育指導課) ※小学4年生以上が対象

施策	令和8年度取組予定
①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実	<p>(ア) 校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン⁷」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン⁸」を作成し、授業の充実を図ります。また、各学校における校内研修の講師の活用を推進するとともに、小学校では補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では学習センター(学校図書館)を活用した自学自習の取組に加え、学習指導員の活用により学力向上を図ります。</p> <p>(イ) 小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と1人1台タブレット端末を連携させて作成した児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の定着及び情報活用能力の向上を図ります。</p> <p>(ウ) 「新聞記事を教材としたワークシート」の活用について、対象を小学5年生から中学3年生までの児童・生徒に拡大し、読み解く力の育成を図ります。</p> <p>(エ) 映像教材を活用した自学自習用デジタル教材を活用する中学校を10校から15校へ拡大し、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ります。</p>

	<p>(オ) 区立小・中学校の学校司書⁹を統括する学校図書館コーディネーターや学習センター（学校図書館）¹⁰の活用改善に向け、各学校に指導・助言する学習センター活用推進アドバイザーを派遣し、児童・生徒が本に親しむ機会の提供や授業における調べ学習等への支援を行います。また、全ての中学校に学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施し、放課後等における自学自習の場として学習センターの活用を推進します。</p> <p>(カ) 教員が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度¹¹等における校内研究を積極的に奨励します。</p> <p>(キ) 数学検定・算数検定、漢字検定、英語検定に向けた取組を推進するとともに、児童・生徒に目標をもたせることにより、より一層の学力向上を図ります。</p> <p>(ク) 東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）¹²において探究的な活動ができるよう実験教室を開催するとともに、「葛飾みらい科学研究コンクール¹³」などを実施し、理科好きの子どもを育成します。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会や東京理科大学地域貢献サークルと連携した実験教室を実施します。</p> <p>(ケ) 東京理科大学との連携により、区立小・中学校の教員を対象とした授業力向上研修会を行います。</p> <p>(コ) 小学3年生を対象とした校外学習において科学教育センター（未来わくわく館）の活用を促し、科学と技術の興味・関心を高めます。</p> <p>(サ) 理科支援員¹⁴を配置し、理科の授業の充実を図ります。</p> <p>(シ) 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、能力を更に向上させるための「かつしかチャレンジプログラム」を実施します。令和8年度は、小・中学生を対象に「自然科学コース（科学教室）」と「プログラミングコース」、「理数分野コース」を、中学生対象に「English challenge（イングリッシュチャレンジ）コース」を引き続き実施し、プログラミングコースについては入門編を設け、メニューの充実を図ります。また、新たに小学生を対象に「調べる学習コース」を開設し、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図ります。</p>
<p>②生涯を健康に生きるための体力向上の取組</p>	<p>(ア) 児童・生徒の体力向上の目標となる「かつしかっ子体力アッププログラム¹⁵」に基づき、学校教育全体で体力の向上を図ります。</p> <p>(イ) 各学校における体力の課題を踏まえ、重点取組を設定し、体力の向上を図ります。</p>

	<p>(ウ) 小学校では、外部講師を活用した体力向上プログラムを全校において実施し、児童の体力向上に取り組みます。</p> <p>(エ) 中学校では、生徒が体を動かす楽しさや喜びを実感し、運動に意欲的に取り組むことができるよう、外部有識者による保健体育研修会を実施し、授業力の向上を図ります。</p> <p>(オ) 学校の休み時間や放課後に「体を使った遊び」を奨励することで、体力の向上を図ります。</p>
<p>③主体性・協働性を育む教育の充実</p>	<p>(ア) 「主体的・対話的で深い学び¹⁶」の実現に向けて、1人1台タブレット端末を活用し、様々な考えを可視化するとともに、学習支援アプリケーション等の活用を通して、児童・生徒が主体的に取り組む授業を推進します。</p> <p>(イ) 葛飾教師の授業スタンダード¹⁷に基づき、授業の中に児童・生徒がじっくりと考え、主体的、協働的に学ぶ場を効果的に取り入れることで、思考力・判断力・表現力等を育成します。</p> <p>(ウ) ICT機器の操作や情報収集等のスキルを身に付けることはもとより、情報モラル教育やプログラミング教育¹⁸等の充実を図り、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力を育成します。8年度は、小学校のプログラミング教材を更新し、プログラミング教育の更なる推進に取り組むなど、児童・生徒の情報活用能力を高める学習活動の充実を図ります。</p>
<p>④グローバル人材の育成</p>	<p>(ア) 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学1・2年生に「英語に親しむ活動」の時間を区独自に設け、英語教育をより一層充実させます。また、小学1年生から外国語指導助手（ALT）¹⁹を配置し、生きた英語を習得できるよう取り組みます。</p> <p>(イ) 小学5・6年生及び中学1年生を対象に体験型英語学習施設を利用した「英語体験プログラム」を実施し、興味・関心を高め、英語による表現力を身に付けられるようにします。</p> <p>(ウ) 中学2年生を対象に、1人1台タブレット端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、互いの国の文化や生活を知る機会をつくります。</p> <p>(エ) イングリッシュキャンプ²⁰や英語検定助成など、外国語に関する学習意欲を高める取組を推進します。2泊3日のイングリッシュキャンプについては、中学生を対象に宿泊体験型の施設において、施設独自のLESSONプログラムにより、異文化を体験させながらコミュニケーション能力の向上を図ります。</p>
<p>⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進</p>	<p>(ア) 「就学前教育アドバイザー」が、区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携して、幼児教育の質の向上に向けて、助言及び支援を行</p>

	<p>います。</p> <p>(イ) 「かつしかっ子就学前教育カリキュラム²¹」や「かつしかっ子スタートカリキュラム²²」に基づき、小学校を中心とした近隣の幼稚園や保育園等をグループとした幼保小連携教育を推進します。</p> <p>(ウ) 各グループの実践を区内全体で共有するとともに、幼保小連携教育カンファレンスを開催し、区内の就学前教育施設と小学校教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図ります。</p> <p>(エ) 幼保小連絡協議会、小中連絡協議会、中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態を踏まえながら、幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を推進します。</p> <p>(オ) 進学重点教室²³やキャリア教育²⁴などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携を推進します。また、区内都立高等学校と中学校が連携した進路指導の充実を図ります。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育みます。また、全ての子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めます。

《評価指標》

「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(82.0) 79.4	(84.0) 78.6	(86.0)	(88.0)	(90.0)
中学校	(89.0) 88.6	(89.3) 88.1	(89.5)	(89.8)	(90.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

いじめの解消率（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(64.5) 59.5	(66.5) —	(68.5)	(70.5)	(74.5)
中学校	(61.2) 62.6	(63.2) —	(65.2)	(67.2)	(69.2)

解消件数/認知件数（教育委員会事務局教育指導課いじめ対策担当係）

「自分には、よいところがある」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(82.0) 82.2	(82.9) 83.7	(84.0)	(84.5)	(85.0)
中学校	(78.0) 80.6	(81.3) 84.3	(84.5)	(84.7)	(85.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

施策	令和8年度取組予定
①多様性を尊重する心の育成	<p>(ア) 多様性を尊重する心や道徳性の育成のために、道徳科の授業を中心に、学校教育全体で道徳教育の充実を図ります。また、「道徳授業地区公開講座²⁵」により、学校、家庭及び地域社会が連携して児童・生徒の豊かな心を育みます。</p> <p>(イ) 各学校に人権教育担当者を配置して年3回研修を行うとともに</p>

	<p>に、人権教育プログラム（学校教育編）²⁶及び子どもの権利条約に基づいた人権教育を各学校で組織的に進めます。</p> <p>(ウ) 東京都人権尊重教育推進校²⁷の研究・実践に関する中間報告会を開催し、区内全校に研究成果を還元します。</p> <p>(エ) いじめ専用電話相談窓口「かつしかいじめほっとライン」を設置し、いじめの早期発見、早期対応の強化を図ります。</p> <p>(オ) 葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの状況に関する分析と対応を検討し、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード²⁸」の改訂及び「いじめ防止に向けたリーフレット」の内容の見直しを行います。</p> <p>(カ) 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」に沿った対応を推進するため、教職員への研修を充実させ、教職員のいじめに関する理解の促進及び意識の向上を図ります。</p> <p>(キ) 8年度は、弁護士を講師とする研修を実施し、管理職や教職員の対応力の向上を図るとともに、法的責任の理解を深めます。</p>
<p>②豊かな感性と創造性の育成</p>	<p>(ア) 小学校における岩井臨海学校及び日光移動教室、中学校におけるみなかみ移動教室及びふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みます。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みます。</p> <p>(イ) 文化的行事、体育的行事及び連合行事において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みます。</p>
<p>③自己肯定感の醸成</p>	<p>(ア) 道徳科や学校行事等を通して教員が児童・生徒の活動を価値付けることで、子ども一人一人がかげがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みます。</p> <p>(イ) 生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にす態度の育成を図ります。</p> <p>(ウ) 子どもたちの取組を積極的に表彰し、自尊感情を高めます。</p>

目指す方向性（3）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応

全ての子どもたちがその能力を最大限に発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、互いに高め合うことができるよう、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。

《評価指標》

特別支援教室²⁹において指導を受けた児童・生徒数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(995) 996	(1,058) —	(1,058)	(1,058)	(1,058)
中学校	(281) 240	(255) —	(255)	(255)	(255)

特別支援教室利用に係る教育課程受件数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

自閉症³⁰・情緒障害特別支援学級³¹において指導を受けた児童・生徒数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(21) 19	(24) 25	(24)	(24)	(24)
中学校	(20) 20	(24) 25	(24)	(24)	(24)

葛飾区立学校児童・生徒・園児数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

不登校児童・生徒数[そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数]（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(480[170]) 529[158]	(510[200]) —	(505[205])	(500[210])	(495[215])
中学校	(760[310]) 706[146]	(700[270]) —	(690[275])	(680[280])	(670[285])

不登校児童・生徒数等実績（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

にほんごステップアップ教室 ³² 、日本語学級利用者数（人）					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
にほんごステップアップ教室利用者数	(170) 140	(155) —	(160)	(165)	(170)
日本語学級利用者数	(142) 248	(255) —	(260)	(265)	(270)

児童・生徒在籍数調査（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

施 策	令和 8 年度取組予定
①特別支援教育の推進	<p>(ア) 発達障害等のある児童・生徒に対して教員が巡回指導を行う特別支援教室を全区立小・中学校で実施します。</p> <p>(イ) 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小・中学校各2校で運営します。</p> <p>(ウ) 通級指導学級（言語障害学級）を増設し、小学校2校で運営します。</p> <p>(エ) 特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図っていきます。</p> <p>(オ) 発達障害等のある児童・生徒に対して、危機回避・安全管理及び学習又は生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を小学校全校及び中学校10校に配置します。</p> <p>(カ) 学校及び家庭への多角的な支援を充実させるために、特別支援教室に通室している児童の保護者を対象として、ペアレントトレーニング講座を実施します。8年度は対象を、小学1年生から3年生の保護者から小学校全学年の通室児童の保護者へと拡大します。</p> <p>(キ) 全ての小学校で1人1台タブレット端末を活用した多層指導モデル（デジタル版MIM）³³を実施し、読みに支援が必要な児童への早期対応を行います。</p> <p>(ク) 特別支援学級に在籍している児童・生徒及び特別支援教室に通室している児童を対象に、個々の実態や特性に応じた学習アプリを導入します。</p>
②不登校に係る支援の充実	<p>(ア) 自発的な学習や体験的な学習の場を提供し、心理専門員との相談等を行い、社会的自立に向けた支援を行う「ふれあいスクール明石」を運営するとともに、仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム³⁴）を活用した居場所・学びの場を提供します。</p> <p>(イ) 教員経験者と心理専門員が各学校を訪問し、児童・生徒の状</p>

	<p>況の把握と支援の検討を行う訪問型学校復帰支援を実施します。</p> <p>(ウ) 学校に登校できるものの、教室に入ることができない児童・生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」の設置を進めます。中学校については7年度に全校での設置が完了することから、8年度は全校において運営します。小学校についても、8年度は4校で運営します。</p> <p>(エ) 登校支援や見守り支援を行う登校サポーターについて、8年度は配置する小学校を7年度の2校から3校に拡大します。</p> <p>(オ) 中学校5校に不登校対応巡回教員を配置し、巡回拠点校及び巡回校において不登校生徒の支援等を行います。</p> <p>(カ) 双葉中学校内に不登校生徒を対象とした「チャレンジクラス³⁵」を開設し、ゆとりある生活時程を実現することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようにします。</p> <p>(キ) 「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード³⁶」の理解を促し、教職員の啓発に取り組みます。</p> <p>(ク) スクールソーシャルワーカー³⁷及びスクールカウンセラー³⁸の積極的な活用を促し、学校が関係機関と連携して問題の解決に取り組めるよう支援します。</p>
<p>③日本語指導の充実</p>	<p>(ア) 日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター³⁹及び新小岩中学校内の2か所において運営します。さらに、8年度中に区内3か所目となる「にほんごステップアップ教室」を金町地域に開設します。</p> <p>(イ) 日本語学級を小学校2校・中学校2校で運営し、授業に必要な日本語の指導を行うとともに、「にほんごステップアップ教室」との連携強化を図ります。</p> <p>(ウ) 日本語指導が必要な児童・生徒数の増加により、日本語学級の定員が逼迫していることから、日本語指導講師を配置し、日本語指導の充実を図ります。</p> <p>(エ) 日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。</p>

目指す方向性（４）信頼に応える学校					
<p>子どもや保護者への相談体制の充実を図り、適切な支援を行います。また、学校の教育活動において「葛飾教育の日⁴⁰」等での学校公開の充実を図るとともに、教職員の指導体制の充実を図ります。さらに、教員研修の充実、学校評価⁴¹や学校ホームページの活用などを通して、区民の信頼に応える学校づくりを進めます。</p>					
《評価指標》					
ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標) 実績	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(56.6) 69.4	(70.4) 66.8	(72.0)	(74.1)	(80.0)
中学校	(50.5) 63.8	(64.8) 71.4	(72.0)	(72.6)	(80.0)
葛飾区教育情報化に関するアンケート調査（教育委員会事務局学校教育推進担当課）					
教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数（校・園）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標) 実績	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小・中学校、園	(29) 29	(39) 40	(49)	(59)	(69)
事業実績（教育委員会事務局教育指導課）					
「葛飾教育の日」に参観した保護者の人数（人）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標) 実績	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(141,000) 216,265	(217,000) —	(217,500)	(218,000)	(218,500)
中学校	(22,500) 41,868	(42,000) —	(42,500)	(43,000)	(43,500)
事業実績（教育委員会事務局教育指導課）					
施策	令和8年度取組予定				
①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実	<p>(ア) 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。</p> <p>(イ) 様々な困難を抱える児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスク</p>				

	<p>ールソーシャルワーカーを派遣します。</p> <p>(ウ) 児童・生徒の多様化・複雑化した課題への適切な対応に向け、学校が状況に応じて、児童相談所、警察署などの関係機関とより緊密に連携できるよう、支援を行います。</p>
<p>②連携・協働する 学校づくり</p>	<p>(ア) 全ての学校・園で、校園長のリーダーシップの下、教職員が連携を図り、より充実した教育環境づくりを推進します。</p> <p>(イ) 校内において組織的にOJT⁴²を実施するなど、学校が一体となって人材育成に取り組みます。</p>
<p>③互いに高め合う 教員集団の育成</p>	<p>(ア) 全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図ります。</p> <p>(イ) 「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会⁴³」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図ります。</p> <p>(ウ) 教育課題に対応した研究を行う学校・園を、「教育研究指定校・園」として指定するとともに、研究発表会では各学校・園の研究成果を共有し、各学校・園の教育活動の充実に活用できるようにします。</p>
<p>④教員が能力を 発揮できる環境 づくり</p>	<p>(ア) 2地区目以上かつ7年以上の経験を有する教員等を対象に、区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾⁴⁴を開設し、管理職を見据えた広い視野をもったリーダーを育成します。</p> <p>(イ) 教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど、他の教員の資質向上を図ります。</p> <p>(ウ) 教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高めるために、各職層における研修を充実させます。</p> <p>(エ) 教員が子どもと向き合う時間を確保するために、各学校のICT活用の推進役となる教職員を対象とした研修の充実を図り、ICT環境の更なる活用を促進し、働き方改革の推進に取り組んでいきます。</p>
<p>⑤開かれた学校 づくり</p>	<p>(ア) 月1回の「葛飾教育の日」において、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図るため、日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開します。</p> <p>(イ) 学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に行い、保護者、地域住民への改善策の公表などを通して、引き続き学校運営に対する理解を図ります。</p>

	<p>(ウ) 学識者が、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から評価を行う第三者評価⁴⁵を、希望する小・中学校で実施します。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目指す方向性（５）魅力ある充実した学校

子どもが地域で安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにします。

また、地域の防災拠点でもある学校の改築を計画的に推進します。改築に当たっては、地域とともにある学校としてふさわしい機能を、地域の方々と協議しながら整備していきます。

《評価指標》

子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(69.9) 69.9	(70.4) 72.7	(73.2)	(73.7)	(74.2)
中学校	(63.8) 62.1	(64.3) 60.1	(64.8)	(65.3)	(65.8)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）

放課後や長期休業中に学習センター（学校図書館）を活用した生徒数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
中学校	(28,000) 21,718	(28,000) —	(29,000)	(30,000)	(31,000)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施策

令和8年度取組予定

①学習環境の充実	(ア) 平成30年9月に決定した改築校について、以下の取組を進めます。	
	水元小学校	体育館解体工事、外構工事 令和7年9月新校舎で運営開始
	道上小学校	既存校舎解体工事、外構工事 令和7年4月新校舎で運営開始
	二上小学校	既存校舎解体工事 令和8年4月新校舎で運営開始予定
	よつぎ小学校 四ツ木中学校	中学校既存校舎解体工事、新校舎建設工事 令和11年9月新校舎で運営開始予定
	宝木塚小学校	新校舎建設工事、仮校庭整備工事 令和11年1月新校舎で運営開始予定
	常盤中学校	新校舎建設工事、既存校舎解体工事 令和9年4月新校舎で運営開始予定

	<p>柴又小学校</p>	<p>東柴又小学校及び桜道中学校と併せて柴又地域一連で学校を改築</p>
<p>(イ) 令和5年12月に決定した改築校について、以下の取組を進めます。</p>		
<p>本田小学校</p>	<p>改築基本構想・基本計画の策定</p>	
<p>小松南小学校</p>	<p>「改築のための基本的な考え方」に合わせた施設整備の着手</p>	
<p>東四つ木小学校 中川中学校</p>	<p>木根川小学校既存校舎解体工事、施設一体型新校舎建設工事 令和7年度から木根川小学校と渋江小学校を統合し、東四つ木小学校として運営開始 令和12年1月新校舎で運営開始予定</p>	
<p>柴又小学校 東柴又小学校 桜道中学校</p>	<p>統合小学校基本設計・実施設計、柴又小学校給食室改修工事、柴又小学校プール解体工事、統合小学校増築仮設校舎建設工事 令和13年度中に新校舎で運営開始予定</p>	
<p>(ウ) 「第3期葛飾区区有建築物保全工事計画」や「葛飾区学校施設長寿命化計画」に基づき、7年度と同様に、外壁改修や屋上防水などの保全工事を実施します。また、学校の状況も踏まえながら、教育環境や施設機能を回復・向上させるための内装改修等の工事を実施します。</p>		
<p>(エ) 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るため、未設置の学校に段差解消のためのスロープ及び車椅子使用者用トイレを順次設置します。8年度は、小学校2校・中学校1校にスロープを設置するほか、小学校2校・中学校1校に車椅子使用者用トイレを設置します。</p>		
<p>(オ) 柴又地域の児童・生徒が等しく新しい時代の学びに適した学校施設を享受できる環境を整備するため、令和9年4月に柴又小学校と東柴又小学校を統合し、新校舎竣工までの間、柴又小学校敷地においてしばまた小学校として、学校運営を行います。8年度は、柴又地域統合小学校改築懇談会を開催し、校歌を決定していきます。また、統合小学校の開校に向けて、柴又小学校と東柴又小学校の連携を深めながら統合の準備を進めます。</p>		
<p>(カ) 子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、保護者負担で購入していた学用品の一部（算数セット、彫刻刀、粘土板等）を、8年度から学校備品として配備します。</p>		
<p>②教育DXを推進する環境整備</p>	<p>(ア) 教育DXの推進に向けてICT環境の充実を図るため、10年度に予定している学校教育総合システム⁴⁶の更新に向けて、準備を進めます。</p>	

③学びの機会の充実	<p>(ア) 放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できる学習環境づくりを行います。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」を実施し、放課後等における自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。【再掲】</p> <p>(イ) 学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させます。</p> <p>(ウ) 福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する「基礎学力定着講座⁴⁷」について、連携して取り組みます。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

-
- 1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略
- 2 ウェルビーイング：一般に「良好な状態」を意味する言葉である。本計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態としている。
- 3 グローバル人材：グローバル化が進展する中、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けた人材
- 4 自己肯定感：自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情
- 5 特別支援教育：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
- 6 教育DX：教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること
- 7 学力向上グランドデザイン：小・中学生を対象に実施している学力調査の結果を踏まえ、各校が課題と課題解決の方法を整理した上で、校長が学力向上に向けた取組をまとめたもの
- 8 授業充実プラン：校長が策定する学力向上グランドデザインに基づき、教員一人一人がより良い授業となるよう作成するプラン
- 9 学校司書：学校図書館法第6条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされている。
- 10 学習センター（学校図書館）：区立学校においては、学校図書館を「学習センター」として位置付け、学校図書館の「読書」機能、「学習」機能、「情報」機能の他に、「自学自習」機能を加えている。
- 11 教育研究指定校・園制度：学校・園が直面する課題について、解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を学校・園及び地域社会に還元するために教育委員会が設置するもの
- 12 科学教育センター（未来わくわく館）：子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に開館している施設
- 13 葛飾みらい科学研究コンクール：自由研究を通じて、子どもたちに科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを知ってもらうため、実施しているもの
- 14 理科支援員：児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、全小・中学校に配置している。
- 15 かつしかっ子体力アッププログラム：児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したもの
- 16 主体的・対話的で深い学び：平成29（2017）年に告示された学習指導要領において示された考え方で、
- ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できている

か

② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか

③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解説策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか

という3つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

17 葛飾教師の授業スタンダード：小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法

18 プログラミング教育：子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考」などを育成するもの

19 外国語指導助手（ALT）：グローバル人材の育成の一環として、区立全学校に派遣し、小学校の英語に親しむ時間・外国語活動・外国語や、中学校英語の授業を補佐し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。

20 イングリッシュキャンプ：英語力の向上を目指す生徒を対象に、英語だけで2泊3日の生活体験を行っているもの。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。

21 かつしかっ子就学前教育カリキュラム：子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実に向け、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために作成したもの

22 かつしかっ子スタートカリキュラム：小学校入学当初のカリキュラムを工夫して幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続し、入学したかつしかっ子が、幼児教育での学びと育ちを基に、主体的に自己を発揮し、いきいきと新しい学校生活を創り出せるよう作成したもの

23 進学重点教室：区立中学3年生の希望者に対して、土曜日を利用し、発展的な内容の学習を行い、希望する高等学校への進学を支援する。都立葛飾野高等学校の教員による授業を通して、都立高等学校の入試問題が解ける実力を身に付けることを目的としている。

24 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育

25 道徳授業地区公開講座：東京都教育委員会の施策として、平成10（1998）年度から実施している。道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを目的としている。

26 人権教育プログラム（学校教育編）：人権教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。各学校において人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、人権課題等に関する実践・指導事例、人権課題等に関わる参考資料等を掲載している。

27 東京都人権尊重教育推進校：東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の

教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を設置している。東京都全体で 50 校、本区では 1 校が指定されている。

28 葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード：学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。

29 特別支援教室：通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。本区では、平成 28（2016）年度から全区立小学校で、平成 30（2018）年度から全区立中学校で特別支援教室を実施している。

30 自閉症：文部科学省によると、「自閉症」とは、3 歳くらいまでに現れ、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される、と定義されている。

31 特別支援学級：小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数（8 人を上限とする）の学級。区内には、知的障害及び自閉症・情緒障害の学級がある。

32 にほんごステップアップ教室：来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う教室。平成 30（2018）年度に総合教育センター、令和 6（2024）年度に新小岩中学校内に開設し、2 か所で指導をしている。

33 多層指導モデル（デジタル版 MIM）：初期の「読み」の指導における最大の難関である「特殊音節」に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたり、なめらかに読んだりすることをめざす指導モデル

34 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム：オンライン上の仮想空間を活用して、新たな居場所や学びの場を提供するもの。1 人 1 台端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができる。

35 チャレンジクラス：不登校生徒を対象とし、東京都から加配された教員が中心となって当該生徒に授業を行う学級のこと。不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、生徒一人一人の実態に応じた支援を行う。

36 葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード：不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。

37 スクールソーシャルワーカー：学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関（子ども総合センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職

38 スクールカウンセラー：児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、学校の相談体制の充実に向けて、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家である。本区では、全区立小・中学校及び保田しおさい学校に配置している。

39 総合教育センター：本区の学校教育の充実及び振興を図るため設置する組織であり、教育に関す

る調査研究や、教育相談・就学相談、適応指導、日本語指導、特別支援教育に係る支援、教職員の研修などを行っている。

⁴⁰ 葛飾教育の日：区立小・中学校において、土曜日授業を実施する日を「葛飾教育の日」と定め、毎月1回第2土曜日を原則として平日2回を上限に、年間11回、保護者、地域住民を対象に学校を公開している。

⁴¹ 学校評価：子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

⁴² O J T：On-the-Job Training の略。学校の教育力を向上させ、学校を取り巻く様々な問題に対応できるようにするために、校内で行う職務を通じた育成を行うこと

⁴³ 葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会：教員による研究団体であり、教員が専門性を生かし、各教科等についての指導方法等を研究し、その成果を区内の幼稚園・学校に広めている。

⁴⁴ 葛飾教師塾：区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目指すとともに、研究成果報告を行い、区内各校における指導に生かすもの

⁴⁵ 第三者評価：学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

⁴⁶ 学校教育総合システム：葛飾区立学校の校務事務の効率化及び授業等学習における ICT の活用を目的として整備した校務支援システムや学習系サーバ等の機能を有するシステムの総称

⁴⁷ 基礎学力定着講座：福祉部の学習支援事業。区立中学校を開催場所とし、基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、つまずいた箇所や間違い方の傾向に即して、対象者のレベルに応じた少人数グループ形式により、きめ細やかな指導を行う。また、生徒及び保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言をするとともに、受験や進学等について、相談に応じ情報提供及び助言を行う。

基本方針 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

《方針・施策の概要》

子どもの豊かな成長を促すために、家庭・地域・学校が連携しながら協力し合い、よりよい環境づくりを進めます。

また、全ての教育の出発点である家庭教育について、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。

《評価指標》

地域の活動に参加している児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(36.1) 37.9	(38.2) —	(38.5)	(38.8)	(39.1)
中学校	(32.2) 32.5	(32.8) —	(33.1)	(33.4)	(33.7)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施 策
(1) 家庭の教育力向上	①乳幼児期からの家庭教育の充実
	②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進
(2) 地域ぐるみで見守り育む体制づくり	①青少年育成支援の充実
	②学校施設等を活用した放課後支援の推進
	③学校と連携する体制の整備
(3) 家庭・地域との協働による学校教育の充実	①健康教育の推進
	②安全教育の充実
	③キャリア教育の推進
	④区立中学校部活動等の充実

目指す方向性（１）家庭の教育力向上					
<p>基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもの人格形成・健全な成長を促していきます。</p> <p>《評価指標》</p> <p>「朝食を毎日食べている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）</p>					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
	実績	実績			
小学校	(97.2)	(97.7)	(98.2)	(98.7)	(99.2)
	92.7	—			
中学校	(95.2)	(95.7)	(96.2)	(96.7)	(97.2)
	89.3	—			
<p>全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象</p> <p>「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）</p>					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
	実績	実績			
小学校	(63.2)	(64.7)	(66.2)	(67.7)	(69.2)
	58.4	—			
中学校	(58.6)	(60.1)	(61.6)	(63.1)	(64.6)
	54.7	—			
<p>葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象</p> <p>子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心掛けている保護者の割合（％）</p>					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
	実績	実績			
小学校	(92.9)	(93.9)	(94.9)	(95.9)	(96.9)
	91.9	92.9			
中学校	(87.7)	(87.8)	(87.9)	(88.9)	(89.9)
	86.5	86.0			
<p>学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象</p>					
施策	令和8年度取組予定				
①乳幼児期からの家庭教育の充実	<p>(ア) 朝食の摂取状況や規則正しい生活のチェックなどを通して、基本的な生活習慣の見直しと定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー¹」を制作し、区立小学校の全児童及び区内の幼稚園、保育園等に在籍する4・5歳</p>				

	<p>児の保護者を対象に配付・啓発します。</p> <p>(イ) 毎年、優秀賞 12 作品を表彰している「朝食レシピコンテスト」について、8 年度は、教育長賞を新たに設定し、優秀賞の中から 1 作品を教育長賞として表彰することで、コンテストへの関心を高め、より多くの参加者を募ります。入賞作品については、学校を通じて表彰状を送付し、区公式ホームページで作品名を公表します。教育長賞を含む優秀賞の受賞者については、表彰状と記念品を授与するほか、広報紙や区公式ホームページ等での公表、「かつしか早寝・早起き・朝ごはん食べようカレンダー」への掲載に加え、食育フェアでの紹介を行うなど、子どもの発育や成長に関わる朝ごはんの摂取の大切さなどを広く啓発していきます。</p> <p>(ウ) 子どもに身に付けさせたい基本的な社会ルールや家庭教育の大切さを掲載したパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ²」を、区内小・中学校の全児童・生徒や幼稚園、保育園等に在籍する 5 歳児の保護者及び「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）³」の参加者や児童相談所の来所者に配付し、家庭教育の大切さを啓発します。</p> <p>(エ) 保護者及び入学前の幼児の不安の軽減を目的とした「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）」は、元小学校長及びスクールカウンセラーを講師として、「小学校ってこんなところだよ」及び「ドキドキの一年生、家庭での心構え」の 2 つのテーマで実施します。「ドキドキの一年生、家庭での心構え」はオンラインでの実施を継続し、在宅で参加できるようにします。</p> <p>(オ) 保護者による組織等が学習会を開催する際に講師を派遣し、その講師謝礼を助成する「家庭教育応援制度⁴」について、広報紙や区公式ホームページを活用して周知するほか、PTA や保護者、私立保育園等の電子連絡網を活用し、広く利用促進を図ります。さらに、前期の募集は 4 月初めからとなり、時期的に応募状況が少なくなる傾向があるため、追加募集を行い、活用しやすくします。</p>
<p>②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進</p>	<p>(ア) 子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。</p>

目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり

家庭・地域・学校が連携することで、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りをもてるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援します。

《評価指標》

青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(21.1) 22.9	(22.4) —	(22.9)	(23.8)	(24.7)

政策・施策マーケティング調査

学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場⁵があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
保護者の割合	(74.5) 76.9	(77.4) 77.9	(78.4)	(78.9)	(79.4)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象

最近1年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことがある区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(19.0) 21.9	(21.5) —	(21.6)	(21.7)	(21.8)

政策・施策マーケティング調査

施 策 令和8年度取組予定

①青少年育成支援の充実	<p>(ア) 葛飾区青少年育成地区委員会⁶との共催による地区委員研修会を実施し、青少年育成地区委員が活動を進めていく上で必要な知識を身に付けるための支援を引き続き行います。また、全19地区委員会の共通行事として実施する「少年の主張大会⁷」や「地区ロードレース大会⁸」等の運営を支援し、青少年の健全育成を図ります。さらに、地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、各地区委員会に対して補助金を交付します。</p> <p>(イ) 葛飾区青少年委員⁹の活動が効果的に行われるように、役員会、定例会、委員会内に設置した8つのブロック会及び6つの</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>専門部会（広報部、小学校支援部、中学校支援部、研修部、情報部、体験学習部）の活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。</p> <p>(ウ) 子ども会育成会連合会¹⁰との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会¹¹」「子どもまつり」「かつしか少年キャンプ¹²」等の開催や子ども会活動に関する相談、要望の聞き取り、情報提供等により子ども会活動を支援し、引き続き青少年の健全育成を図ります。また、地域における子どもの健全育成及び子ども会相互の交流の充実を図るため、子ども会育成会連合会に対して補助金を交付します。</p>
<p>②学校施設等を活用した放課後支援の推進</p>	<p>(ア) 児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校改築等の機会をとらえて、学校敷地内に学童保育クラブを整備します。8年度は、二上小学校に定員 80 人の学童保育クラブを開設します。また、東金町小学校増築校舎内に定員 110 人程度の学童保育クラブの整備工事を行います。</p> <p>(イ) 学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中などの未利用時間帯に校内の諸室等を活用した学童保育クラブの待機児童を対象とした放課後居場所事業「かつしかプラス」及び夏季一時学童保育クラブの拡大を図ります。8年度は「かつしかプラス」の実施を新規で1校開始するとともに、夏季一時学童保育は実施クラブを5クラブ拡大します。</p> <p>(ウ) わくわくチャレンジ広場については、引き続きサポーター募集を行い、新たな担い手の確保に努めます。地域の方々の声や現役サポーターの意見を聴きながら、地域を中心とした運営基盤の強化を図ります。また、参加児童の意見を聴きながら、様々な体験を提供することを目的とした選択式のプログラムを実施します。</p>
<p>③学校と連携する体制の整備</p>	<p>(ア) 区立小・中学校 72 校の各学校地域応援団¹³については、活動ボランティアの減少傾向を抑制するため支援者を区の広報媒体等を活用して募集します。また、地域コーディネーターの質を向上させるため、手引きの内容を改定し、地域コーディネーターの取り組み内容を詳しく記載していくことで、理解度を上げていきます。</p> <p>(イ) P T A活動が効果的・効率的になるよう、定期的なアンケートを行い講習会や研修会などのニーズを確認しながら、学びの機会を提供していきます。</p> <p>(ウ) 国が推進する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)¹⁴を2校(松上小学校、新小岩中学校)に設置し運営を始めます。また、全校への設置に向け、準備を進めます。</p>

目指す方向性（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実

望ましい食習慣の形成や健康教育、キャリア教育や交通安全、災害時の安全教育等について、積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図ります。

《評価指標》

「将来の夢や目標をもっている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(81.0) 82.0	(82.5) 83.1	(83.0)	(83.5)	(84.0)
中学校	(71.0) 69.8	(71.1) 65.9	(71.2)	(71.3)	(71.4)

学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
種目数	(9) 7	(9) 9	(15)	(15)	(30)

事業実績（教育委員会事務局地域教育課）

施 策	令和8年度取組予定
①健康教育の推進	<p>(ア) 各学校において、喫煙防止教育¹⁵や外部人材を活用した薬物乱用防止教室¹⁶を実施します。</p> <p>(イ) 各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会¹⁷を活用し、体育科、保健体育科などの授業の充実を図るとともに、組織的な健康教育を推進します。</p> <p>(ウ) がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育¹⁸に取り組みます。</p> <p>(エ) 東京聖栄大学と連携した、教員対象の食育リーダー研修を実施します。</p>
②安全教育の充実	<p>(ア) 警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室¹⁹」を全校で実施します。</p> <p>(イ) 「安全教育プログラム²⁰」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を実施します。</p> <p>(ウ) 都市整備部と連携し、スケアード・ストレイト²¹方式による</p>

	<p>交通安全教室を区立小学校 7 校、区立中学校 7 校で実施します。</p> <p>(エ) 各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、月 1 回実施します。</p>
<p>③キャリア教育の推進</p>	<p>(ア) 定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、キャリア教育の充実を図ります。</p> <p>(イ) 児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につながるものとして、全区立小・中学校において「キャリア・パスポート²²」を作成し、活用します。</p> <p>(ウ) 区内各事業所の協力を得て、中学 2 年生を対象とした「中学生職場体験²³」を全区立中学校で実施し、望ましい勤労観・職業観を育成します。</p>
<p>④区立中学校部活動等の充実</p>	<p>(ア) 部活動の地域展開を進めるため、8 年度は新たな単独校をモデル校として指定し、6・7 年度の単独校モデルである新宿中学校とは異なる練習環境や地域性等の検証を行うとともに、7 年度から実施している中川中学校・四ツ木中学校でのモデル事業（合同校モデル）を通年で実施します。</p> <p>(イ) 各学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員）や中学校部活動地域指導者（有償ボランティア）の配置の充実を図ります。</p>

- 1 早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー：区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する4・5歳児の保護者に作成し、配付している。掲載内容は、生活リズムを整えるための豆知識、朝食レシピなどである。親子で読んだり子ども自身が毎日朝食の摂取状況や就寝時刻をチェックしたりするなど、カレンダーを活用することで、朝食に対する意識付けや規則正しい生活を送るといった基本的な生活習慣を身に付けるための啓発につなげている。
- 2 かつしか家庭教育のすすめ：基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を4期（幼児後期、学童前期、学童後期、青年前期）に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。
- 3 家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）：保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。
- 4 家庭教育応援制度：乳幼児や小・中学生の保護者組織等が保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。
- 5 わくわくチャレンジ広場：小学校の施設を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう地域の方々が見守りを行う事業。本区では、平成18（2006）年度から区内全ての小学校で実施している。
- 6 葛飾区青少年育成地区委員会：地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、本区には19の地区委員会がある。それぞれの委員会は、青少年委員や子ども会育成会、PTA、スポーツ推進委員、保護司、民生・児童委員、学校、自治町会などの青少年育成関係者で構成されている。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動や教育・子育てなど青少年に関わるテーマの講演会等、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っている。
- 7 少年の主張大会：児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和60（1985）年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。
- 8 地区ロードレース大会：地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により19地区で開催するもの
- 9 葛飾区青少年委員：葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区域選出48人、中学校の学区域選出24人の計72人を教育委員会が委嘱している（任期は2年）。昭和28（1953）年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和40（1965）年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。
- 10 子ども会育成会連合会：区内の子ども会育成会員相互の連絡・協調・親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、併せて区内の子どもたちを健全に育成することを目的としている。区や教育委員会との協働事業として「子どもまつり」や「かつしか少年キャンプ」「ジュニア・リーダー講習会」などを実施している。

- 11 ジュニア・リーダー講習会：子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学1年生から3年生で、初級・中級・上級の3つの級に分かれている。講習会は年9回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。
- 12 かつしか少年キャンプ：葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学4年生から6年生までの子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。
- 13 学校地域応援団：学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。平成20（2008）年度にモデル校3校からスタートした。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上など多岐にわたっており、地域や保護者による様々な活動を承継・発展させ、組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図っていく。
- 14 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：地域住民や学校へ通う児童・生徒の保護者等が、学校運営の基本方針の承認や意見具申を行い、積極的に学校運営に関わる合議制の機関である。協議会の意見等を学校運営に反映して社会に開かれた教育課程を編成し、学習指導要領の具現化を目指していくことが期待されている。法に基づいて学校運営協議会を設置し、子どもを取り巻く地域や学校の課題を協議する仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
- 15 喫煙防止教育：学校において、喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの
- 16 薬物乱用防止教室：学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの
- 17 学校保健委員会：各学校に設置している学校保健委員会は、校長を中心に学校職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表などで構成され、学校保健計画の策定、学校保健の諸問題の改善、学校環境衛生の改善、児童・生徒の健康の保持増進に関することを所掌事項としている。
- 18 がん教育：国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、がんに関する知識の普及啓発を進める一環として学校で取り組むもの。国は平成26（2014）年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。
- 19 セーフティ教室：東京都内の小・中学校、特別支援学校において、警察等の関係機関と連携し、子どもの非行防止や子どもを犯罪被害から守るための取組として実施しているもの
- 20 安全教育プログラム：安全教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。安全教育に関わる実践例や参考資料等を掲載している。
- 21 スケアード・ストレイト：スタントマンが受講者である児童・生徒の前で交通事故を再現することにより、交通事故の怖さ等を実感させ、交通ルールの必要性について考える機会としている。
- 22 キャリア・パスポート：児童・生徒自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。文部科学省によると、以下の目的で行うこととしている。
- ①小学校から高等学校を通じて、児童・生徒にとって、自らの学習状況やキャリア形成を見通した

り、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの

②教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童・生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの

²³ 中学生職場体験：中学生に、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成し、自立や社会参加を促すことを目的に、区立中学2年生を対象とし、連続した数日間、地域商店街、地元産業、民間企業及び公的施設の職場で、実際に仕事を体験する取組

基本方針 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

《方針・施策の概要》

区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し絆を深めるための場と機会を充実します。

また、区民と協働して、学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつくり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めます。

《評価指標》

日頃から学習や習い事をしている区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(31.0) 31.9	(32.4) —	(32.5)	(32.6)	(32.7)

政策・施策マーケティング調査

日頃から運動やスポーツをしている区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(68.0) 66.2	(68.9) —	(69.7)	(70.5)	(71.3)

政策・施策マーケティング調査

目指す方向性	施策
(1) 誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実	①区民のニーズをとらえた学習機会の充実
	②生涯にわたるスポーツ活動の推進
	③学びと自立を支える課題解決型図書館 ¹ サービスの充実
(2) 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり	①区民協働による学習・スポーツ活動の推進
	②葛飾への愛着が深まる事業の推進
	③地域の担い手の養成と支援

(3) 誰もが学び、集い、スポーツに 親しめる環境づくり	①学びを促進する環境の整備
	②魅力あるスポーツ施設の整備
	③スポーツを「みせる」環境の整備
	④利便性の高い図書館の整備

目指す方向性（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実

全ての区民が、学習・文化・スポーツ活動を通して、豊かな人生を送るための支援をします。そのために、区民の誰もが自分にあった形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるように、機会の充実を図ります。

《評価指標》

かつしか区民大学²、わがまち楽習会³、団体・サークル支援講座、団体学習支援事業※の合計延べ受講者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
受講者数	(7,250) 7,759	(8,300) —	(8,850)	(9,400)	(9,950)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※団体学習支援事業は令和7年度開始。令和6年度は再編前の生涯学習援助制度の受講者数

生涯スポーツ課事業（指定管理者事業含む）の実施における参加者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
参加者数	(191,283) 195,115	(220,000) —	(249,000)	(278,000)	(307,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館利用カードの新規登録者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
新規登録者数	(13,000) 12,748	(13,200) —	(13,400)	(13,700)	(14,000)

事業実績（中央図書館）

施策

令和8年度取組予定

①区民のニーズをとらえた学習機会の充実

(ア) かつしか区民大学では、多様な学びによる自己実現を図るため、135講座の開催と延べ6,500人の受講者数を目指します。また、通常の講座開催とともに場所や時間に制約されないICTを活用し、区民に対して様々な学習機会を提供していきます。

(イ) 郷土と天文の博物館⁴では、様々なテーマでの講座や展示事業を実施します。郷土分野では特別展「(仮称)葛飾区大花菖蒲展」を2期に分けて開催します。天文分野では、過去に制作し

	<p>たプラネタリウム番組の移行を行い、更新後の新しいシステムで投映できるようにします。また、普及事業として体験体感を主軸とする学びを目的とする講座及びイベントを博物館内外で実施します。これらの取組について、随時博物館ホームページや年4回（うち1回は子ども向け）発行する博物館だよりなどで、積極的に情報提供を行います。</p> <p>(ウ) 広く区民が活用しやすい事業となるよう、障害の有無にかかわらず学習・文化団体が自主的に企画した学習会の講師謝礼を助成する「団体学習支援事業」と、障害のため外出が困難な方（個人）の学習を支援する「障害者学習支援事業」を実施します。また、知的障害のある方々が、安全に安心して仲間づくりやレクリエーション等に親しめるよう、かつしか教室⁵のプログラム内容や開催方法について工夫を行います。</p> <p>(エ) 「学び交流まつり⁶」、子どもが音楽・演劇や美術に取り組む「NPOとの協働による文化・芸術教室」や「そうさく教室」などを行い、区民が文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。</p>
<p>②生涯にわたるスポーツ活動の推進</p>	<p>(ア) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会⁷と連携して、競技力向上のための区民体育大会や、誰もが気軽に参加できる区民スポーツ大会を開催します。</p> <p>(イ) 河川敷や公園を中心に設定したコースを利用して、ランニングやウォーキングを楽しむ方々の利便性向上のため、着替えや荷物の預かり、シャワー等の利用が可能なコース周辺の公衆浴場や体育施設等をランニングステーションとして指定し、身近な場所でランニングやウォーキングを楽しめる環境整備を継続します。また、この環境を活用してランニング・ウォーキング教室事業を展開することで、ランニングステーションとコースの認知度向上と利用促進を図ります。</p> <p>(ウ) 「健康長寿のまち、葛飾」を見据えて、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すために、他部署の健康推進事業との連携や、スポーツを通じた連携協力協定を締結した企業や団体と協働して、スポーツイベントを中心に健康測定等を実施することで、区民のスポーツによる健康づくりへの意識や関心の向上を図ります。</p> <p>(エ) 障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組むことができるように、パラスポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催して指導員の活躍の場を提供します。また、共生社会の実現に向けて、イベントの開催を通じユニバーサルスポーツの普及と発展及びボランティアの育成を進めます。さらに、区内で活動する</p>

	<p>スポーツ団体、パラスポーツ団体、特別支援学校等で構成する障害者スポーツ普及検討委員会を設置し、障害者スポーツのより一層の普及に努めるとともに、認知度・関心度を高めていくための検討を進めていきます。</p>
<p>③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実</p>	<p>(ア) 区民が必要な時に必要な図書や情報を効率的に得ることができるためのノウハウに関する講座を実施します。</p> <p>(イ) 「ブックスタート事業⁸」、「セカンドブック事業⁹」を継続し、幼少期からの読書習慣の定着を図ります。また「かつしかっ子ブック事業¹⁰」により児童が読書に親しむ機会を提供します。</p> <p>(ウ) 「読書手帳¹¹」に児童が読書履歴や感想などを記録することで、達成感や楽しみを感じてもらい、読書の習慣化に繋げていきます。また、子どもたちが読書への楽しみをより増やすことができるように、乳幼児向けのおはなし会や読み聞かせの充実・拡大に取り組みます。</p> <p>(エ) 「夏休み自由研究おうえんたい¹²」や学校への団体貸出、インターネットによるレファレンス¹³受付をはじめとしたレファレンスサービスの充実を図ります。</p> <p>(オ) 情報拠点としてビジネス、健康医療・法律関係の資料を積極的に収集・提供します。また、講演会や各種セミナー、ビジネス相談会等を継続して行い、サービスの充実を図るとともに、関連部署との連携に努めます。各種セミナーについては、Zoom機能等の活用により、利用者の利便性向上を図ります。</p> <p>(カ) 利用者ニーズに即した電子書籍を増やすことにより、非来館者向けサービスの拡大を図ります。加えて、8年度は、オーディオブックのコンテンツ数を200冊から400冊に増やします。</p> <p>(キ) 電子書籍により親しんでもらうため、小学5年生、中学1年生を対象に、葛飾区立図書館蔵書の電子書籍が閲覧できるよう、電子書籍閲覧用のID・パスワードを配付します。</p>

目指す方向性（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

区民・団体・区との協働による学習・文化・スポーツ活動を推進し、地域への関心を高める機会の充実を図ります。

また、地域を支える人材を育成するとともに、学習で得た知識や技術が、暮らしや地域活動、まちづくりに生きる仕組みをつくります。

《評価指標》

文化財めぐりの参加者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(60) 29	(80) —	(80)	(80)	(100)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

博物館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(2,350) 3,079	(3,270) —	(3,370)	(3,470)	(3,570)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※6年度については、博物館の改修工事に伴う休館（6年10月～7年3月）により一部事業を休止・縮小した。

※7年度については、考古学ボランティア、天文ボランティアが活動を休止した。

スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(400) 283	(430) —	(470)	(500)	(530)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

かつしか地域スポーツクラブ¹⁴総活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(52,023) 54,895	(55,500) —	(56,000)	(56,500)	(57,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	(1,700) 1,808	(1,850) —	(2,000)	(2,100)	(2,200)
事業実績（中央図書館）					
施 策	令和8年度取組予定				
①区民協働による 学習・スポーツ 活動の推進	<p>(ア) かつしか区民大学では、区内各種団体と協働による団体連携講座に引き続き取り組みます。また、区民の参画・協働による運営を進めるため、区民運営委員会がより充実した講座を実施できるよう、企画段階から支援します。</p> <p>(イ) 博物館の調査、研究、講座などの事業を協働で実施する博物館ボランティアと博物館まつりをはじめ、かつしか米づくり体験教室などの普及啓発事業を行います。</p> <p>(ウ) 子どもから高齢者までのランナーや、車いすランナーも一緒に参加し、楽しむことのできるランニング大会として「第13回 かつしかふれあいRUNフェスタ¹⁵2027」を開催します。関連地域や商店街、区内高等学校・大学などのボランティアをはじめとした関係団体との協働により、大会運営を進めていきます。また、葛飾区陸上競技協会と連携して、日本陸連公認コースとすることで、楽しく走るだけでなく記録を狙うランナーも幅広く参加できる大会としています。さらに、事前にボランティアを対象とした救急法の研修会を開催して、安全・安心な大会運営を行っていきます。</p> <p>(エ) スポーツ指導員養成講習会を実施して、本区のスポーツ推進に欠かせない指導員の育成を行うとともに、スポーツ教室や地域のイベント等で指導を実践する場を設けます。また、区内で活動する指導者のスキル維持向上のためにフォローアップ研修会を実施するとともに、新たなスポーツボランティアの人材発掘のための研修会を引き続き実施し、「ささえる」スポーツに携わる方の育成・支援を行います。</p> <p>(オ) 子どもの健全育成と地域活性化を目的に、U-12 ジュニアサッカー大会「キャプテン翼CUP かつしか¹⁶」を、葛飾区出身の漫画家で『キャプテン翼』の原作者である高橋陽一氏を大会アンバサダーに迎え、南葛SCと協働して開催します。大会には『キャプテン翼』にゆかりのある自治体からジュニアサッカーチームを招くほか、著名人によるエキシビジョンマッチの開催やスポーツ体験コーナーやフードブースを設けるなど、サッカーファン以外の方も楽しめるイベントとして実施します。また、全国連</p>				

	<p>携事業の一環として、各地の特産品を集めた物産展を同時開催し、本区と地方の魅力を全国に発信しつつ、自治体間の交流を広げていきます。</p> <p>(カ) 地域住民主体で運営されるかつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツ推進の担い手となり、本区のスポーツ振興にとって重要な役割を果たすために、スポーツや文化活動を通じて地域のコミュニティ拠点として継続的に活動できるよう支援をしていきます。</p> <p>(キ) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会との協働により、区民のスポーツ活動の裾野を広げる事業として、区民健康スポーツ参加促進事業¹⁷を実施します。また、今後も魅力ある体験教室を実施するなど、区民のスポーツ実施率の向上を進めていきます。</p> <p>(ク) 図書館の資料等を活用したDVD映画会、CDコンサートの開催など、図書館を拠点に活動する「葛飾図書館友の会¹⁸」をはじめとするボランティア団体の継続的な活動を支援します。</p>
<p>②葛飾への愛着が深まる事業の推進</p>	<p>(ア) 地域団体やサークルの会合などの機会を捉えて、わがまち楽習会の周知を図るとともに、より地域住民のニーズに沿い、地域課題の解決につながる学習会が開催されるよう支援します。</p> <p>(イ) 小学3年生全児童にかつしか郷土かるた¹⁹の配付を行うなど、郷土学習の支援を行います。また、地区競技大会の代表選出支援を行うなど、葛飾区青少年育成地区委員会と連携し、全区競技大会を開催します。さらに、区民の認知度を高めるため、原画展示等のPR活動に取り組みます。</p> <p>(ウ) 文化財が地域の身近な存在として意識されるよう、各地区の文化財保護推進委員²⁰とともに「文化財めぐり」「文化講座」の実施や、情報誌「かつしかの文化財」の発行等を通して、区内の文化財の周知を図り、文化財が地域の身近な存在として意識されるよう取り組んでいきます。また、地域で大切にされている文化的資源のうち、後世に残していくものや活用していくものを「地域文化遺産」として認定し保存や活用を図るため記録保存を行います。</p> <p>(エ) 葛飾柴又の文化的景観²¹について、保護の対象として不可欠な建築物等の修理修景等の支援や文化的景観ニュースの発行による普及啓発等、「葛飾柴又の文化的景観整備計画」の着実な推進に取り組みます。</p> <p>(オ) 図書館では、地域資料の収集・充実に努めるとともに、かつしかデジタルライブラリー²²への掲載を目指し、寄贈された未整理資料の分類とデジタル化の準備を行います。</p> <p>(カ) 各図書館の地域の特性を生かしたテーマ別コーナーの設置や関連資料の収集について、周辺環境やニーズの変化に対応しな</p>

	<p>がら実施していきます。</p>
<p>③地域の担い手の養成と支援</p>	<p>(ア) 地域に貢献できる人材育成を進めるため、かつしか区民大学の中で、子育てや環境、農業、健康など様々な分野でボランティア養成講座を引き続き開催します。また、学んだことが更なる学習や地域活動などに活かす「学びの循環」の仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>(イ) 「わがまち楽習会」や「団体・サークル支援講座」などを通して、団体・サークルが求めるテーマを取り上げながら、団体・サークルが主体的に課題を解決するための学びを支援します。また、団体同士の交流を図るとともに、活動の担い手やリーダーのエンパワメントを支援します。</p> <p>(ウ) 葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリート²³として認定し、オリンピック・パラリンピックや世界大会等の出場に向けた支援を継続しています。また、認定したトップアスリートや葛飾区レジェンドアスリート²⁴を区スポーツイベント等の講師やゲストとして招聘し、区民との交流の場を設けます。</p> <p>(エ) 読み聞かせボランティア養成講座（入門編、乳幼児編、スキルアップ編）、音訳ボランティア養成講座等を開催し、図書館活動に関わるボランティアの養成を図るとともに、各ボランティア講座修了者の活動が広がるよう支援します。</p> <p>(オ) 図書館の資料等を活用したDVD映画会、CDコンサートの開催など、図書館を拠点に活動する「葛飾図書館友の会」をはじめとするボランティア団体の継続的な活動を支援します。</p> <p>【再掲】</p>

目指す方向性（3）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

必要な情報が手軽に得られるよう図書館の機能を充実するとともに、学習情報を提供する仕組みをつくりまします。また、区民の誰もが快適に学び、交流し、文化やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備を整えるなど環境づくりを進めます。

《評価指標》

区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
利用件数	(76,000) 76,789	(81,500) —	(82,000)	(82,500)	(83,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

スポーツ施設の利用者数（万人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
利用者数	(346.9) 336.9	(349.1) —	(351.3)	(353.3)	(355.6)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

最近1年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(28.5) 28.7	(29.6) —	(30.7)	(31.7)	(32.8)

政策・施策マーケティング調査

施策

令和8年度取組予定

①学びを促進する環境の整備

- (ア) 中学生から18歳までを対象に、図書館の会議室を学習室として開放するなど有効活用し、利用者に学びの場を提供します。
- (イ) 郷土と天文の博物館では、プラネタリウムや天文展示室等を活用し、区民や利用者が気軽に天文について学べる環境を整えます。また、特別企画展示室で、郷土葛飾を再発見する特別展「(仮称)葛飾区大花菖蒲展」を2期に分けて開催します。さらに、郷土展示室では、博物館ボランティアと協働した展示解説や学びの場の提供など、より多くの方に来館していただけるよう取り組みます。
- (ウ) かつしか区民大学やわがまち楽習会などで実施する区民や団体との協働事業を地域コミュニティ施設などの身近な公共施設

	<p>で開催します。また、学び交流館の利用団体が主体的に取り組む「学び交流まつり」や「サークル活動体験会²⁵」などを支援します。さらに、公共施設を利用する団体の活動が活性化するように、「学習相談」の充実を図ります。</p> <p>(エ) 生涯学習ポータルサイト「生涯学習チャンネル」を活用し、講座・イベント情報に限らず生涯学習に関する様々な情報を身近に分かりやすく提供し、学びの機会の充実を図ります。</p> <p>(オ) かつしか区民大学の認知度を高めるため、区公式SNSを活用して開催情報を発信します。さらに、「葛飾区生涯学習課公式note」では、単なる講座開催案内だけでなく講師の人物紹介を行うなど、講座の参加意欲が高まるような情報を発信していきます。さらに、区民大学単位認定制度に加え、健康アプリ「モンチャレ」も活用し、受講や継続につながる環境の整備をします。</p>
<p>②魅力あるスポーツ施設の整備</p>	<p>(ア) 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の照明改修工事を引き続き行います。また、敷地内の外灯及び共同溝の照明改修工事を実施します。</p> <p>(イ) 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、人工芝から天然芝へ改修する工事を引き続き行います。また、第4種陸上競技場の認定を目指します。</p> <p>(ウ) 奥戸総合スポーツセンター温水プール館の受変電設備改修工事を引き続き行います。</p> <p>(エ) 荒川河川敷グラウンド(木根川橋・四つ木橋付近)のトイレ改修工事を引き続き行います。また、堀切橋付近のトイレ改修工事及び江戸川河川敷グラウンドのトイレ改修工事を実施します。また、水元総合スポーツセンターの和式トイレを温水洗浄便座に改修します。</p> <p>(オ) 水元公園内にスケートボード広場を整備するため、工事の基本設計・実施設計を行います。</p> <p>(カ) 東金町運動場内のLED化されていない照明設備について、LED化工事のための設計を行います。</p>
<p>③スポーツを「みせる」環境の整備</p>	<p>(ア) 南葛SCやリガレヴィア葛飾などと連携して、サッカーやフットサルなどの公式戦に区民が観戦して応援できる環境の充実を図ります。</p> <p>(イ) 区公式SNS等によりスポーツ教室やスポーツ大会に関する情報を発信することで、区民がスポーツを実践し観戦する機会を作り、区民のスポーツに関する関心を高めます。</p>
<p>④利便性の高い図書館の整備</p>	<p>(ア) 利用者のプライバシー確保や利便性向上のため、地域図書館にICTを活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機などを導入し、職員を介さず利用者自身で手続きができるシステ</p>

	<p>ムの整備を進めます。8年度は、お花茶屋図書館、上小松図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入します。</p> <p>(イ) 利用者ニーズに即した電子書籍を増やすことにより、非来館者向けサービスの拡大を図ります。加えて、8年度は、オーディオブックのコンテンツ数を200冊から400冊に増やします。</p> <p>【再掲】</p> <p>(ウ) だれもが気軽に安心して快適に利用できる施設となるよう、老朽化したお花茶屋図書館の内装改修を実施します。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 課題解決型図書館：地域や区民が必要とする様々な資料や情報を提供し、課題解決を支援する体制を作っている図書館のこと。平成 18（2006）年、文部科学省による図書館のあり方検討者会議の報告「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点を目指して」の中で提言された。地域情報や行政の発信する情報のほか、ビジネス、法律、医療、教育、行政、子育て、就労などの情報や資料を、分かりやすく体系的に整理し提供する。また、ビジネス相談会の実施や医療情報コーナーの設置など、各地の図書館で、地域の実情を踏まえた、様々な試みがなされている。
- 2 かつしか区民大学：「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として平成 22（2010）年 4 月に開学した。区民大学の講座には、区が実施する講座や大学等との教育機関連携講座、区民運営委員会が企画する講座、区民団体と連携・協働し開催する講座があり、年間 100 以上の講座を行っている。また、学習単位認定制度を設け、取得単位に応じた認定証を発行している。あわせて、区民大学の事業を展開するため、理事会、庁内連絡会、区民運営委員会を設けている。
- 3 わがまち楽習会：地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業。楽しく学び“まち”への愛着を深めるという意味を込めて名称を「わがまち楽習会（がくしゅうかい）」とした。地域で要望があるテーマや地域課題に着目したテーマについて学び、考え、交流し、仲間づくりも進め、地域力の向上を目指す。教育委員会では学習会の企画運営を支援し、講師謝礼等の経費を負担する。
- 4 郷土と天文の博物館：葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。歴史学、民俗学、考古学、埋蔵文化財、文化財、天文学の 6 部門を持つ。開設年月日は平成 3（1991）年 7 月 20 日
- 5 かつしか教室：知的障害のある区民の生涯学習の機会として、昭和 44（1969）年に開設し、以後継続的に実施している。毎月 1 回日曜日に、区内 3 か所の学び交流館で、スポーツ、音楽、工作、料理、宿泊教室、日帰り遠足等の活動を通して、仲間づくりと社会的自立を目指す。知的障害のある方が仲間とともに楽しく活動することで、日常の緊張から解放され、活力を得ている。
- 6 学び交流まつり：社会教育館を前身とする学び交流館各館の利用団体が、日頃の活動の成果の発表と、地域住民・利用団体相互の交流のために行う館まつり。まつりの実行委員会と教育委員会との共催事業
- 7 一般社団法人葛飾区スポーツ協会：本区のスポーツ及びレクリエーションを振興し、競技力の向上はもとより、区民の体力向上と心身の健全な発達、青少年の健全育成、生涯スポーツの普及、スポーツ精神の滋養に寄与することを目的とした団体で、区内 41 のスポーツ団体（令和 8（2026）年 1 月現在）が加盟している。
- 8 ブックスタート事業：子育て支援部及び健康部と連携し、保健所・保健センター等での 3～4 か月健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付するとともに、ボランティアとの協働により会場にて読み聞かせを行い、乳幼児期から親子で読書に親しむ機会の拡大を図るもの。平成 17（2005）年度から実施している。
- 9 セカンドブック事業：ブックスタートをはじめとし、子どもに読書の習慣を身に付けさせることを目的として、子育て支援部及び健康部と連携し、「3 歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封している。その引換券を持参し、図書館に来館した方に、3 歳児向け絵本 1 冊と図書館が薦める絵本のリーフレットを手渡している。

- ¹⁰ かつしかっ子ブック事業：成長の節目を迎える小学1年生及び中学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから、希望の本を選んでもらい、学校等を通して配付するもの。また、お薦めの図書リストを配付することで、1冊の本から他の本にも自然と興味が持てる仕組みになっている（小学1年生は平成27年度から実施、中学1年生は平成27（2015）年度から令和2（2020）年度まで実施）。令和3（2021）年度から中学1年生が、電子書籍により、いつでも、どこでも本を読めるようにしており、令和7年度からは小学5、6年生にも対象を拡大する。
- ¹¹ 読書手帳：読んだ本の日付やタイトル、感想などを自分で記録することにより、これまで読んだ本の振り返りなどができる手帳
- ¹² 夏休み自由研究おうえんたい：小学生を対象に、夏休みの自由研究で役に立つ本や調べ方の紹介、自由工作を行うイベント
- ¹³ レファレンス：情報を求めてくる利用者に、図書館の資料を利用して、情報の検索方法を教えたり、回答を提供する人的援助
- ¹⁴ かつしか地域スポーツクラブ：これまで行政主体であったスポーツ事業を地域住民がそれぞれのライフステージに応じて、障害の有無、種目や世代、目的の違いにかかわらず地域住民が主体となって参画できるような新しい仕組みである。本区では平成20（2008）年9月に「NPO法人こやのエンジョイくらぶ」、平成22（2010）年3月に「一般社団法人オール水元スポーツクラブ」が設立されて活動している。
- ¹⁵ かつしかふれあいRUNフェスタ：子どもから高齢者まで幅広い層の区民が、個人や家族、仲間同士でランナーやスタッフ、応援者など、様々な形でイベントに参加できる機会を確保し、スポーツ実施率の向上や健康増進をはじめ、多世代の交流や地域の交流などが促進されるランニングイベントとして実施している。
- ¹⁶ キャプテン翼CUPかつしか：青少年の健全育成と地域活性化を目的に開催しているU-12ジュニアサッカー大会。大会の開催を通じて“キャプテン翼ゆかりのまち葛飾”“サッカーのまち葛飾”をPRするとともに、キャプテン翼ゆかりの自治体と連携することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げている。
- ¹⁷ 区民健康スポーツ参加促進事業：一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会に加盟する41の団体が、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施している。
- ¹⁸ 葛飾図書館友の会：区立中央図書館のオープンに伴って、平成21（2009）年6月に発足した。区立図書館におけるボランティア活動、学習会、交流会などを通して、図書館がいつも区民のための場であるよう守り育て、また、会員が生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする会
- ¹⁹ かつしか郷土かるた：「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成24（2012）年2月に誕生した。かるたに取り上げた44の題材は、小・中学生から寄せられた5,379句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。小学3年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。
- ²⁰ 文化財保護推進委員：平成3（1991）年度に設置された制度で、葛飾区文化財保護条例の主旨に基づき、区文化財行政の推進に資するため、区内各地区センター区域から1名を選出し、区内文化財の保存、活用、普及を目的としている。
- ²¹ 葛飾柴又の文化的景観：文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の

風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のうち「特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」と規定している。区では、平成22（2010）年度の予備調査、平成23（2011）年度から26（2014）年度までの調査により明らかとなった葛飾柴又の文化的景観の魅力と価値をどのように保存・活用していくかについて、平成27（2015）年度・28（2016）年度の2年間で検討を重ね、平成29（2017）年7月に文部科学大臣に対して、葛飾柴又の文化的景観に係る重要文化的景観選定の申出を行った。そして、平成30（2018）年2月13日、水の利用や流通往来に関する景観地として重要文化的景観に選定されたものである。

²² かつしかデジタルライブラリー：区立図書館が所蔵する葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿をはじめ、行政資料、地域の歴史を知るための資料等のデジタル画像や情報をオンライン上で閲覧・検索できるシステムの名称。地域の貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うことができる。また、図書館システムと連携しており、本の検索と同時にデジタル画像も閲覧でき、資料の幅広い活用とともに、地域への関心と理解を高めていくことができる。

²³ 葛飾区トップアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会への出場が見込まれる葛飾区にゆかりのあるスポーツ選手を葛飾区トップアスリートとして認定している。区民がゆかりの選手の活躍を応援することにより、スポーツの素晴らしさを実感してスポーツ振興につなげている。

²⁴ 葛飾区レジェンドアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会に出場した選手又は元葛飾区トップアスリートを葛飾区レジェンドアスリートとして認定している。レジェンドアスリートはこれまで培った技術や経験を、区スポーツイベントや教室等で、区民との交流を通して伝えることにより、区民へのスポーツ活動の推進を図っている。

²⁵ サークル活動体験会：区民へのサークル活動の普及と、活動成果の還元、団体活動の活性化を目的に、各サークルの会員が講師となり、初心者向けに体験講習会を実施するもの。実施団体と教育委員会との共催事業

参考資料 調査概要

評価指標として設定した調査の説明

<p>○政策・施策マーケティング調査</p> <p>葛飾区基本計画の施策の達成状況等を把握・分析するために、実施している調査。 年度当初に実施する調査で、前年度の実績を把握している。 (調査主体) 葛飾区 (調査対象) 区内に居住する満 15 歳以上の男女 (無作為抽出 4,000 人) (実施時期) 毎年 4・5 月頃</p>
<p>○葛飾区学習意識調査</p> <p>学習に対する意識や家庭での生活習慣などを図るもの。調査結果の分析により、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うための資料として活用する。 (調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 小学 4・5・6 年生、中学 1・2・3 年生 (実施時期) 毎年 4 月</p>
<p>○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査</p> <p>児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。 (調査主体) 東京都教育委員会 (調査対象) 全小・中学生 (実施時期) 毎年 5・6 月頃</p>
<p>○全国学力・学習状況調査</p> <p>義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。 (調査主体) 文部科学省 (調査対象) 小学 6 年生及び中学 3 年生 (実施時期) 毎年 4 月中旬</p>
<p>○学校教育アンケート</p> <p>日頃の教育活動の評価をより客観的なものとするために、実施しているアンケート調査。 (調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 区立小・中学校及び特別支援学校の全校における保護者、地域の方 ※地域の方は、学校評議員をはじめとして、自治町会役員、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、主任児童委員、PTA 役員、保護司等、各学校で対象を設定。 (実施時期) 毎年 10 月中旬から 12 月中旬</p>
<p>○葛飾区教育情報化に関するアンケート調査</p> <p>「かつしか教育情報化推進プラン」で定めた目標や具体的施策の進捗状況等を把握・分析するために実施し、成果と課題を検証し、改善を図ることで教育の情報化を推進するもの (調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 区立学校の全管理職及び全教員 (実施時期) 毎年 7 月頃</p>

就学援助認定区分等の変更について

学務課

1 概要

就学援助の認定区分について「準要保護（一般）」と「準要保護（費目認定）」を「準要保護」に一本化し、認定基準を現在の費目認定と同じ生活保護基準の1.3倍とすることで、保護者負担の軽減を図るもの

2 認定区分及び認定基準

変更前		→	変更後	
認定区分	認定基準		認定区分	認定基準
準要保護（一般）	1.2倍		準要保護	1.3倍
準要保護（費目認定）	1.3倍			

3 支給対象費目

準要保護（費目認定）	→	準要保護
新入学学用品費（小学1年・中学1年） 新入学準備金（新小学1年・小学6年） 卒業記念アルバム費（小学6年・中学3年）		

※「準要保護」は現行の「準要保護（一般）」と同一の費目を支給する。

4 認定者数

年度	児童・生徒数	申請者数	認定者数			合計
			要保護	準要保護 (一般) ※	準要保護 (費目認定)	
令和4年度	29,259人	6,793人	518人	4,917人	277人	5,712人
令和5年度	29,029人	6,326人	508人	4,575人	245人	5,328人
令和6年度	28,962人	5,898人	473人	4,219人	219人	4,911人
令和7年度	28,645人	5,836人	436人	4,130人	222人	4,788人
令和8年度	28,331人	5,390人	417人	4,165人		4,582人

令和4年度から6年度までは確定数、令和7年度及び8年度は見込数

※令和8年度の認定区分は「準要保護」

5 実施時期

令和8年度から適用する。

(仮称) 葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 (案)
について

教育指導課

1 概要

令和 7 年 6 月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、学校における働き方改革の更なる推進を図るための「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が、教育職員の服務を監督する教育委員会に義務付けられた。

こうした法改正の内容を踏まえ、葛飾区教育委員会として、葛飾区立学校に勤務する教育職員の更なる長時間勤務の改善と学校教育の質の維持向上を図るため「(仮称) 葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「本計画」という。)を策定するもの

2 策定の経過

「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定検討委員会」を設置し、令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月の間に計 4 回にわたり、本計画の策定に向けて検討を進めた。なお、委員の構成は次のとおり。

教育委員会事務局管理職、小学校 P T A 連合会代表、中学校 P T A 連合会代表、
青少年委員会代表、幼稚園長会代表、小学校長会代表、中学校長会代表

3 本計画 (案)

別添のとおり

4 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月 教育委員会へ本計画を議案として提出

4 月 校・園長会へ報告

区公式ホームページにて公表

(案)

葛飾区立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

葛飾区教育委員会

—目 次—

1	はじめに	1
2	本計画の基本的な考え方	2
3	葛飾区立学校の現状	2
(1)	時間外在校等時間	2
(2)	年次有給休暇の取得日数	3
(3)	ストレスチェック	4
4	本計画の目標	4
(1)	国の指針が求める達成目標	4
(2)	本計画の目標	5
(3)	計画期間	5
5	取組体系	6
6	取組の内容	8
(1)	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	8
(2)	教育職員が担う業務の適正化	25
(3)	教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	27
7	本計画の推進に向けて	29
(1)	保護者・地域への周知と理解促進	29
(2)	実施状況の公表及び総合教育会議での報告	29
(3)	取組の効果検証と見直し	29
(4)	文部科学省・東京都教育委員会への働きかけ	29

1 はじめに

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大することによって業務が積み上がり、教育職員の厳しい勤務の実態が顕在化してきました。

そのような中、平成31年1月25日に中央教育審議会が取りまとめた『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』において、学校における働き方改革に関する取組の徹底が提言されました。

葛飾区教育委員会は、同年3月29日に「葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員を原則ゼロにすること、年次有給休暇の取得日数10日未満の教育職員を原則ゼロにすることを目標に掲げ、葛飾区立学校に勤務する教育職員の長時間勤務の改善と学校教育の質の維持・向上に努めてきました。

具体的には、出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底、定時退庁日・学校閉庁日の設定等によって教育職員の意識改革を進めるとともに、学校行事等の精選、業務を支援する外部人材の拡充、ICTによる業務効率化等によって教育職員の業務負担の軽減を着実に進め、時間外在校等時間を削減してきました。しかしながら、教育職員の長時間勤務の解消までには至っていない状況にあり、働き方改革の更なる推進が課題となっています。

全国的にも依然として長時間勤務の実態があること、加えて、教育職員不足が憂慮すべき状況であること、メンタルヘルス対策も課題となっていることから、令和6年8月27日に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』が示され、学校における働き方改革の更なる加速化や教育職員の処遇改善等が提言されました。

このことを踏まえ、国は、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を公布し、学校における働き方改革の更なる加速化を図るため、サービスを監督する教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けました。また、同年9月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、本計画書において「指針」という。）を改正し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の達成目標や具体的な取扱内容を示しました。

葛飾区教育委員会においても、働き方改革の加速化を図り、教育職員の長時間勤務を是正するため、令和8年度から11年度までの間を計画期間とし、指針に基づく達成目標と具体的な取組を示した「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

教育職員一人一人が、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと児童生徒への教育に邁進できるよう、本計画に基づき、様々な取組を進めてまいります。

2 本計画の基本的な考え方

葛飾区教育委員会は、教育職員一人一人が、専門性を最大限に発揮しながら生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることによって、子どもたちの学びを充実させていきます。そのため、国の指針が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し、各学校における教育職員が担う業務の適正化、健康及び福祉の確保に関する取組を実施します。

特に、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しでは、登下校時の通学路における日常的な見守り活動や放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応などの「学校以外が担うべき業務」、学校プール・体育館等の施設・設備の管理や調査・統計等への回答などの「教師以外が積極的に参画すべき業務」、授業準備や学校行事の準備・運営等の「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の分類ごとに業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等に取り組み、教育職員が子どもたちと向き合う時間や教材研究等を行う時間を確保していきます。

同時に、教育職員の健康確保のための取組やワーク・ライフ・バランスを向上させる取組を推進していきます。

3 葛飾区立学校の現状

(1) 時間外在校等時間

葛飾区教育委員会は、令和2年度に導入した出退勤管理システムにより、教育職員の在校等時間を一括して管理しています。

次の表は、直近3か年の各10月における時間外在校等時間が45時間以上である教育職員数をまとめたものです。令和7年10月における時間外在校等時間が45時間以上の教育職員は554人であり全教育職員数の約3割となっています。

○時間外在校等時間（45時間以上である教育職員数（各年度10月の数値））

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	590人	581人	554人

次の表は「全体」から、「幼稚園」と「保田しおさい学校」を除いた小学校及び中学校の職層ごとに分類した内訳です。小学校の副校長・教諭等は時間外在校等時間が45時間以上である教育職員数が減少傾向にあります。

○時間外在校等時間

（45時間以上である教育職員数の校種・職層ごとの内訳（各年度10月の数値））

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	校長	16人	13人	16人
	副校長	36人	33人	29人
	教諭等	342人	331人	295人
中学校	校長	2人	4人	2人
	副校長	12人	16人	16人
	教諭等	179人	182人	192人

※「教諭等」は校長・副校長を除く全ての教育職員
（主幹教諭・主任教諭・養護教諭・栄養教諭含む）

各年度における教育職員の1か月の時間外在校等時間の平均は、次のとおりです。全体としては微かに減少傾向にあります。

○時間外在校等時間（各年度1か月平均）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月～1月)
全体	32.2時間	31.1時間	30.4時間
小学校	32.8時間	30.9時間	29.4時間
中学校	31.2時間	31.7時間	32.3時間

※ 時間外在校等時間及び年次有給休暇の表において、「全体」の数値には、幼稚園、保田しおさい学校の教育職員を含めていますが、校種ごとの表には、1園・1校で教育職員数の少ない幼稚園、保田しおさい学校のデータは表記していません。

(2) 年次有給休暇の取得日数

教育職員の年次有給休暇の平均取得日数の推移は、次の表のとおりです。全体的に取得日数は、増加傾向にあります。

○年次有給休暇の平均取得日数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	14.8日	15.4日	15.8日
小学校	15.2日	15.5日	16.2日
中学校	14.0日	15.1日	15.1日

また、小学校及び中学校の職層ごとに分類した年次有給休暇の平均取得日数は、次の表のとおりです。副校長の平均取得日数が少なく、教諭等は平均取得日数が多い傾向にあります。

○年次有給休暇の平均取得日数（校種・職層ごとの内訳）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	校長	13.2日	13.0日	15.1日
	副校長	10.7日	12.2日	13.5日
	教諭等	15.5日	15.8日	16.4日
中学校	校長	12.7日	12.6日	13.2日
	副校長	8.6日	10.9日	9.9日
	教諭等	14.3日	15.4日	15.5日

※ 「教諭等」は校長・副校長を除く全ての教育職員
(主幹教諭・主任教諭・養護教諭・栄養教諭含む)

(3) ストレスチェック

葛飾区教育委員会は、平成28年度から教育職員に対して、ストレスチェック(※)を実施しています。結果及び受検者数については、次の表のとおりです。全体的な傾向として、「職場の支援」のポイントが低い反面、「仕事のコントロール」のポイントが高くなっています。仕事の量やコントロール度合を改善することで、「総合健康リスク」も大きく引き下がるのが期待できます。

○ストレスチェック結果

(全国平均100 数値が高い=高ストレス)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
仕事のコントロール	109	105	105	(高ストレス)
職場の支援	88	85	85	(低ストレス)
総合健康リスク	95	89	89	(低ストレス)
(参考) 受検者数	1,726人	1,762人	1,873人	

※ストレスチェック

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレス状態を調べる検査。葛飾区立学校では全校で実施。ストレスチェックの結果について、「仕事のコントロール」は仕事の量とコントロール度合に係る調査項目から算出され、「職場の支援」は上司の支援と同僚の支援に係る調査項目から算出され、これらを勘案した結果として「総合健康リスク」が算出される。これらの各項目はそれぞれ全国平均(全国2.5万人の労働者の調査データから算出された基準値)を100として表し、値は低い方がよい傾向を示す。

4 本計画の目標

(1) 国の指針が求める達成目標

国の指針においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、時間外在校等時間の数値目標を設定すること、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定することが求められています。

① 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を
100パーセントとすることを目指すこと
- 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を
30時間程度とすることを目指すこと
- 教育職員の1年間時間外在校等時間を
360時間以下とすることを目指すこと

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定することが求められています。

(2) 本計画の目標

葛飾区教育委員会は、国の指針や葛飾区立学校の現状を考慮し、本計画における目標を次のとおり設定します。

本計画の目標

項目	成果指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
時間外在校等時間	1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合	75.4%	100%
	1か月の時間外在校等時間の平均	31.1時間	30時間以下
	1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教育職員の割合	51.2%	100%
業務への負担・支援	教育職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値(※)	105	100以下
	教育職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値(※)	85	80以下
ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度(満足している教育職員の割合)	-	80%以上
	教育職員の1年間の年次有給休暇平均取得日数	15.8日	20日
仕事に対するやりがい	授業準備の時間が取れていると感じている教育職員の割合	-	80%以上
	児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教育職員の割合	-	80%以上
	教育職員としての仕事そのものについての満足度(満足している教育職員の割合)	-	80%以上

※「ストレスチェック」については、4ページの※を参照。

※現状の値が「-」である成果指標については、令和8年度以降に教育職員向けのアンケートを実施して、把握する予定。

(3) 計画期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

5 取組体系

葛飾区教育委員会は、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置を実施するため、次の表のとおり、「『学校と教師の業務の3分類』を踏まえた業務の見直し」、「教育職員が担う業務の適正化」、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」の3つを取組の柱として設定しました。

(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し



(2) 教育職員が担う業務の適正化

①働き方改革に配慮した教育課程の編成

②学校行事等の精選

③職務経験が少ない教育職員への支援

④学校評価の結果に基づく学校運営改善措置の適切な設定

⑤学校運営協議会を置く学校における「学校運営の基本方針」への本計画の反映

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①産業医による職場巡視・面接指導の実施

②安全衛生対策の充実

③ストレスチェックの充実

④勤務間インターバルの拡大

⑤年次有給休暇の取得促進

6 取組の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

◆ 学校以外が担うべき業務 (①～⑤)

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【課題】

児童生徒が、登下校中に交通事故や犯罪の被害に遭うことを無くすためには、通学路における日常的な見守り活動等が重要であり、保護者や地域その他の関係者が担う体制の構築が求められています。

近年PTAによる登下校の見守りが困難な状況の中、学校地域応援団も新型コロナウイルス感染症の発生で減少した活動者数が戻ってきておらず、活動の活性化が課題となっています。

また、登下校時のマナーやトラブルに関する相談が電話等で寄せられ、教育職員が対応をすることがあり、長時間勤務の要因の一つとなっています。

◆ 取組①-1 シルバー人材センターの活用

【これまでの取組と成果】

(小学校) 教育委員会が公益社団法人葛飾区シルバー人材センターと委託契約を締結し、登下校時に通学路上の危険箇所案内員を配置することで、児童への案内及び交通ルールとマナーの指導・啓発を行っており、各学校毎日2か所(但し、別途協議した学校については3か所以上)に配置しています。

(中学校) 自宅から学校までの距離や安全面などを踏まえ、各家庭で通学経路を決めていることから、案内員の配置について検討は行ってきませんでした。

【今後の取組】

これまでの取組を継続するとともに、学校における見守り活動や通学時の危険箇所等の現状を把握し、その上で必要な対応について検討します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

検討・実施

◆ 取組①-2 学校地域応援団による挨拶運動、見守り活動

【これまでの取組と成果】

以前から学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みである学校地域応援団は、平成20年度にモデル校3校から始まり、令和元年度からは区立小中学校全校に設置されています。各校に配置されている地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)が、学校と地域ボランティアの間の調整を行うことで、様々な学校支援活動が行われています。その中でも登下校時の挨拶運動、見守り活動は多くの学校地域応援団が行っており、児童生徒が安心して登下校ができる環境づくりに寄与しています。

【今後の取組】

- ① 学校と保護者、地域住民が活動の活性化について協議する場として、学校運営協議会の導入を推進します。
- ② PTA役員及び学校地域応援団活動の調整役である地域コーディネーターが学校運営協議会委員となることで、地域でPTA活動を補う体制をつくります。
- ③ 研修会等を活用して地域コーディネーターの資質向上を図り、地域の支援活動の拡充を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【課題】

学校では、早朝や放課後のトラブル等の通報により、教育職員が現場に駆け付け対応することが多くあり、負担となっています。しかしながら、保護者が対応できないときに学校が何もしないということは非常に難しい状況です。

国の指針において、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応は、保護者又は地域住民、その他の関係者が担う体制に委ねることが求められています。また、児童生徒が補導された時の対応については、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないことが示されています。しかしながら、トラブル発生時の適切な対応方法について保護者の理解が十分であるとはいえないため、より多くの保護者に学校以外の対応機関について周知していくことが求められています。

◆取組②-1 保護者への周知と関係機関との連携

【これまでの取組と成果】

放課後等における児童生徒のトラブル等の対応について、学校へ地域や警察から対応依頼があった場合、一時的には学校が対応していますが、その後は保護者に連絡し対応を依頼しています。

また、教育委員会と警察などの関係機関が連携会議を開催し、放課後等のトラブルの内容や対応は原則、保護者における対応とすることについて、共通理解を図っています。

【今後の取組】

- ① 放課後等における児童生徒のトラブル等の対応については、原則、保護者の対応とすることを保護者・地域に対して、区・学校ホームページや広報かつしか等を活用し周知します。
- ② 教育委員会と警察などの関係機関が連携会議において、児童生徒における放課後等でのトラブル等の対応を、原則、保護者が行うことについて、引き続き共通理解を図ります。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

実施

◆取組②-2 学校管理外トラブル対応における外部機関の活用

【これまでの取組と成果】

本区では、総合教育センターに生活指導サポートチーム指導員（警察OB）を配置し、学校に対して、児童生徒の問題行動を未然に防止する観点から警察や関係機関との連携に係る助言を行っています。また、学校だけで解決が困難な状況が発生した場合には、学校に生活指導サポートチーム指導員（警察OB）を派遣し、問題の早期解決に取り組んできました。学校からは、「専門的な視点からの助言が役立った」「警察との連携がスムーズになった」などの声が寄せられており、学校の対応力向上につながっています。

さらに、放課後や夜間のトラブル対応について、保護者や地域住民から教育委員会へ相談があった際には、まず警察に連絡するよう助言するなど、学校以外の対応機関について保護者等に伝えていきます。

【今後の取組】

- ① 引き続き、生活指導サポートチーム指導員（警察OB）が各校を巡回し、児童生徒の問題行動を未然に防止する観点から助言を行うとともに、学校と関連機関等が連携して適切に対応できるよう支援していきます。
- ② 学校管理外で生じたトラブル等については、所管の警察・児童相談所・子ども総合センターを中心とした対応への移行を図ることができるよう、学校以外の対応機関について保護者に周知していきます。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

実施

③学校徴収金の徴収・管理

【課題】

本区では、給食費や修学旅行等の宿泊行事費の無償化により、学校徴収金の徴収業務を大幅に削減しましたが、無償化に伴う新たな事務作業や教材費等の徴収業務として、年間の徴収計画や保護者の口座情報等の管理、請求書や納付書の発行、未納者への督促、出納簿の作成等の処理があります。これらは基本的には表計算ソフトや紙での処理となっており、教育職員の負担となっています。

◆取組③-1 教材費等の口座振替の実施

【これまでの取組と成果】

全ての学校において金融機関での教材費等の引き落としを行い、業務負担軽減を図っています。

【今後の取組】

私費会計については、葛飾区立学校・幼稚園私費会計事務処理要綱第7条において、校長の命により教職員（会計年度の事務職員を含む）に処理させることが可能であると定めています。そのため、私費に係る業務は事務職員が行うことを前提とし、実施が困難な学校については、ヒアリング等を実施し、事務職員が私費会計を処理できるような仕組みを整えていきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組③-2 無償化補助金手続の負担軽減

【これまでの取組と成果】

令和5年度から給食費を、令和7年度から修学旅行等の宿泊行事費を補助金の支出により無償化することで、保護者の負担をなくし、教育職員による費用の徴収・管理業務を解消しました。一方で、無償化補助金の申請・精算事務や委任状の取りまとめといった新たな事務が発生しました。

【今後の取組】

無償化補助金の申請や実績報告を教育職員がスムーズに実施できるようマニュアル等を整備し、負担軽減を図ります。また、令和8年度から給食費無償化補助金の保護者からの委任状を、学校による取りまとめから教育委員会への電子申請に変更し、教育職員の取りまとめ事務を解消します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組③-3 学校徴収金の徴収・管理におけるICTの活用

【これまでの取組と成果】

学校徴収金の業務については、表計算ソフトを用いた統一の様式を活用して処理を行っています。

【今後の取組】

学校徴収金の業務の効率化に向けて、ICTの活用について検討します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

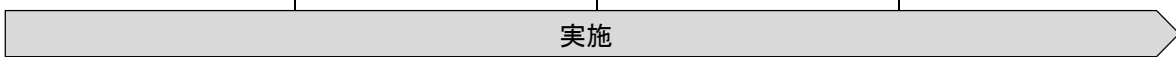
令和11(2029)年度

検討

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

【課題】

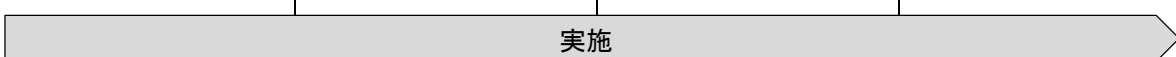
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等や児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整は、地域コーディネーターが中心となって行うことが求められていますが、学校によっては、地域コーディネーターが自身の役割の理解が不十分で、活動の調整が円滑に行われていないケースもあります。また、学校の窓口は副校長のみが担っているケースが多く、副校長の負担が大きくなっています。

◆取組④-1 地域コーディネーターの資質向上			
【これまでの取組と成果】 本区では、学校地域応援団を地域学校協働活動の担い手に位置付けており、活動の調整役を担う地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、校長の推薦に基づき毎年委嘱しています。現在地域コーディネーターは、学校地域応援団と同様、小中学校全校に配置されています。			
【今後の取組】 ① 地域コーディネーター向け研修会や情報交換会を開催し、地域コーディネーターの資質向上を図ります。 ② 毎年発行し、学校関係者に配布している「学校地域応援団の手引き」について、内容を見直し、事業及び地域コーディネーターの認知向上を図ります。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
 実施			

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【課題】

一部の保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等が増加しており、学校の業務に支障を来すだけでなく、教育職員を疲弊させる等、教育職員の大きな負担となっています。

◆取組⑤-1 弁護士資格を有した職員の配置			
【これまでの取組と成果】 学校や教育委員会各課からの相談等に対応するため、令和 6 年 6 月に弁護士資格を有する職員 1 名を、常勤の法規担当の副参事として配置しました。 令和 7 年度は 1 月に法規専門員（会計年度任用職員）を 1 名採用し、法的な相談体制を整えました。 令和 8 年 1 月から 2 月末までの相談件数は、対応中の案件を含め 17 件でした。			
【今後の取組】 令和 8 年度以降も引き続き弁護士資格を有した職員を配置し、学校などが法的な相談等を受けられる体制を整えていきます。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
 実施			

◆取組⑤-2 学校への過剰な苦情や不当な要求等における対応を保護者や地域等へ周知

【これまでの取組と成果】

これまで、学校及び教育委員会においては、保護者や地域の方からの意見や要望、相談に対し、相談を受ける体制を整えており、相談には傾聴し寄り添いながら丁寧に対応しています。

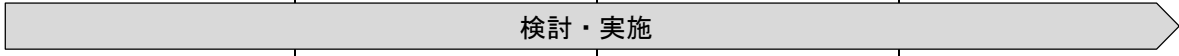
また、意見や要望を真摯に受け止め、児童生徒の成長を保護者・地域とともに考えていく姿勢を大切にしております。

一方で、学校に対して声を荒らげ執拗に責め立て、高圧的に要求を主張するなど、社会通念を超える要望等に対しては、学校の管理職や教育職員による対応が中心となっており、著しい迷惑行為で勤務環境を害する状況になった場合等への対応に明確なルールがない状況となっています。

現在、教育委員会では、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為を抑制する掲示物を学校に配布し、学校に掲示する取組を行っています。

【今後の取組】

- ① 今後も引き続き、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為を抑制する掲示物の掲示を行います。
- ② 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為に該当すると学校が判断した場合は、対応しない場合があることを、保護者に対して、区・学校ホームページ、ホーム&スクール、広報かつしか等を活用して周知します。
- ③ 学校が対応できない場合の保護者相談窓口の設置を検討します。
- ④ 東京都の「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を参考にして、区独自のガイドラインの作成を検討します。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
			

◆教師以外が積極的に参画すべき業務（⑥～⑬）

⑥調査・統計等への回答

【課題】

調査・統計に対する回答や各機関から依頼される児童生徒・保護者への周知用チラシ等の配布に係る業務が長時間勤務の要因の一つとなり、教育職員の負担感を大きくしています。

特に、調整事項や事務作業等が集中する副校長の業務負担の軽減が課題となっています。

また、教育委員会の各部署等から学校に対して行っている調査については、区で令和3年度にWebフォームを導入して以降、活用事例が増えていますが、今後は、Webフォームの更なる活用が必要です。

◆取組⑥-1 スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用

【これまでの取組と成果】

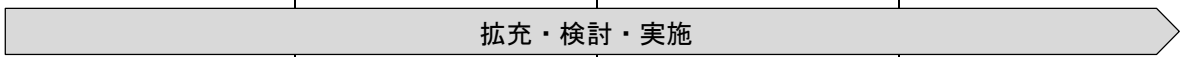
教育職員の事務作業等を支援するスクール・サポート・スタッフの配置を平成30年度から進め、初年度の8校配置から現在は区立小・中学校全校に配置を拡大しており、大規模校には配置人数の拡大も進めています。スクール・サポート・スタッフの配置は、教育職員の授業準備や子どもたちと向き合う時間の確保に効果を上げており、学校から「業務の負担軽減につながった」「教材会計を依頼することで負担軽減や会計事故防止につながった」等の声が寄せられています。

また、小学校低学年において、学級担任の業務全般を補助するエデュケーション・アシスタントを令和6年度から小学校全校に配置し、大規模校には配置人数の拡大を進めています。

副校長の事務作業や来客・電話対応等を支援する副校長補佐についても平成30年度から配置を進め、初年度の9校配置から令和7年度までに46校に配置を拡大しています。このことは、副校長の学校経営や人員管理・施設管理等に注力する時間の確保に効果を上げています。副校長からは、「時間外在校等時間が減少した」「教育職員や児童生徒等への指導に注力できるようになった」等の声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、副校長補佐を継続して配置するとともにその拡大に努め、教育職員の負担軽減を進めます。
- ② 研修を実施して外部人材のPCスキル等の向上を図ります。
- ③ 各学校や他自治体の外部人材の活用事例を全校で共有できるようにし、より効果的な活用を図ります。
- ④ スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、副校長補佐に欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった場合にはその人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
			

◆取組⑥-2 学校に対する調査へのWebフォームの活用及び各調査の情報共有環境の整備

【これまでの取組と成果】

区で令和3年度に導入したWebフォームの活用により、回答の取りまとめや集計等の作業が削減され、学校からは「メールで返送する作業が減り、教育委員会への提出が楽になった」という声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① 各部署の調査について、Webフォームの統一的な活用を推進します。
- ② 各部署の調査内容や学校の回答結果のうち、他部署に共有できるものについては、情報共有できる環境の整備を検討します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
検討・実施			

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

【課題】

学校のホームページは、保護者や地域に対して、児童生徒の日々の活動や学校の魅力・教育方針等を分かりやすく発信する重要なツールです。一方、運用や更新のため教育職員に負担がかかっており、その作成・管理の支援が求められています。

◆取組⑦-1 学校ホームページの更新作業の支援

【これまでの取組と成果】

学校ホームページの更新作業については、ICT支援員がサポートできる体制を整えており、学校からは「専門的な知識や技術ですぐに対応してもらえて、大変助かっている」との声があがっています。

【今後の取組】

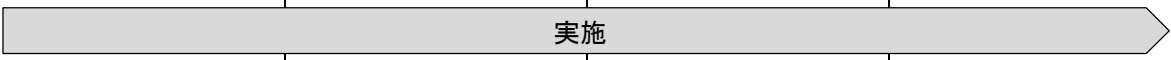
学校ホームページの更新作業について、引き続きICT支援員が中心となって更新作業を行う体制を継続します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
実施			

⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

【課題】

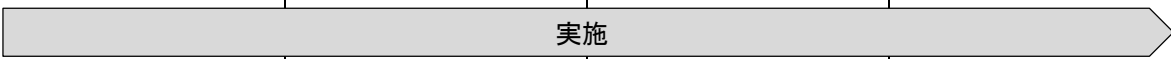
現在の学校教育においては、ICT機器・ネットワーク設備は欠かせないものとなっていますが、その日常的な保守・管理において教育職員への負担が増しており、その支援が求められています。

◆取組⑧-1 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理の支援			
【これまでの取組と成果】 各学校に専門的知見を持つICT支援員を配置し、1人1台端末等のICT機器の活用や日々の管理に伴う教育職員の負担軽減を図っています。 令和7年度は、ICT支援員を週3日（大規模校については週4日）配置しており、学校からも「ICT機器のトラブル時にすぐに対応していただけるのでありがたい」といった声があがっています。 また、ICT支援員では対応できないトラブルについては、学校ICTサポートセンターが学校へ駆けつけて、対応できる体制を整えています。			
【今後の取組】 引き続き、ICT支援員や学校ICTサポートセンターによるICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理の支援を行います。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

【課題】

学校プールや体育館等の施設・設備の管理業務は、教育職員以外が担うことや、特定の教育職員に負担が集中しないことが求められています。特に、プールの日常的な水質管理やプール授業前後の給水作業は、これまで主に担当教育職員が担っており、時間的・心理的な負担の大きな業務となっています。

◆取組⑨-1 施設開放業務の負担軽減			
【これまでの取組と成果】 学校開放の申請受付、団体調整、夜間や土日祝日の施設管理業務を、学校ではなく教育委員会で行っています。			
【今後の取組】 施設開放利用団体が、施設利用時間外に校内へ立ち入ることもあることから、施設の利用方法について周知を徹底していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

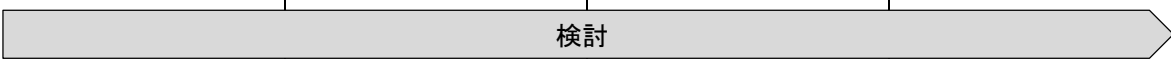
◆取組⑨-2 用務業務委託の業務範囲の拡充

【これまでの取組と成果】

令和3年度から用務業務の民間委託（試行期間を含む）を開始し、受託事業者によるプール清掃を適宜実施しています。

【今後の取組】

プール授業開始前のプールへの注水やコースロープの設置等を含めた業務委託について検討していきます。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 検討			

◆取組⑨-3 屋内温水プールを活用した水泳指導への移行

【これまでの取組と成果】

猛暑や天候不順等に左右されずに計画的に水泳指導を実施するため、小学校を中心に学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行を進めています。(令和7年度は、26校(中学校1校・試行校1校含む)が実施)

学校プールから屋内温水プールへ移行したことにより、計画的な水泳指導が実施できているだけでなく、移行した学校を対象に行ったアンケートにおいて、多くの教育職員から負担軽減に繋がったとの回答がありました。

なお、実施校の拡大に向け、区内の2か所に学校施設として屋内温水プールの整備を進めています。

【今後の取組】

引き続き、民間等の屋内温水プールを活用するとともに、屋内温水プールを整備し、全小学校の屋内温水プールへの移行を進めていきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑨-4 学校プールへの給水制御システムの導入及び漏水センサーの配布

【これまでの取組と成果】

令和2年度に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定する以前に設計を行った改築校は、プール設備の更新に合わせて給水制御システムを導入し、給水作業の自動化による業務負担の軽減を図っています。(令和7年度時点で小学校4校・中学校3校に導入)

また、給水制御システムを導入しておらず、屋内温水プールを利用していない小・中学校に対しては、水の流出を検知する漏水センサーを配布し、プールの水の流出事故のリスクを下げることで、教育職員の心理的負担の軽減を図っています。

【今後の取組】

引き続き、給水制御システムや漏水センサーを活用し、教育職員の負担軽減を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑩校舎の開錠・施錠

【課題】

校舎の開錠・施錠について、副校長等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない環境を整備することが求められています。

本区の小学校では、シルバー人材センターの職員が日中の開錠・施錠を担っていますが、当該職員が帰宅した時間から機械警備が開始する時間までは教育職員による施錠確認や来客対応が増加しています。

◆取組⑩-1 シルバー人材センターの活用			
【これまでの取組と成果】 小学校においては、日中の開錠・施錠は、シルバー人材センターの職員が行っています。 シルバー人材センターの職員は学校通用門の開閉状況について、児童の登校終了後、日中及び下校時の最低1日3回確認を行うほか、来校者が正門玄関（隣接する昇降口扉を含む。）においてインターホン等で入室の許可を求めた場合には、入室目的を確認の上、オートロックキーを解除し目的の場所まで案内（但し、来校目的が確認できない場合には、学校管理者に報告し、対応を引き継ぎ）しています。 一方で、中学校においては、全ての学校に会計年度任用職員の学校事務員が配置されていること、中学校は教科担任制を主としており平日の開校時間帯に生徒と接する時間が小学校よりも相対的に少ないことから、既存の学校事務員、教育職員で来校者対応ができており、受付業務委託は行っていません。 また、全校に機械警備を導入し、夜間や休校日の学校が無人となる時間帯の侵入（盗難）の警戒を図るとともに、オートロック式の電気錠（又は電磁錠）、カメラ付インターホン等を設置し、入退出を管理できるようにしています。			
【今後の取組】 これまでの取組を継続し、機械警備を開始するまでの状況について調査するとともに、必要な対策を検討していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

【課題】

学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進することが求められています。また、休み時間の見守りに地域住民が入るといった考え方は定着していない現状があります。

◆取組⑪-1 学校地域応援団による休み時間の見守り活動			
【これまでの取組と成果】 一部の学校では、学校地域応援団による休み時間の見守りが行われており、今後多くの学校に広がるよう、活動の調整役として、全小中学校に地域コーディネーターを配置しています。			
【今後の取組】 ① 各学校の状況を説明し、保護者や地域住民との協働を活性化させる場及び協議する場として、学校運営協議会の導入を推進します。 ② 多くの区立学校において、休み時間の児童生徒の見守り活動に、学校地域応援団が協力できるよう、学校地域応援団ボランティア数を拡大していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度

⑫校内清掃

【課題】

学級担任等の教育職員が児童生徒に対する指導に集中できるよう、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑫-1 用務業務の徹底

【これまでの取組と成果】

原則、各学校に2名の用務職員（会計年度任用職員を含む）を配置し、学校の清掃を含めた用務業務を実施していますが、令和3年度からは用務業務の民間委託（試行期間を含む）を開始し、令和7年度時点で10校を委託化しています。これにより、充実した校内清掃を実現しています。

【今後の取組】

用務職員2名が適切に管理できるよう、校庭や花壇なども含めて、技能長や技能主任による会計年度任用職員への教育を徹底し、校内清掃の充実を図るとともに、引き続き用務業務の全校委託化を目指します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑫-2 学校地域応援団による清掃支援

【これまでの取組と成果】

清掃支援についても、地域人材を活用できるよう、全小中学校に学校地域応援団を設置し、学校支援活動の調整役である地域コーディネーターを配置しています。

【今後の取組】

各学校の状況を説明し、保護者や地域住民との協働を活性化させる場及び協議する場として、学校運営協議会を導入するとともに、学校と地域の役割分担について共通認識を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑬部活動

【課題】

部活動の地域連携・地域展開を推進し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教育職員の負担を軽減することが求められています。

◆取組⑬-1 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開

【これまでの取組と成果】

地域連携の取組として、技術指導の補助を担い教育職員をサポートする中学校部活動地域指導者を平成14年度から他区に先駆けて配置してきたほか、令和4年度からは教育職員に代わり顧問業務の一部を担うことができる中学校部活動顧問指導員を配置し、その充実を図ることで、教育職員の負担軽減に取り組んできました。

一方、平成31年1月に中央教育審議会において、教育職員の負担軽減のため、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが答申されたことに加え、令和4年6月には運動部活動の地域移行に関する検討会議において、まずは休日の運動部活動から段階的に地域へ移行することが提言されました。これを受け、本区では令和6年10月から地域クラブ活動のモデル事業を試行的に実施することにより、部活動を地域へ移行した際の成果と課題の検証に取り組んできました。

【今後の取組】

地域連携に関する予算を拡充することで、顧問指導員及び地域指導者の配置をさらに充実させていくことにより、生徒の活動機会の確保と教育職員の負担軽減を実現します。

また、地域クラブ活動のモデル事業について、引き続き効果検証を行うとともに、教育職員に代わる指導者の質の向上を目指します。

さらに、顧問指導員のみで指導・引率可能な体制の構築に取り組めます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 (14~19)

⑭給食の時間における対応

【課題】

給食時に特別活動として行う「食に関する指導」については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施すること、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、教育職員の負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑭-1 エデュケーション・アシスタントの配置拡充 (再掲)

【これまでの取組と成果】

エデュケーション・アシスタントを小学校1年生から3年生のいずれかの学年に配置し、給食の配膳の準備と補助を行うことにより教育職員の負担軽減に取り組んできました。

エデュケーション・アシスタントは、給食当番の身支度の準備を確認したり、給食当番の児童に盛り残しのないよう盛りつける量を指導したりするとともに、給食当番以外の児童が給食を自席に運ぶことができるよう安全に配慮しています。また、お替わりしたい児童に公平に分けることができるよう支援しています。給食の準備や片付けの際には、教室等にワゴンを安全に運ぶことができるよう付き添いもしています。

教育職員からは「マンパワーが増えたことで、より一層手厚い指導体制をとることができる。」という声が寄せられており、保護者からは、「まだ低学年なので、担任と一緒にアシスタントの先生がいると心強い。」という声があがっています。

【今後の取組】

- ① 小学校においてエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② エデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
拡充・検討			

⑮授業準備

【課題】

教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務についてはスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進することが求められています。

◆取組⑮-1 スクール・サポート・スタッフ等の配置拡充（再掲）

【これまでの取組と成果】

スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の負担軽減を図っています。

- ・授業で使用するワークシートの印刷
- ・理科の実験道具の準備、片付け
- ・図工の材料や体育用具の準備、片付け
- ・外国語活動や外国語で使用するカードのラミネートの作成

エデュケーション・アシスタントが次の業務等を担当することにより、教育職員が授業をスムーズに行えるようになるとともに、学級全体を把握しながら授業を展開することができるようになりました。

- ・登下校の見守り
- ・児童の朝支度、帰り支度の手伝い
- ・出欠が確認できていない児童の保護者への電話連絡
- ・けがの応急処置
- ・授業中における具合の悪い児童の保健室への付き添い
- ・授業における机間指導や個別指導
- ・連絡帳の確認及び学級担任との情報共有
- ・体育の授業におけるボール運動のコート作りやライン引き
- ・体育倉庫、プール、屋上等の施設及び鍵の保管庫への返却

教育職員からは「教材研究や授業準備をする時間が増えた。」「子どもに向き合う時間が増えた。」「退勤時間が早くなり、心の余裕もでき、児童に対して笑顔でいられるようになった。」などの声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① 小学校におけるエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

拡充・検討

◆取組⑮-2 授業準備における I C T 等の活用の推進

【これまでの取組と成果】

令和 6 年度に全校に高速印刷機を導入し、これまで負担となっていた教材等の印刷や冊子の製本に係る作業の負担を大幅に削減しました。

また、令和 7 年度には校務事務における生成 A I の活用を開始し、教材案の作成等、日常的な教材作成に係る負担の軽減を図っています。

さらに、教育職員向けの情報共有サイトや学校向けかわら版を通じて、I C T 活用の好事例の情報共有を図り、授業準備の効率化に取り組んでいます。

【今後の取組】

引き続き、高速印刷機や生成 A I 等の I C T の活用を推進するとともに、教育職員向けの情報共有サイト等を通じた好事例の情報共有の充実に取り組んでいきます。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

実施

⑩学習評価や成績処理

【課題】

採点作業や宿題の確認その他の補助的な業務について教育職員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うことや、デジタル技術の活用を促進すること、入学者選抜に係る類似の業務について、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑩-1 エデュケーション・アシスタントの配置拡充（再掲）

【これまでの取組と成果】

エデュケーション・アシスタントを小学校1年生から3年生のいずれかの学年に配置することにより、これまで教育職員が担ってきた業務等について軽減を図っています。

エデュケーション・アシスタントが音読カードなど宿題の確認を行い、その内容を学級担任に報告したりすることにより、担任は個々の学習状況を把握し、一人一人の習熟度に対応したり、放課後を他の時間に使うことができるようになりました。

また、児童や学習の様子をよく理解しているエデュケーション・アシスタントが、学年で統一した学習成果物の掲示を行うことで、学級間の学び合いを促進することができました。

他にも次の作業等をエデュケーション・アシスタントが行うことにより、教育職員の負担軽減につながっています。

- ・通知表用クリアファイルに名前シールを貼ったり、表紙等をセットしたりする作業
- ・算数の小テストや漢字テストの採点
- ・算数ドリルや漢字ドリルの提出確認

教育職員からは「スタッフの支援があるという安心感が、心理的な負担の軽減につながっている。」との声があがっています。

【今後の取組】

- ① 小学校におけるエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② エデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

拡充・検討

◆取組⑩-2 デジタル採点システムの活用

【これまでの取組と成果】

令和6年度に中学校においてデジタル採点システムを導入しました。以前、テストの採点業務は、丸付けをはじめ、データ入力、集計、分析を全て手作業で実施していましたが、デジタル採点システムの導入により、これまでかかっていた膨大な時間と労力の削減につながっています。

【今後の取組】

引き続き、中学校においてデジタル採点システムを活用し、採点作業等に係る事務負担の軽減を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑰学校行事の準備・運営

【課題】

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員及び教育職員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法を検討することが求められています。

例えば、中学校における生徒の職場体験において、事業者にて体験活動の受け入れを依頼することが教育職員の大きな負担になっています。

◆取組⑰-1 学校行事の運営に係る負担軽減（再掲）			
【これまでの取組と成果】 スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の軽減を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・入学式や卒業式の来賓名簿作成、印刷 ・入学式や卒業式、学習発表会等の当日受付 ・運動会、展覧会等における校庭や体育館の会場設営 ・運動会練習における校庭のライン引き ・運動会用具準備、片付け ・学芸会や学習発表会等の小道具等作成 ・出前授業等の講師への接客対応 ・社会科見学等における見学施設への予約対応、業者との交渉及び日程調整 			
【今後の取組】 これまでの取組を継続するとともに、中学校における生徒の職場体験に係る事業者への受け入れ依頼の負担軽減について検討します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;"> 検討・実施 </div>			

⑱進路指導の準備

【課題】

生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教育職員と事務職員及び教育職員業務支援員等の支援スタッフや地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進することが求められています。

◆取組⑱-1 スクール・サポート・スタッフの活用（再掲）			
【これまでの取組と成果】 スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の軽減を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・進路先の上級学校や就職等に係る情報収集、整理 ・進路先情報の掲示等 スクール・サポート・スタッフは、上級学校のホームページや学校案内から情報を集めたり、上級学校に直接連絡したりして、教育職員が情報を活用できるよう整理しています。集めた情報は、校内の教育職員間で共有し、生徒や保護者に情報提供しています。また、生徒が希望する就職先の職種等の情報についても、企業のホームページから情報を集めるなど、教育職員が生徒や保護者に情報提供しやすいように整理しています。 さらに上級学校や就職等の情報を生徒や保護者が手に取りやすいよう、パンフレットを分かりやすい場所に置いたり、ポスター等を掲示したりしています。			
【今後の取組】 これまでの取組を継続するとともに、スクール・サポート・スタッフに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;"> 検討・実施 </div>			

⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

【課題】

児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を促進すること、不登校児童生徒への対応に当たって、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること、地方公共団体等の関係機関に対して、積極的に参画するよう促すことが求められています。

◆取組⑨-1 支援が必要な児童生徒に対する重層的な支援の充実

【これまでの取組と成果】

スクールカウンセラーの配置当初は、小学校が週1日、中学校が週2日となっていました。しかし、様々な悩みや課題を抱えた児童生徒を支援する上で、スクールカウンセラーが非常に重要な役割を果たしていることから配置日数を少しずつ拡大し、令和7年度には、保田しおさい学校も含めた小学校36校に週1日、児童数の多い小学校13校には週2日配置しています。また、中学校については、引き続き週2日の配置としています。

スクールソーシャルワーカーの配置については、令和4年度に6人から8人へ体制の強化を図っています。総合教育センターでは、学校からの申請に基づきスクールソーシャルワーカーを派遣しており、児童生徒の個々の課題に対して、子ども総合センターや児童相談所、福祉事務所など、関係機関と十分に協議しながら、支援を進めています。

医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、学校に配置した看護師が、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施しています。令和7年度は4名の児童に看護師を配置しています。

また、クラス支援員を小学校全校、中学校10校に配置し、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への支援も行っております。

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、「にほんごステップアップ教室」において初期指導を行うとともに、学校に日本語通訳を派遣して、児童生徒及びその保護者と教育職員との意思疎通を支援しています。

不登校対策としては、登校ができて教室に入れない児童生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」を設置し、令和8年度からは全ての中学校で運用できるようにしています。さらに、学校に行くことが難しい児童生徒に対しては、総合教育センター内に設置した「ふれあいスクール明石」において、教職経験者と心理専門員を中心に、不登校児童生徒の社会的自立を支援しています。

【今後の取組】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを継続して配置するとともに、その拡大に努め、学校と関係機関が連携して、より効果的な支援を行うことができるようにします。
- ② 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、引き続き看護師を配置して医療的ケアを実施します。
- ③ 中学校へのクラス支援員の拡大を検討していきます。
- ④ 外国人児童生徒が増加していることから区内3か所目となる日本語ステップアップ教室を金町地域に設置します。また、AIによる同時通訳が可能な翻訳アプリケーションを一部の学校に導入し、教育職員が話す言葉を児童生徒及び保護者が母国語で理解できるようにするとともに、導入の拡大について検討していきます。
- ⑤ 全中学校での「校内サポートルーム」の運営、双葉中学校における「チャレンジクラス」（不登校対応校内分教室）の開設、総合教育センターにおける「ふれあいスクール明石」での支援等、不登校児童生徒に多様な学びの場を提供していきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

拡充・検討・実施

(2) 教育職員が担う業務の適正化

各学校において教育職員を取り巻く勤務環境の整備を進めるためには、校務をつかさどり所属教育職員を監督する校長がリーダーシップを発揮して働き方改革に関する取組を推進していくことが重要です。校長は、学校組織のリーダーとして教育職員が担う業務の適正化を図ります。

◆取組① 働き方改革に配慮した教育課程の編成			
<p>【これまでの取組と成果】 葛飾区教育委員会は、各学校へ教育課程を編成するにあたっては、学校教育法で定める標準授業時数に十分留意して定めること、教育職員の働き方改革の視点を十分に踏まえ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定することを徹底してきました。</p> <p>【今後の取組】 適切な教育課程を編成するよう、引き続き各学校に指導・助言を行います。また、標準授業時数を大きく上回る（年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成する学校には、真に必要な時間数かどうか検討・精査させるなど、適切な教育課程の編成に向けて指導します。</p>			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

◆取組② 学校行事等の精選			
<p>【これまでの取組と成果】 各学校は、管理職のリーダーシップの下、地域や児童生徒の実態を考慮しながら、学校行事等の在り方や内容の見直しを進めてきました。</p> <p>【今後の取組】 各学校において、引き続き個々の学校行事等の教育的効果や教育上真に必要なものかを検討しながら、精選や重点化に努めます。</p>			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

◆取組③ 職務経験が少ない教育職員への支援			
<p>【これまでの取組と成果】 葛飾区の新規採用教育職員数は令和 5 年度 103 名、令和 6 年度 127 名、令和 7 年度 158 名と近年急速に増加しており、現在では、採用 3 年目までの職務経験が少ない教育職員が全体の約 2 割を占める状況になっています。</p> <p>これまでも、職務経験が少ない若手教育職員には、授業時数や校務分掌の軽減に取り組むとともに先輩教育職員が相談に乗りアドバイスを行ってきましたが、最近では、東京都教育委員会によるメンター制度や臨床心理士等の専門家による新規採用教育職員との個別面談(相談)制度を活用して様々な面から助言・指導を行っています。</p> <p>【今後の取組】 引き続き職務経験が少ない教育職員への負担軽減に努め、教育職員としての成長を促し、職場への定着を図ります。</p>			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

◆取組④ 学校評価の結果に基づく学校運営改善措置の適切な設定

【これまでの取組と成果】

各学校では、毎年、学校関係者評価委員会を設置し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。また、葛飾区教育委員会では、希望する学校の5校程度を対象に、外部有識者が専門的な見地から評価及び助言を行う第三者評価を実施しており、学校運営の見直しに努めています。

【今後の取組】

学校評価の結果に基づく学校運営の改善措置の実施が、教育職員の在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置を本計画に適合させていきます。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

◆取組⑤ 学校運営協議会を置く学校における「学校運営の基本方針」への本計画の反映

【これまでの取組】

葛飾区では、令和 8 年度から松上小学校、新小岩中学校の 2 校に学校運営協議会を設置し、翌年度以降も学校運営協議会の設置校を順次拡大していきます。

設置校では、校長が「学校運営の基本方針」をつくり学校運営協議会の承認を得て、同方針に基づき学校経営を行います。

(※) 学校運営協議会とは、保護者や地域の方々が学校運営に参加することで生まれる地域の力を学校運営に生かし、「地域とともにある学校づくり」を推進するための会議体のことで、学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

【今後の取組】

「学校運営の基本方針」作成に当たっては、本計画の趣旨と沿うよう適切に策定し、教育職員に過度の負担が生じることがないように取り組みます。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

学校が対応する必要のある課題が複雑化し、困難度が増す中で、全国的に精神疾患による病気休職者が増加しており、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組が喫緊の課題となっています。

◆取組① 産業医による職場巡視・面接指導の実施

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、これまで葛飾区立学校産業医を1名任用し、学校の職場環境の安全点検や教育職員からの心身の健康に関する健康相談に対応してきました。

さらに、令和3年度からは新たに葛飾区立学校働き方改革推進産業医を3名任用し、月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員は希望制で、月の時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員は義務制で面接指導を行っています。面接指導の結果、在校等時間の短縮につながった事例や産業医の指示で医療機関への受診につながった事例などがあり効果を上げています。

面接指導を受けた教育職員からは、「産業医の目線からアドバイスをしてもらい気持ちが楽になった」などの声も寄せられています。

また、職場巡視において、長時間勤務教育職員の多い学校の管理職に対してヒアリングを行い、時間外在校等時間の縮減等について助言を行っています。

【今後の取組】

引き続き産業医による職場巡視や面接指導を実施し、管理職に対する専門的立場からの指導・助言や、教育職員に対する個別の助言や指導を行うことで、健康に働くことができる職場環境の整備や教育職員の心身の健康の保持・増進に努めます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組② 安全衛生対策の充実

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、教育職員の心身の健康を保ち、安全に働くことのできる環境をつくるため次の取組を進めています。

- ・新規採用教育職員を対象としたメンタルヘルス講演会の実施
- ・啓発紙「葛飾区立学校安全衛生委員会だより」の発行
- ・産業医による健康相談の実施
- ・教職員ハラスメント相談窓口の設置
- ・【東京都事業】教職員アウトリーチ型相談事業(臨床心理士等の訪問面談)の活用
- ・【東京都事業】新規採用教員メンター(気軽に相談できる環境づくり)の導入
- ・職場用チェックリストを用いた職場環境の自主点検の実施
- ・学校職場巡視の実施(再掲)
- ・長時間勤務者に対する面接指導の実施(再掲)
- ・ストレスチェックの実施
- ・安全衛生委員会の開催

【今後の取組】

各健康事業がより活用されるよう、また希望者が確実に参加することができるよう、周知の徹底や利用しやすい実施方法を検討します。また、東京都教育委員会が設置するメンタルヘルス相談窓口や東京都教職員互助会が実施する「こころの相談室」等、東京都の公立学校に勤務する教育職員が利用できる窓口・制度等について、引き続き周知していきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

検討・実施

◆取組③ ストレスチェックの充実（再掲）

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、平成28年度から全学校の教育職員に対してストレスチェックを実施してきました。直近3年間における受検率の推移は、令和5年度87.8%、令和6年度89.0%、令和7年度93.2%と増加しています。

高ストレス者に該当した教育職員に対しては、希望制で産業医による面接指導を行っています。また、学校管理職を対象に、専門講師による集団分析結果の活用に係る研修会を実施し、各学校におけるストレスチェックの有効活用を推進してきました。

【今後の取組】

引き続きストレスチェックを実施し、教育職員への周知を徹底することで受検率を高めていきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組④ 勤務間インターバルの拡大

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、定時退庁日の設定や勤務時間外における電話自動応答機能の設定、会議の精選等により、時間外在校等時間を削減する取組を着実に実施してきました。

これらにより、国の指針で求められている、終業から始業までの継続した休息時間の確保について、令和7年10月における全教育職員の出退勤の記録では、平均退勤時刻が午後5時56分、平均出勤時刻は午前7時43分となっており、目安とされている11時間の勤務間インターバルを十分に確保できています。

【今後の取組】

引き続き教育職員の退勤時間を早める取組を実施するとともに、繁忙期間でも概ね11時間の勤務間インターバルを確保することができるよう、学校に周知徹底を図り、勤務間インターバルの拡大を目指します。他の職層と比較して時間外在校等時間が長時間の傾向にある副校長については、副校長補佐の配置拡大や活用を行うことで退勤時間を早めるよう取り組んでいきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑤ 年次有給休暇の取得促進

【これまでの取組と成果】

学校閉庁日や定時退庁日の設定、会議や学校行事の精選等に取り組み、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めてきました。教育職員の平均取得日数は全体で15.8日（令和6年度）と比較的高い水準となっていますが、職層や職場環境によって取得のしやすさに差異があるものと認識しています。

【今後の取組】

全ての教育職員が仕事上の責任を果たしつつ、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、その取組の一つとして、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

管理職に対して、教育職員への休暇の取得を促進するよう徹底します。日頃から職場内のコミュニケーションを図り、周囲の教育職員が休暇取得時に相互に協力し合える雰囲気づくりや、学校の状況に応じて休暇取得日数の目標を定めるなど、安心して休暇を取得できる職場環境を整備します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

7 本計画の推進に向けて

(1) 保護者・地域への周知と理解促進

本計画を推進し、教育職員の長時間勤務の更なる改善と、学校教育の質の維持・向上を図っていくためには、保護者や地域の方々のご理解とご協力が不可欠です。本計画の意義について、区ホームページや広報紙、その他の機会を通じて、広く周知してまいります。

(2) 実施状況の公表及び総合教育会議での報告

本計画を推進するにあたり、区ホームページへの掲載等により、実施状況を公表します。また、実施状況を総合教育会議に報告し、区長部局と連携を図ることで、取組の更なる改善につなげます。

(3) 取組の効果検証と見直し

本計画における取組について、毎年度その実施効果を検証し、必要に応じて取組の見直しを図ります。また、文部科学省・東京都教育委員会等の動向や社会情勢の変化を把握し、検討すべき事項が生じた場合は、新たな取組も含めて本計画への反映を検討していきます。

(4) 文部科学省・東京都教育委員会への働きかけ

学校におけるより良い勤務環境を整備するためには、国や東京都による支援等が必要です。葛飾区教育委員会は、国や東京都に対して、教育職員定数の拡大や外部人材の拡充に係る補助等の制度改善、財政的支援等について、他の自治体と連携しながら働きかけていきます。

令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について

教育指導課

1 調査の目的

児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の内容

(1) 体力・運動能力調査（新体力テストにより実施する。）

小学校段階：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン
・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ

中学校段階：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・持久走又は20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ

(2) 生活・運動習慣等調査

生活・運動習慣等の実態に関する質問調査を実施する。

3 調査の対象

調査対象学年		調査対象校数		実施児童・生徒数	
		東京都	葛飾区	東京都	葛飾区
小学校	第1学年	1,253校	48校	91,966人	2,865人
	第2学年			94,534人	3,046人
	第3学年		49校	97,318人	3,131人
	第4学年		49校	99,566人	3,183人
	第5学年		49校	99,779人	3,204人
	第6学年			98,005人	3,239人
中学校	第1学年	597校	24校	68,176人	2,494人
	第2学年			67,426人	2,664人
	第3学年			68,610人	2,638人

※ 保田しおさい学校については、小学校第3学年～第6学年を含む。

4 調査実施期間

令和7年5月～6月

5 調査結果に関する留意点

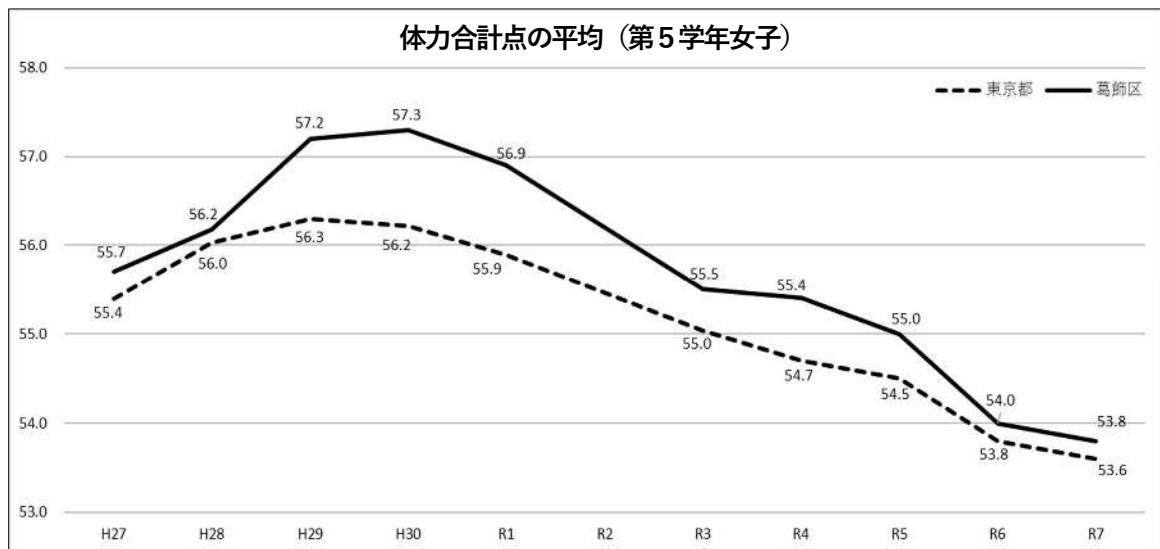
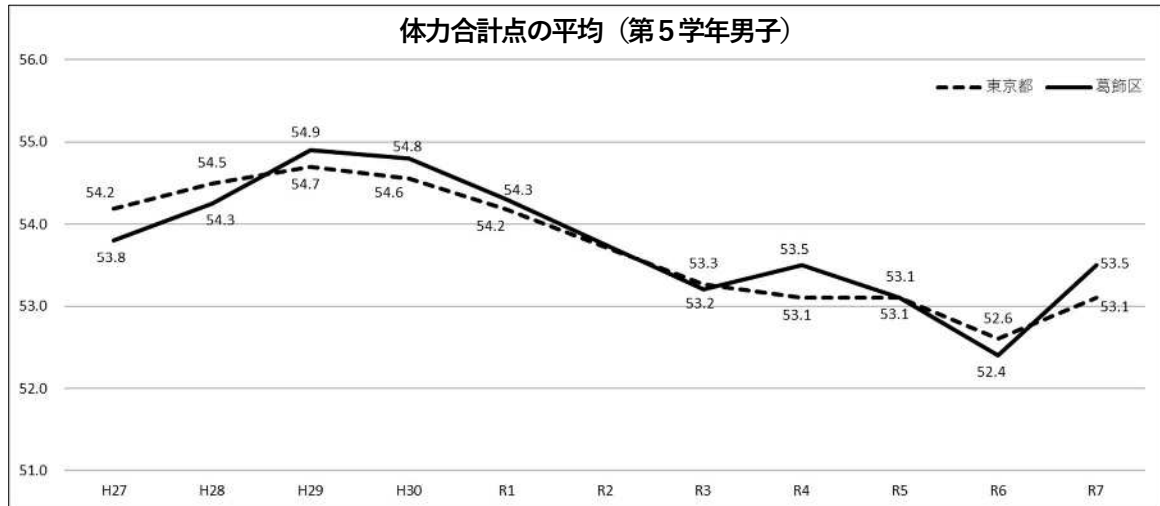
児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までで示しているため、百分率の合計が100%にならないことがある。

6 児童・生徒の体力・運動能力

(1) 小学校

ア 体力合計点の平均（第5学年男子・女子のみ抜粋）

※令和2年度は感染症拡大防止のため中止



【小学校】

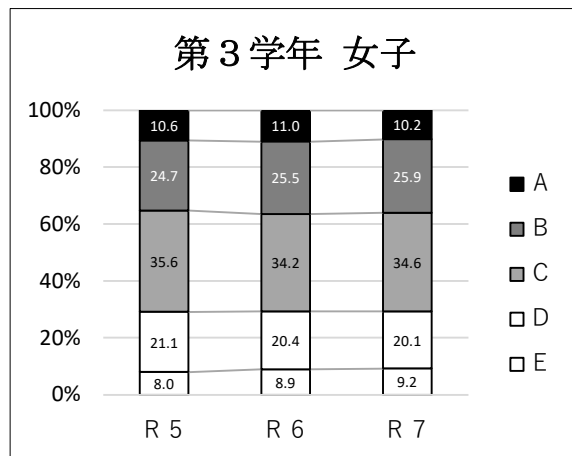
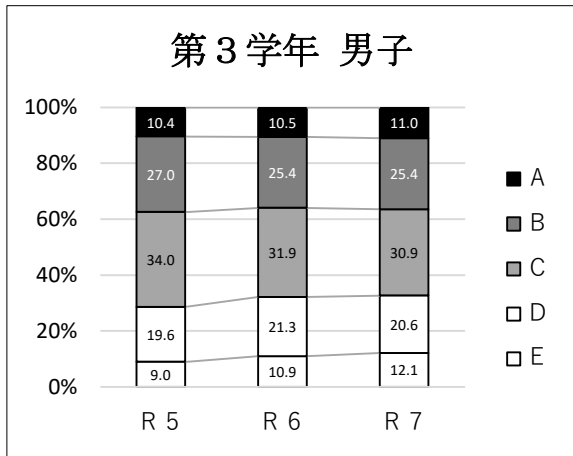
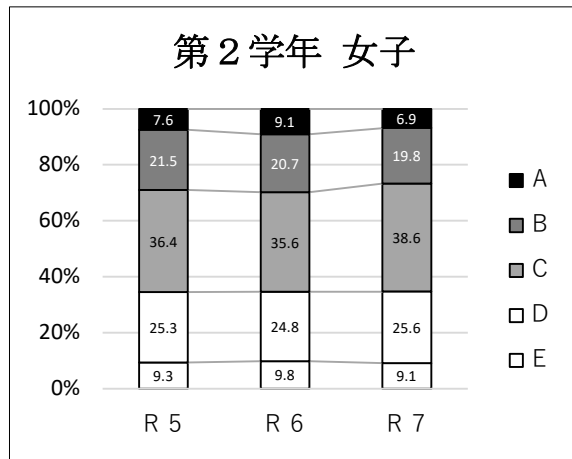
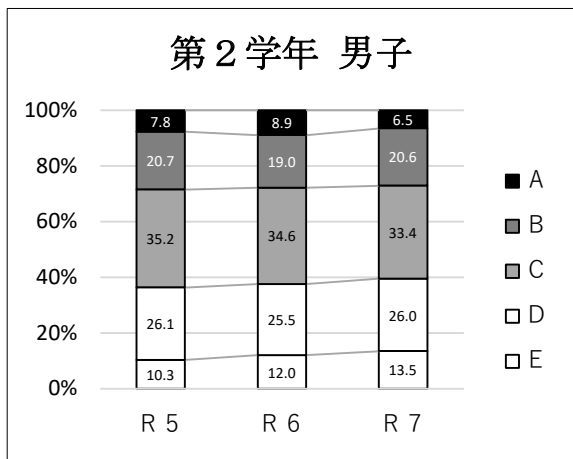
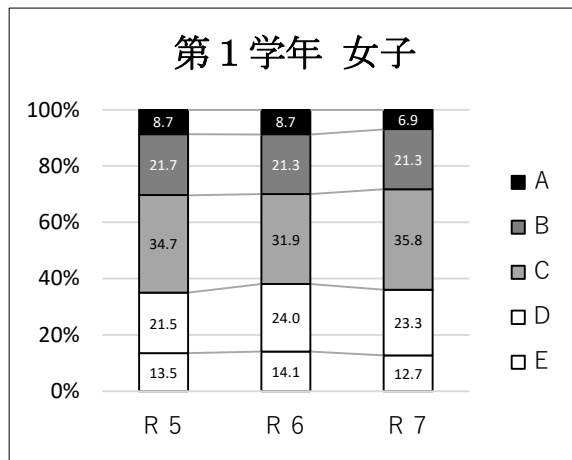
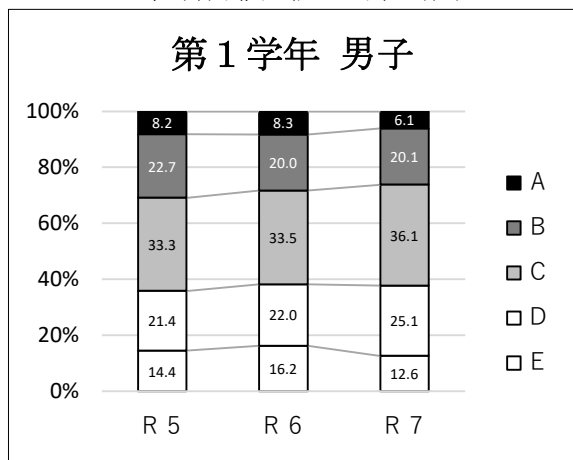
ア 体力合計点の平均（第5学年男子・女子のみ抜粋）について

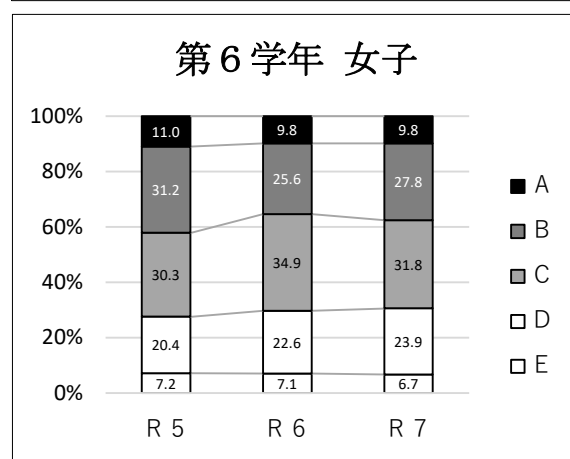
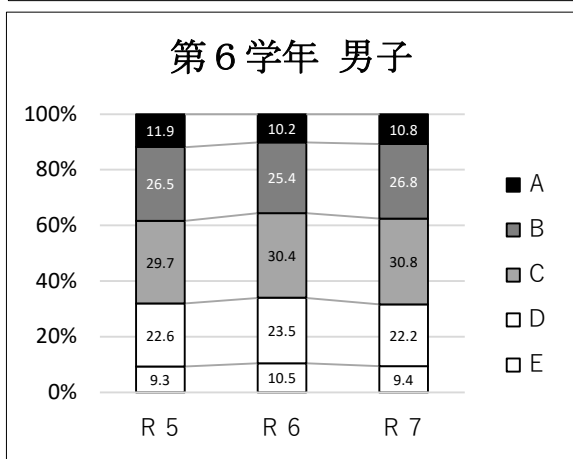
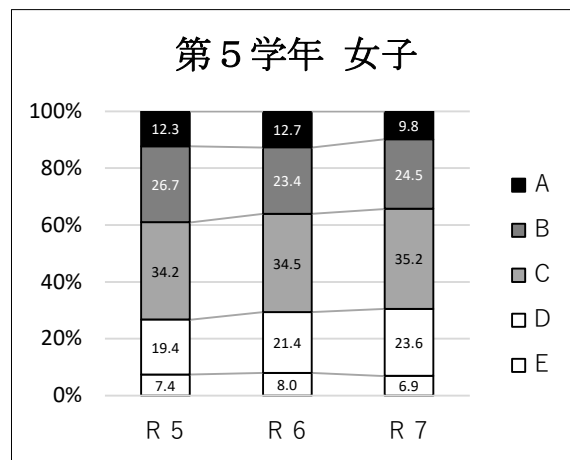
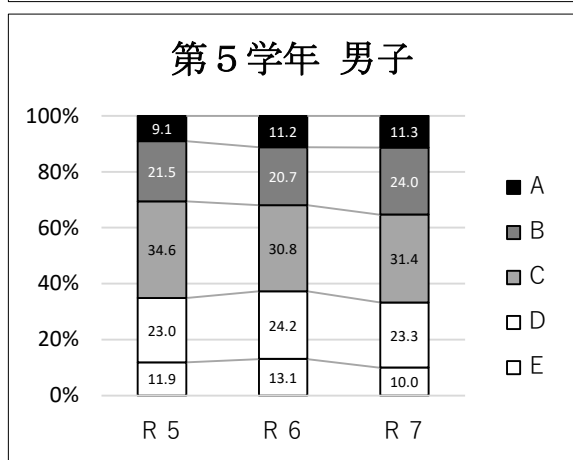
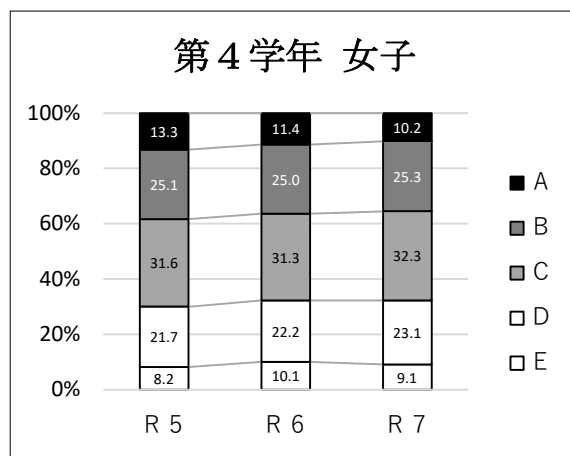
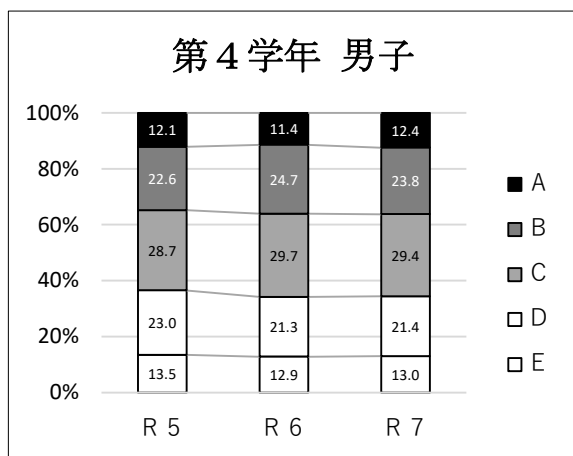
(ア) 男子は平成29年度をピークに、令和6年度まで低下傾向が続いたが、令和7年度に向上

(イ) 女子は平成30年度をピークに、令和7年度まで低下

→ **体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

イ 総合評価 (区のみ) (%)





【小学校】

イ 総合評価（区のみ）について

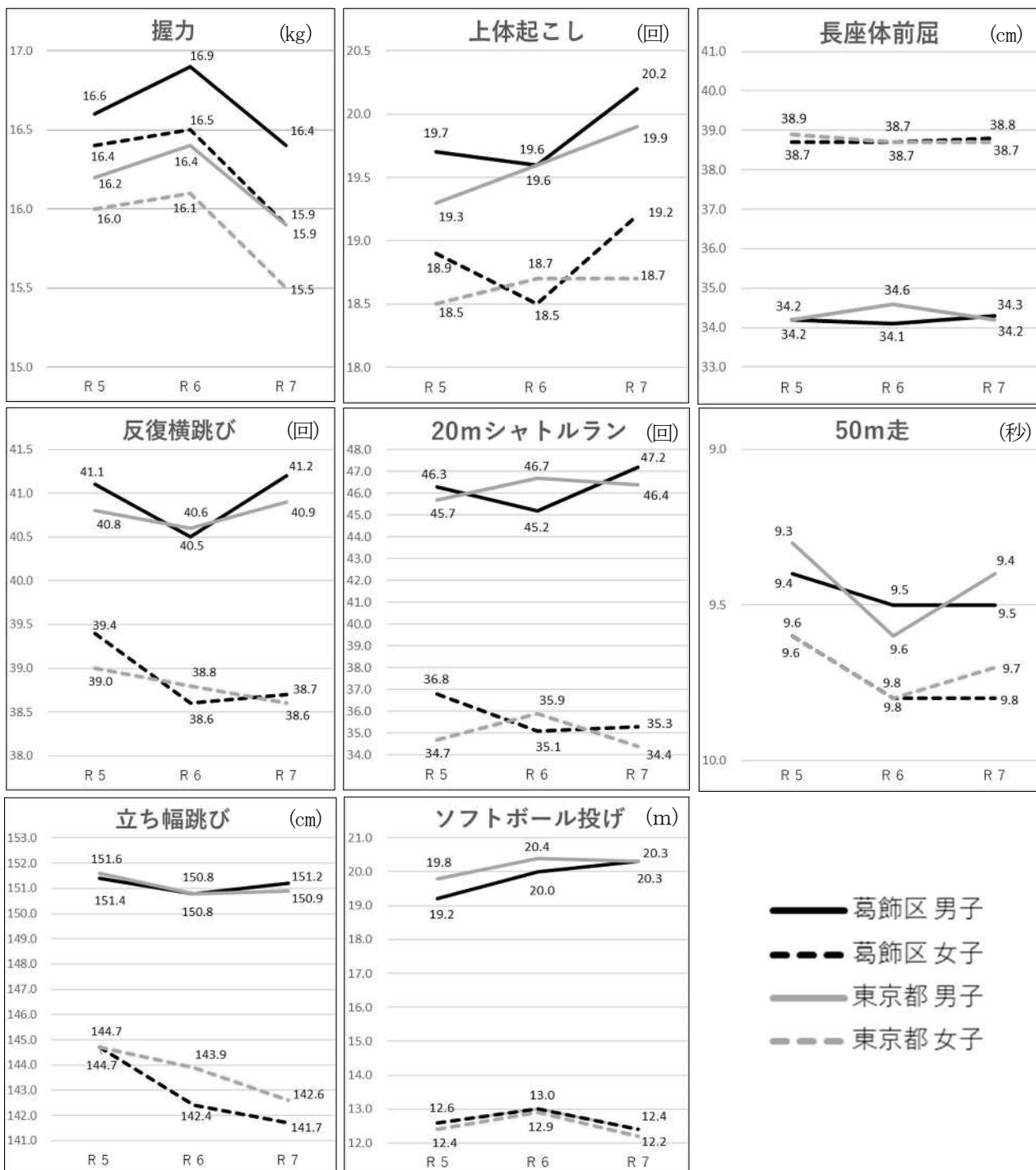
総合評価C以上（A+B+C）の状況

（ア）第1学年男女、第4学年女子、第5学年男子、第6学年男子は、前年度と比べて令和7年度に向上

（イ）第2学年男子、第3学年男子、第5学年女子、第6学年女子は、令和5年度から令和7年度にかけて連続して低下

→ **体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

ウ 各種目の平均（第5学年男子・女子のみ抜粋）



【小学校】

ウ 各種目の平均（第5学年男子・女子のみ抜粋）について

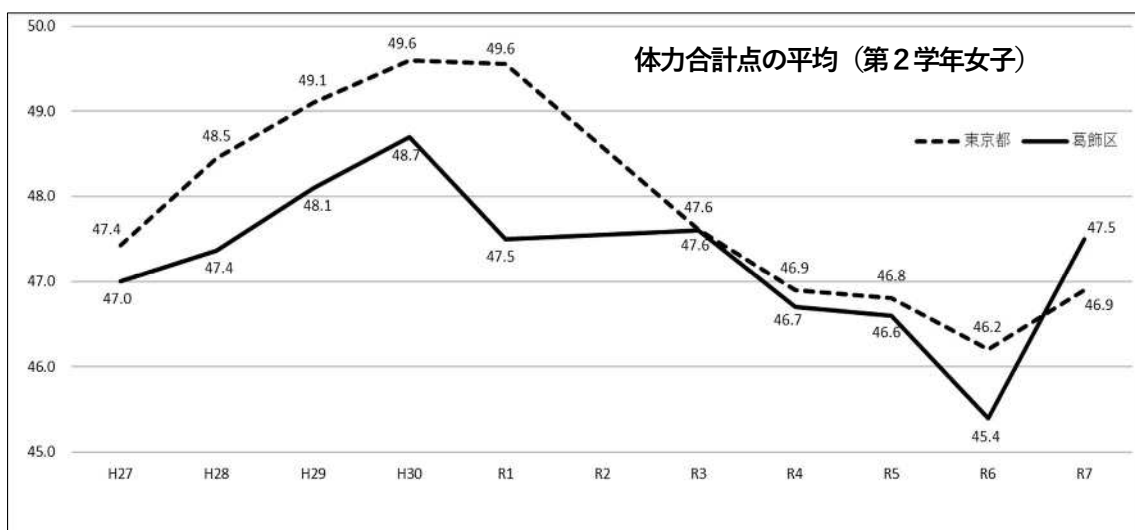
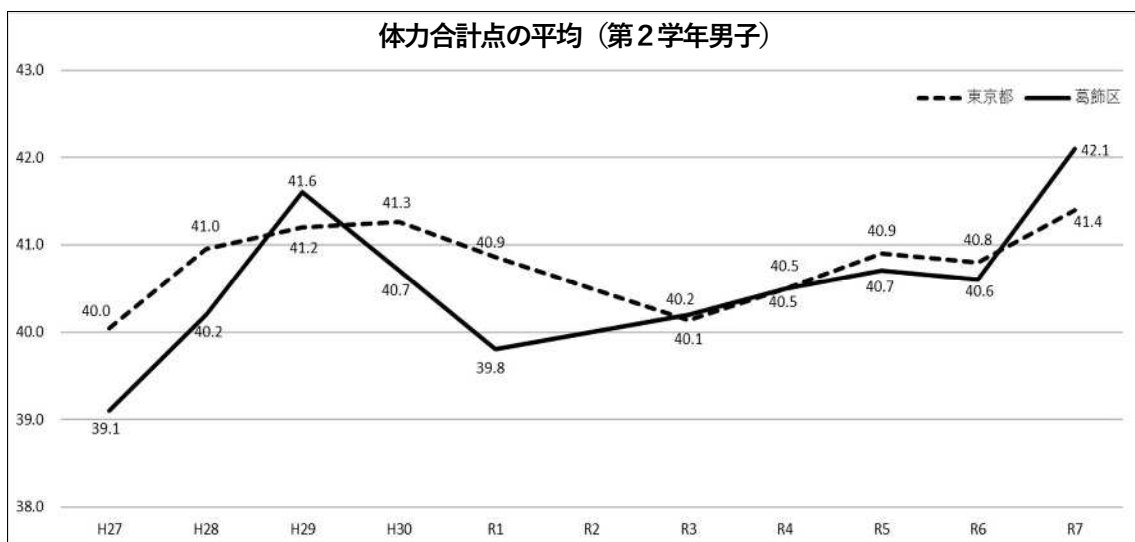
- (ア) 令和7年度は、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルランについて、男女ともに前年度と比べて向上
- (イ) 令和7年度は、握力について、男女ともに前年度と比べて低下
- (ウ) 立ち幅跳び、ソフトボール投げについて、令和7年度は前年度と比べて男子は向上、女子は低下

- 体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要
- 自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組が必要

(2) 中学校

ア 体力合計点の平均（第2学年男子・女子のみ抜粋）

※令和2年度は感染症拡大防止のため中止



【中学校】

ア 体力合計点の平均（第2学年男子・女子のみ抜粋）について

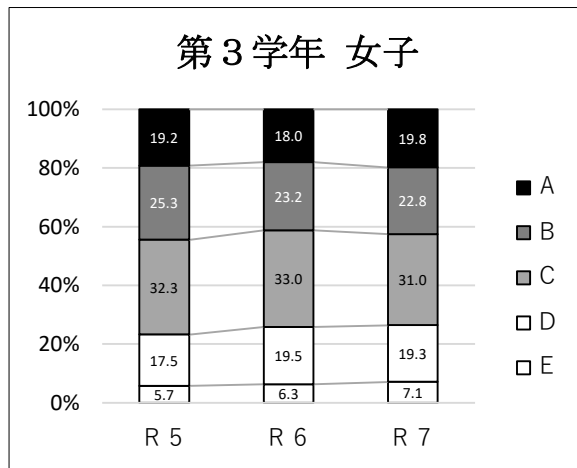
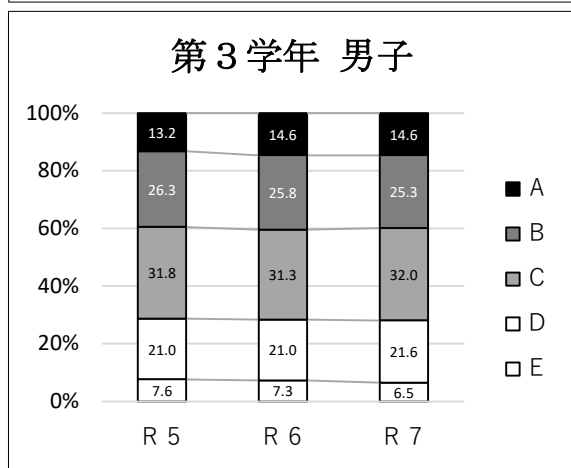
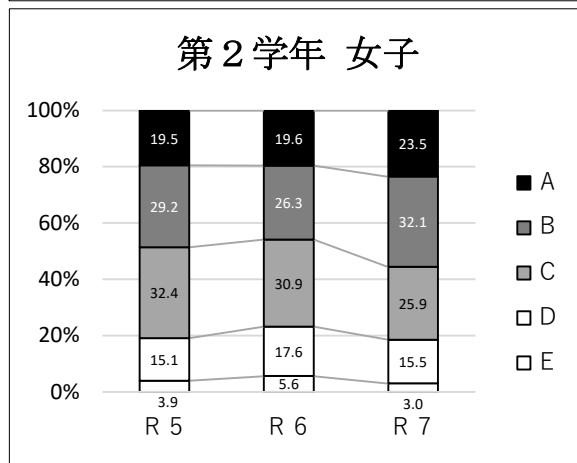
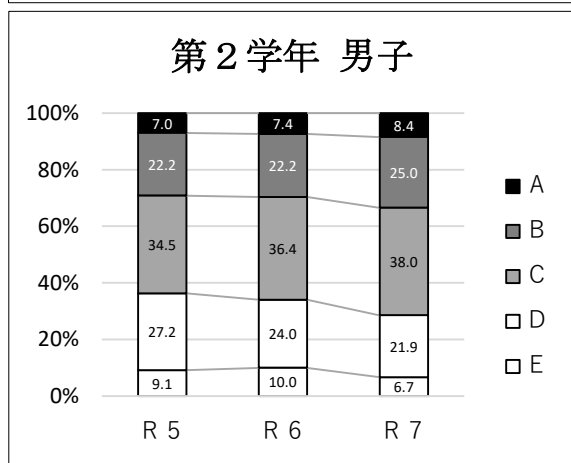
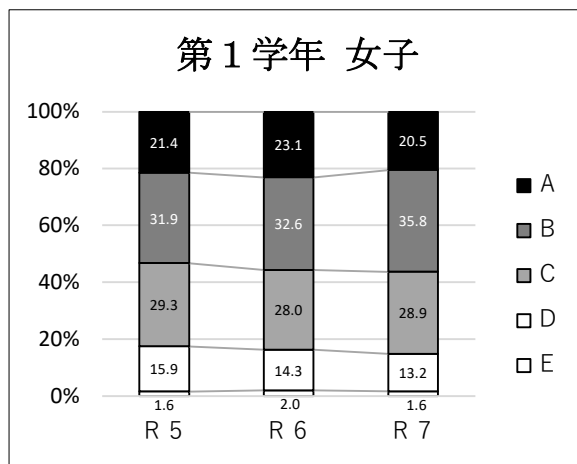
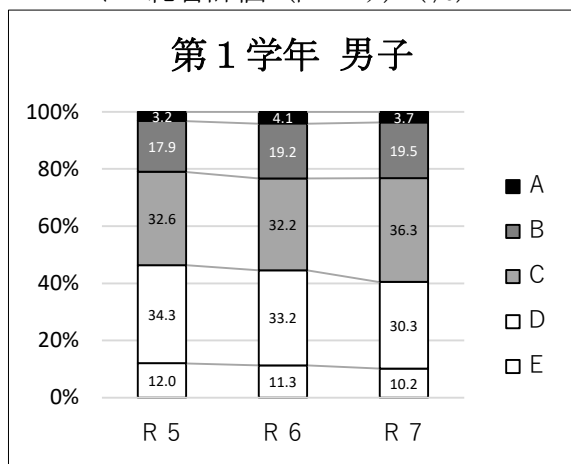
(ア) 男子は、平成元年度から向上傾向

(イ) 女子は、平成30年度をピークに、令和6年度まで低下傾向

(ウ) 令和7年度は、男女ともに前年度と比べて向上

→ **保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

イ 総合評価（区のみ）（%）



【中学校】

イ 総合評価（区のみ）について

総合評価C以上（A+B+C）の状況

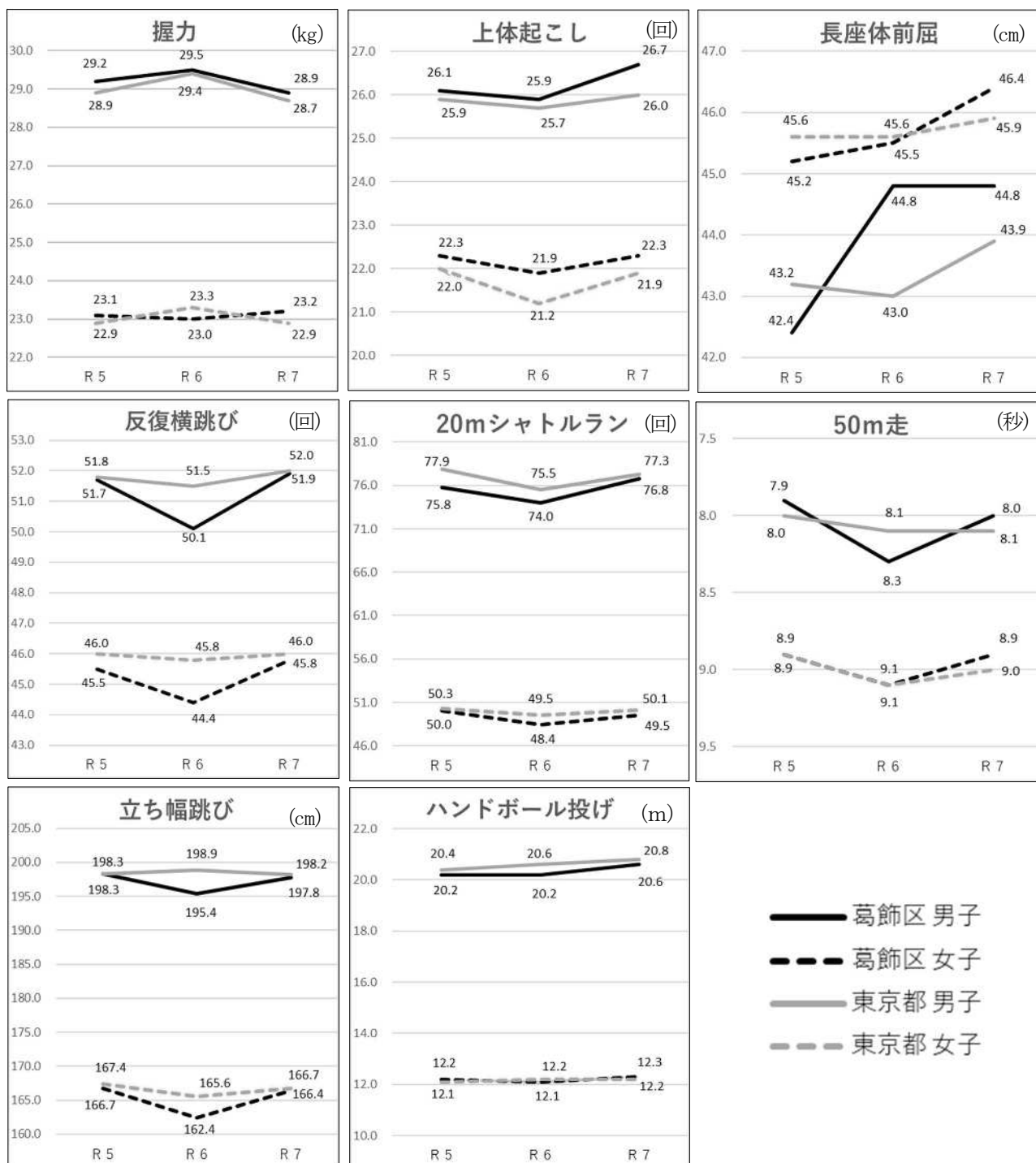
（ア）令和7年度は、第3学年女子を除き、前年度と比べて向上

（イ）第1学年男女、第2学年男子、第3学年男子は、令和5年度から令和7年度にかけて連続して向上

（ウ）第3学年女子は、令和5年度から令和7年度にかけて連続して低下

→ **保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

ウ 各種目の平均（第2学年男子・女子のみ抜粋）



【中学校】

ウ 各種目の平均（第2学年男子・女子のみ抜粋）について

(ア) 令和7年度は、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げについて、男女ともに前年度と比べて向上

(イ) 握力について、令和7年度は前年度と比べて女子が向上、男子が低下

(ウ) 長座体前屈について、令和7年度は前年度と比べて女子が向上、男子が横ばい

→ 保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要

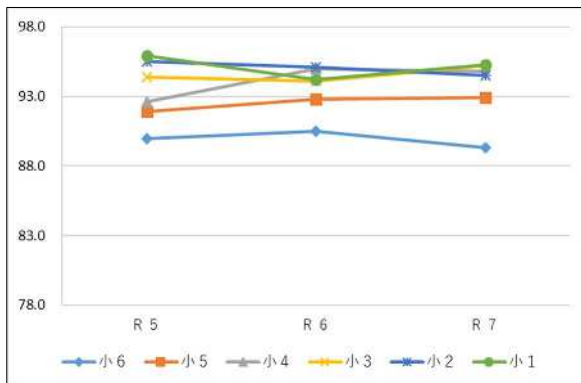
→ 自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組が必要

7 児童・生徒の生活・運動習慣

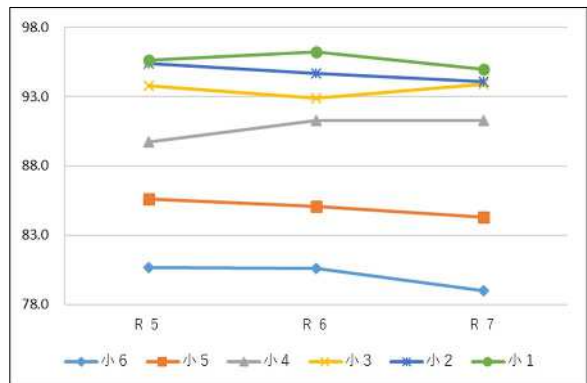
(1) 小学校

ア 運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と肯定的な回答をした児童の割合(%)

【男子】

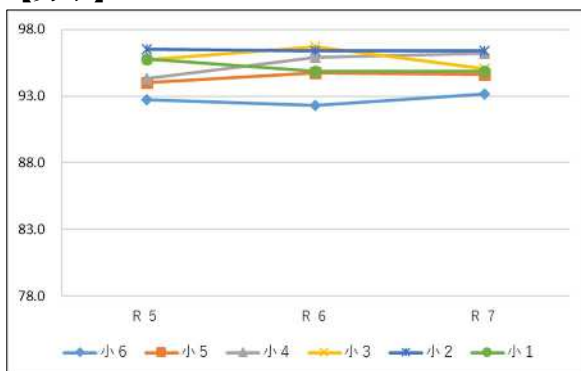


【女子】

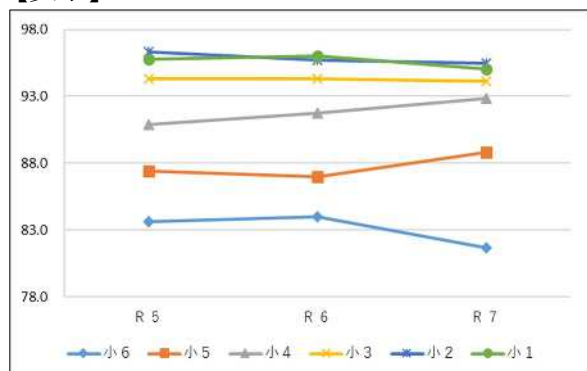


イ 体育の授業が楽しいと「思う・やや思う」と肯定的な回答をした児童の割合(%)

【男子】



【女子】



【小学校】

ア 運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と肯定的な回答をした児童の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第1学年男子、第3学年男女、第5学年男子で増加

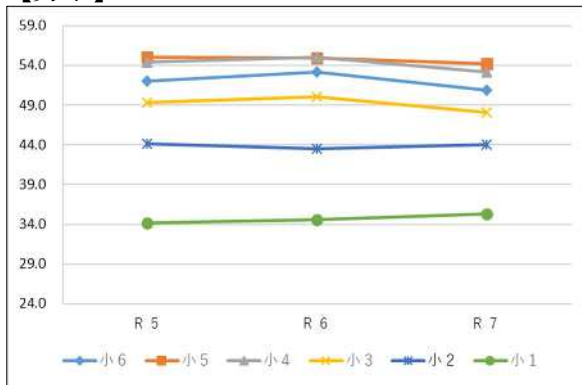
イ 体育の授業が楽しいと「思う・やや思う」と肯定的な回答をした児童の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第4学年男女、第5学年女子、第6学年男子で増加

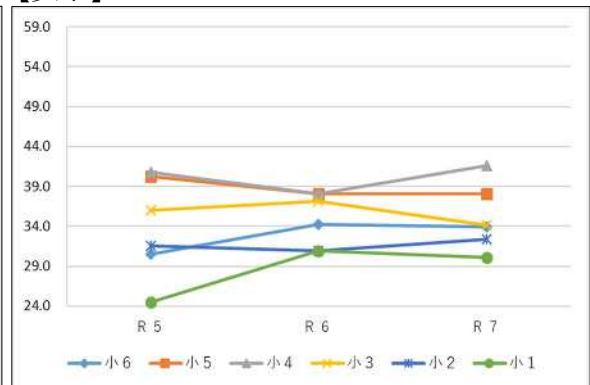
→ **体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

ウ 運動やスポーツを「週3日以上している」（体育の授業は除く）と回答した児童の割合（％）

【男子】

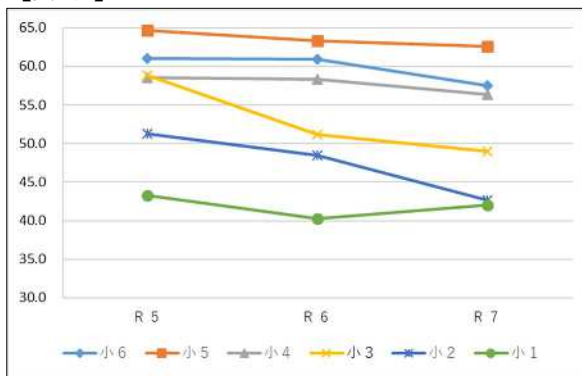


【女子】

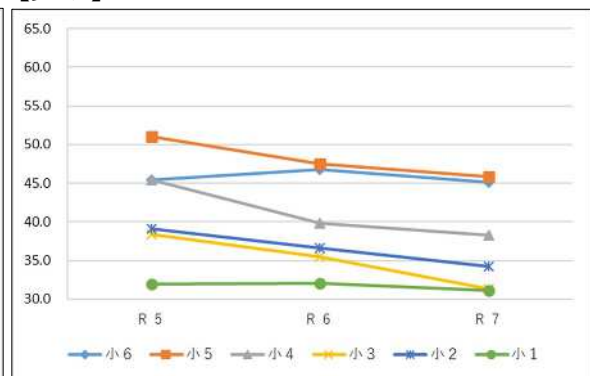


エ 1日の運動時間が「1時間以上」（体育の授業は除く）と回答した児童の割合（％）

【男子】



【女子】



【小学校】

ウ 運動やスポーツを「週3日以上している」（体育の授業は除く）と回答した児童の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第1学年男子、第2学年男女、第4学年女子を除き、低下

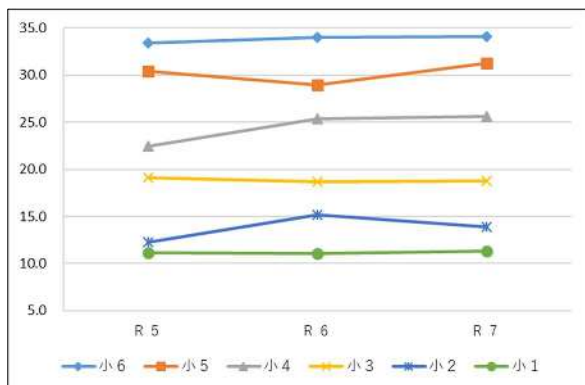
エ 1日の運動時間が「1時間以上」（体育の授業は除く）と回答した児童の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第1学年男子を除き、低下

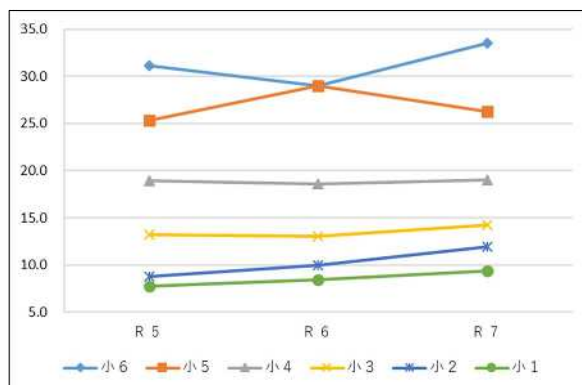
→ 多様な運動機会の創出が必要

オ 1日の画面視聴時間が「3時間以上」と回答した児童の割合(学習を除く使用時間)(%)

【男子】



【女子】



【小学校】

オ 1日の画面視聴時間が「3時間以上」と回答した児童の割合(学習を除く使用時間)について

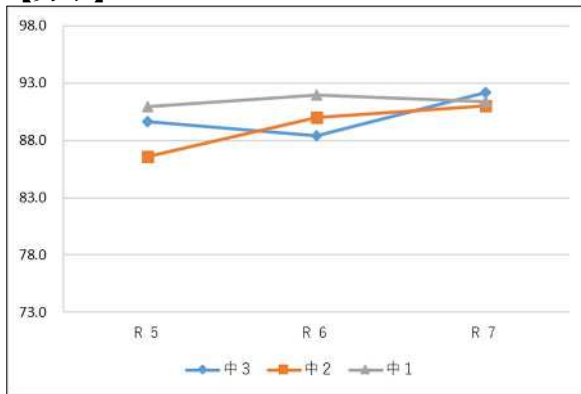
令和7年度は、前年度と比べて、第1学年男女、第2学年女子、第3学年男女、第4学年男女、第5学年男子、第6学年男女で増加

→ **生活習慣を見直し、改善を図ることが必要**

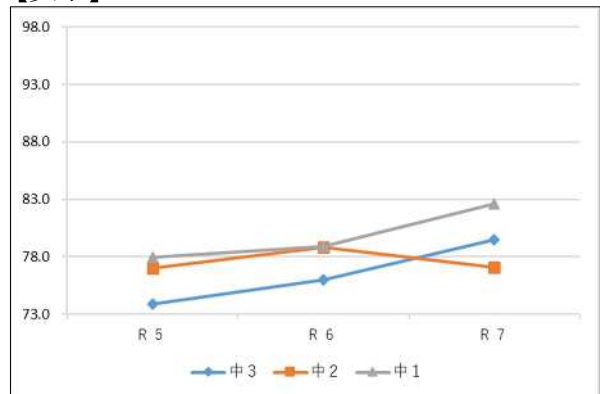
(2) 中学校

ア 運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と肯定的な回答をした生徒の割合(%)

【男子】

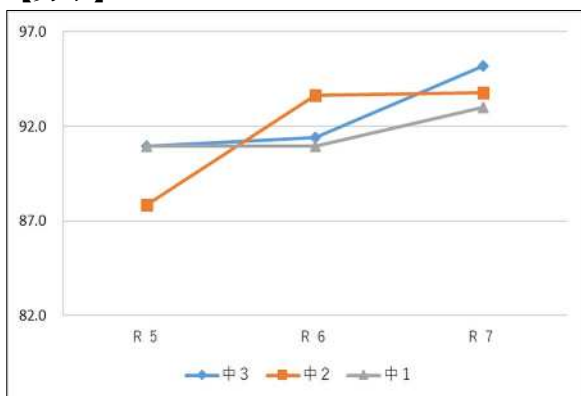


【女子】

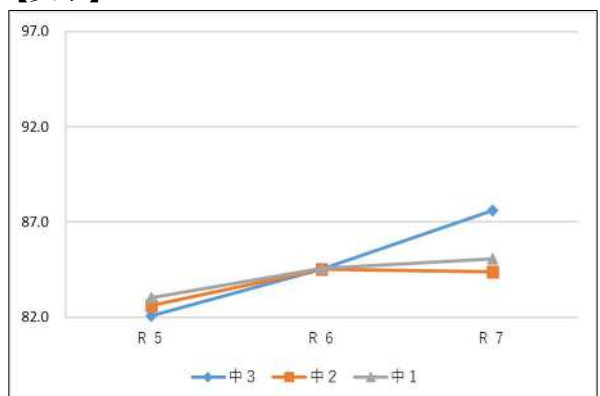


イ 保健体育の授業が楽しいと「思う・やや思う」と肯定的な回答をした生徒の割合(%)

【男子】



【女子】



【中学校】

ア 運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と肯定的な回答をした生徒の割合について

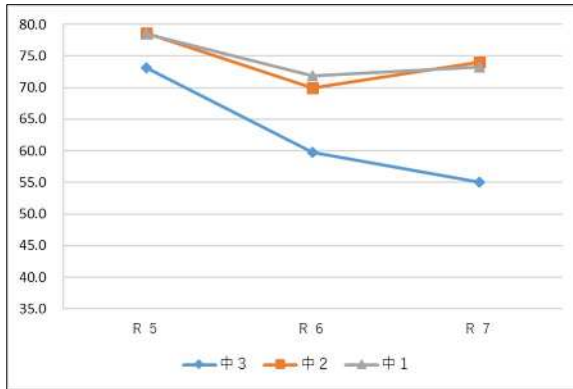
令和7年度は、前年度と比べて、第1学年女子、第2学年男子、第3学年男女で増加

イ 保健体育の授業が楽しいと「思う・やや思う」と肯定的な回答をした生徒の割合について
令和7年度は、前年度と比べて第1学年男女、第2学年男子、第3学年男女で割合が増加

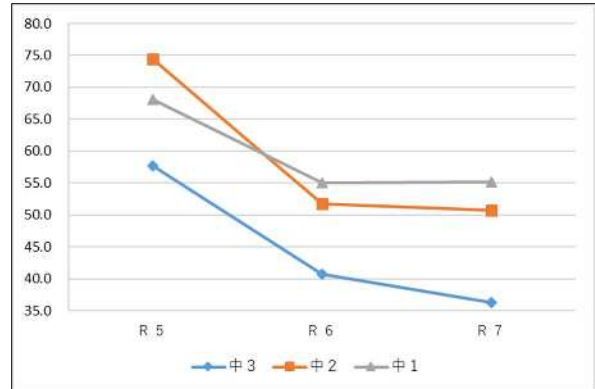
→ **保健体育の授業等の充実や多様な運動機会の創出が必要**

ウ 運動やスポーツを「週3日以上している」（保健体育の授業は除く）と回答した生徒の割合（％）

【男子】

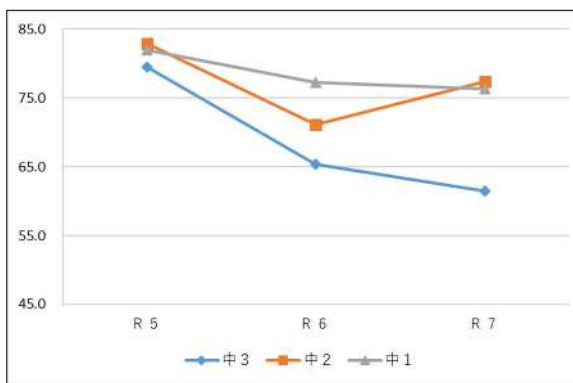


【女子】

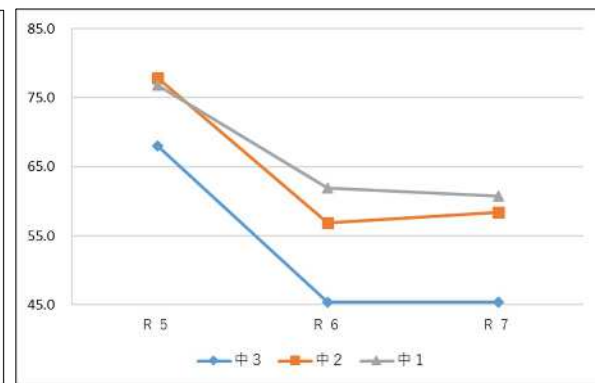


エ 1日の運動時間が「1時間以上」（保健体育の授業は除く）と回答した生徒の割合（％）

【男子】



【女子】



【中学校】

ウ 運動やスポーツを「週3日以上している」（保健体育の授業は除く）と回答した生徒の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第1学年男女、第2学年男子を除き、低下

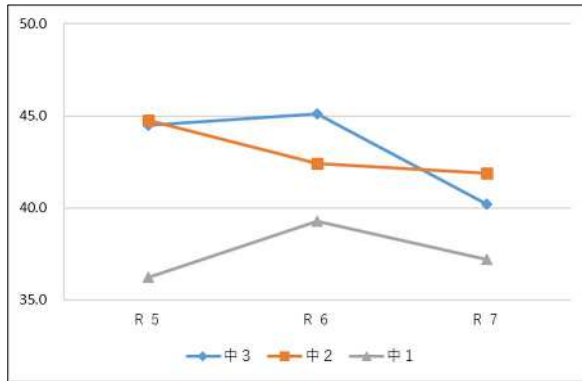
エ 1日の運動時間が「1時間以上」（保健体育の授業は除く）と回答した生徒の割合について

令和7年度は、前年度と比べて、第2学年男女、第3学年女子を除き、低下

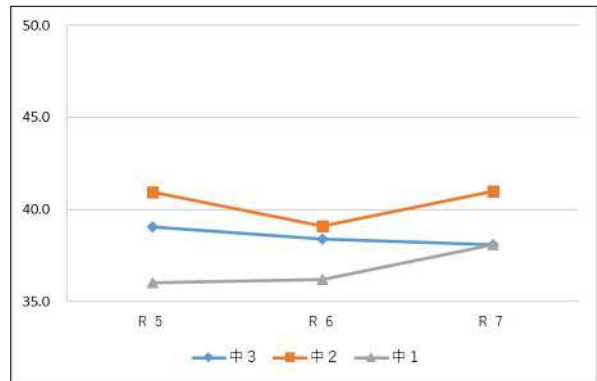
→ **多様な運動機会の創出が必要**

オ 1日の画面視聴時間が「3時間以上」と回答した生徒の割合(学習を除く使用時間)(%)

【男子】



【女子】



【中学校】

オ 1日の画面視聴時間が「3時間以上」と回答した生徒の割合(学習を除く使用時間)について

令和7年度は、前年度と比べて、第1学年女子、第2学年女子で増加

→ **生活習慣を見直し、改善を図ることが必要**

8 各学校の取組

(1) 体育・保健体育の授業の充実

ア 授業の工夫

児童・生徒が主体的に体を動かしたり、運動の楽しさや喜びを味わったりするために、自ら考え、運動する場面や、運動の特性に触れる機会を増やす。

イ 研修会への参加

教育委員会が主催する体育実技研修会において、有識者から学んだ指導方法を活用し、運動の特性を理解した上で、授業を実施する。

(2) 自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組

ア 東京ALPHAの活用

(ア) 児童・生徒又は教員のデジタル端末から入力及び閲覧できるシステム「東京ALPHA」の効果的な活用を図る。

(イ) 児童・生徒が「東京ALPHA」に結果を入力した後、提示されるフィードバックコメントや適切な運動プログラムにより、自身の体力の現状を把握し、運動への意欲につなげる。

(3) 多様な運動機会の創出

ア 外部講師を活用した取組

小学校第1学年の体育の授業において、外部講師の指導により運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにする。

イ かつしかっ子体力アッププログラム

児童・生徒が持久走や縄跳びなど、日常的に取り組むことができる運動や授業の中で継続して運動に親しむ機会を設定し実施する。

ウ 体力重点取組

本調査結果を分析したことを基に「体力重点取組」を設定し、計画的に児童・生徒の体力向上を図る。

エ 好事例の活用

体力向上推進校等のよりよい実践内容を参考に、効果的な取組を実施する。

(4) 生活習慣を見直し、改善を図る取組の推進

ア タブレット端末等の画面視聴時間に関する生活習慣の改善

- (ア) 小学校体育科「健康な生活」、中学校保健体育科「健康な生活と疾病の予防」の授業等において、正しい生活習慣について指導する。
- (イ) 教育委員会で実施している、デジタル機器を使わない時間をつくる「かつしかアウトメディア・チャレンジデー」（毎月10日）の取組を学校だより及び保健だより等を通して、保護者へ周知し、生活習慣の改善を図る。

いじめによる重大事態の発生について

教育指導課

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生し、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、同項に基づき葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）へ調査を要請したもの

1 対象となる事件及び経緯の概要

令和7年7月6日、2に記載の児童（以下「対象児童」という。）が、児童Aの頬を叩いた。この件で保護者間のトラブルになり、同年7月8日以降に、対象児童は欠席することが増えた。学校は事実を確認し、同年9月24日に、対象児童が児童Aに対して行ったいじめとして認知した。

同年9月、対象児童が保護者に対し、対象児童のいない場でイニシャルで呼ばれ、「（対象児童の）名前を言うと殺される。」という話をされていることを相談した。対象児童保護者が学校へ相談し、学校は事実確認の上で、同年10月7日、児童Bが対象児童に対して行ったいじめとして認知した。

同年10月15日、対象児童が土手で遊んでいた際、同じ学年の児童A及びC～Iの8名が土手に来たため、対象児童は公園に移動した。移動先の公園に児童A及びC～Hの7名が来て、対象児童のいる場所の近くでサッカーをした。対象児童の近くにボールが転がったことが2回あり、対象児童は嫌がらせをされていると感じた。後日の学校における聞き取りで、児童A及びC～Iの8名は、対象児童が土手にいることを確認した上で土手に遊びに行き、対象児童が公園に移動したために児童A及びC～Hの7名も移動したことが分かった。学校は同年12月4日、児童A及びC～Iが対象児童に対して行ったいじめとして認知した。

上記のほか、対象児童と他の児童との間で複数のトラブルがあり、この間に、各児童の保護者間トラブルや、対象児童が教職員に不信感を持つ出来事も発生したため、学校は、いじめだけでなく、複合的な要因による欠席と捉え、対象児童に対し、放課後に面談を行ったり、別室登校をしやすい環境を整えたりするなどの対応を継

続していた。

その後、同年12月8日、学校へ対象児童保護者の代理人弁護士から通知が届いた。通知内容は、同年7月以降のトラブルについて調査をすること、登校に向けた具体的な対策を提示すること、対象児童の同年7月8日以降の欠席はいじめが原因であり法第28条第1項第2号に該当するため、法に則った調査を実施すること等を求めるものだった。

学校は対象児童保護者の代理人弁護士へこれまでの対応状況を改めて説明し、令和8年1月21日、葛飾区教育委員会へいじめ重大事態発生の報告書を提出した。

2 対象児童

区立小学校 第6学年 男子 (いじめ認知時点)

3 いじめを行った児童

児童A～I 同区立小学校 第6学年 男子9名 (いじめ認知時点)

4 該当する重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号該当)

5 重大事態の調査について

令和8年2月18日の教育委員会において、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、法第28条第1項に基づく調査を対策委員会に要請することを決定し、同日、要請を行った。

6 対策委員会の構成

委員長 弁護士 1名

副委員長 学識経験者 1名

委員 学識経験者 1名、医師 1名、公認心理師 1名

体育施設の利用の在り方に関する見直しについて

生涯スポーツ課

1 目的

本区のスポーツ振興を一層活性化し、区民がより公平かつ快適に利用できる体育施設の環境を整備するため、体育施設の利用の在り方について以下のとおり見直す。

2 内容

(1) 優先利用の見直し

ア 概要

本区の体育施設では、「葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準」により、基準に該当する団体の利用については、一般利用者の利用申請受け前に申請を受け付けている（以下「優先利用」という。）。同基準では優先利用に当たって、団体の公共性や利用目的により優先順位を設定しており、協定団体等の優先順位は区又は教育委員会の行政目的を遂行するための主催行事等と同一の第一位としているが、各団体の公平性をより担保するため、優先順位の見直しを行う。

イ 検討内容

協定団体等の利用目的に応じて、優先順位を見直す。優先順位については、別紙のとおり第一位を区又は教育委員会の行政主催行事等に限定し、第二位を区のスポーツ施策を推進する行事として協定団体等の公式戦等、第三位を区のスポーツ振興に寄与する各団体の活動とする。

ウ 今後の予定

令和 8 年 4 月から 関係団体へ周知

令和 8 年 8 月から 関係団体へ令和 9 年度分の体育施設確保の希望調査

令和 8 年 11 月・12 月 新基準による利用調整会議

(2) 営利を目的とする場合の利用料金適用の拡大

ア 概要

令和7年10月1日から、陸上競技場や多目的広場などにおいて営利を目的として体育施設を利用する場合の利用料金を通常100分の200とする条例改正を行った。今後、営利団体の利用実態を把握した上で、対象施設の適用拡大について検討する。

イ 検討内容

	現行	改正後
対象施設	(1)陸上競技場 (2)多目的広場 (3)フットサル場 (4)球技場	現行の体育施設に加え、その他の体育施設（体育館や野球場など）も対象とする。

ウ 今後の予定

令和8年6月 文教委員会（条例改正案の概要報告）
令和8年9月 文教委員会（条例改正案付議）
令和8年10月から 利用者へ周知
令和9年1月 令和9年4月分の体育施設抽選
令和9年4月から 営利を目的とする場合の利用料金適用の拡大

(3) 協定内容の見直し

ア 概要

本区のスポーツ振興及び地域の活性化を図ることを目的として一部の団体と協定を締結している。当該団体に対して、協定を根拠に体育施設の優先利用を認めているが、現行の協定内容では、団体の活動実態や経営リスクが把握できない、第三者が介入するリスクがあるといった課題がある。今後、これらの課題に対応できる規定を追加した新たな協定案を作成し、当該団体と再度協定を締結する。

なお、新規の団体と協定を締結する際も同様に、新たな協定案により協定を締結する。

イ 現在、協定等により体育施設を優先利用している団体

(ア) 株式会社リガーレ東京

(イ) 株式会社南葛SC（当該団体は、協定を締結している団体ではなく、団体の活動を支援するために文書を取り交わしているが、今回の見直しを契機に協定を締結することとする。）

ウ 検討内容

現行の協定の課題に対応するため、以下の要素の追加を検討する。

(ア) 活動実績報告の義務化

活動実態を把握するため、協定に基づく活動の実施状況に関する報告を義務付ける。

(イ) 運営状況報告の義務化

団体の経営リスクを把握するため、運営状況の報告を義務付ける。

(ウ) 権利義務の譲渡禁止

第三者介入のリスクを無くすため、協定上の権利や義務を第三者へ譲渡することを禁止する。

エ 今後の予定

協定案については、別途、文教委員会へ報告した後、各団体との協定締結に向けて協議を進める。

(4) 利用者登録の見直し

ア 概要

体育施設利用者登録において、現在は登録カードの有効期限を自動更新しており、利用者による更新手続きを必要としていない。したがって、登録手続き後に要件を満たさなくなった場合でも利用者が抹消手続きを行わなければ登録カードを使用することができるため、実態のない複数の登録カードが存在する状態となる。これに対し、自動更新を廃止し、利用者に更新手続きを求めることとする。

また、個人登録の引落口座について、本人名義以外の口座でも登録を可能としていたことから、複数の登録カードを利用した体育施設の独占的な利用が疑われる事案が発生していた。これに対し、引落口座名義の要件を整備する。

以上の取組により利用者登録の適正化を図る。

イ 現行との変更点

(ア) 利用者登録の更新手続き

現 行：初回の利用者登録後、利用者から登録抹消の申し出がなければ一律で有効期限を自動更新している。

変更後：自動更新を廃止し、有効期限（3年間）の経過後に登録カードの継続利用を希望する利用者に対し更新手続きを求める。

(イ) 引落口座名義の要件

	現行	変更後
個人登録	制限なし (本人以外の口座でも登録可)	本人名義の口座 (ただし、高校生など本人名義の口座がない場合は、保護者などの口座でも登録可)
グループ登録等	グループに関連する名義の口座 (代表者、構成員、団体名に関連する名義の口座)	変更なし

ウ 今後の予定

令和8年4月から 利用者へ周知

更新手続きの開始は、指定管理者との協議後、速やかに開始する。

葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件
に関する基準 見直し案

優先 順位	申請期間前受付ができる場合	
	現行	見直し案
1	<p>(1)区又は教育委員会の行政目的を遂行するための主催行事</p> <p>(2)区立の学校（幼稚園含む）又は保育園が主催する教育目的のためのスポーツ等の行事</p> <p><u>(3)区又は教育委員会と連携・協働（協定・覚書・認定）してスポーツ振興や地域活性化の推進に貢献するためのスポーツ活動を目的として使用する場合</u></p> <p>(4)その他、教育委員会が特に必要と認めた場合</p>	<p>(1)区又は教育委員会の行政目的を遂行するための主催事業</p> <p>(2)区立の学校（幼稚園含む）又は保育園が主催する教育目的のためのスポーツ等の行事</p> <p><u>削除</u></p> <p>(3)その他、教育委員会が特に必要と認めた場合</p>
2	<p>葛飾区スポーツ協会や葛飾区スポーツ協会加盟団体等が主催する公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事（区又は教育委員会が後援・協賛する等の大会）</p>	<p>(1)葛飾区スポーツ協会や葛飾区スポーツ協会加盟団体等が主催する公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事（区又は教育委員会が後援・協賛する等の大会）</p> <p><u>(2)区又は教育委員会と協定を締結している団体の公式戦</u></p> <p><u>(3)かつしか地域スポーツクラブ育成支援指針の認定基準に基づき認定されている団体の事業</u></p>
3	<p><u>(1)葛飾区スポーツ協会に開催要項等を提出し了承されたスポーツ等の行事（各体育団体の主催する大会及び審判講習会等）</u></p> <p>(2)区内の学校（私立学校及び私立保育園含む）、公共団体又は公益団体の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> <p>(3)区に減免申請登録した障害者・高齢者団体のスポーツ行事</p> <p>(4)東京都スポーツ協会やその競技加盟団体等の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p>	<p><u>(1)区若しくは教育委員会と協定を締結している団体又はスポーツ協会加盟団体等のスポーツ等の活動（各団体の主催する大会、<u>スクール、練習及び審判講習会等</u>）</u></p> <p>(2)区内の学校（私立学校及び私立保育園含む）、公共団体又は公益団体の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> <p>(3)区に減免申請登録した障害者・高齢者団体のスポーツ行事</p> <p>(4)東京都スポーツ協会やその競技加盟団体等の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p>
4	<p>他区又は他区の学校（大学・専門学校は除く）が主催するスポーツ等の行事</p>	<p>他区又は他区の学校（大学・専門学校は除く）が主催するスポーツ等の行事</p>
5	<p>一般の団体が区民及び区内の団体を対象に行う大規模なスポーツ行事</p>	<p>一般の団体が区民及び区内の団体を対象に行う大規模なスポーツ行事</p>